

# 説明資料

## 宇都宮市景観計画に関する意見への対応について

### ◎趣旨

「宇都宮市景観計画」の改定に係る「パブリックコメント」及び「宇都宮市都市計画審議会への意見聴取」を実施したことから、その意見への対応等について諮るもの

### 1 「宇都宮市景観計画」(改定素案)に関するパブリックコメントについて

(1) 意見の募集期間 平成31年1月23日(水)～2月14日(木)

(2) 意見の応募者数 1名(男性 1名, 女性 0名)

意見数 2件

#### (3) 意見の処理状況

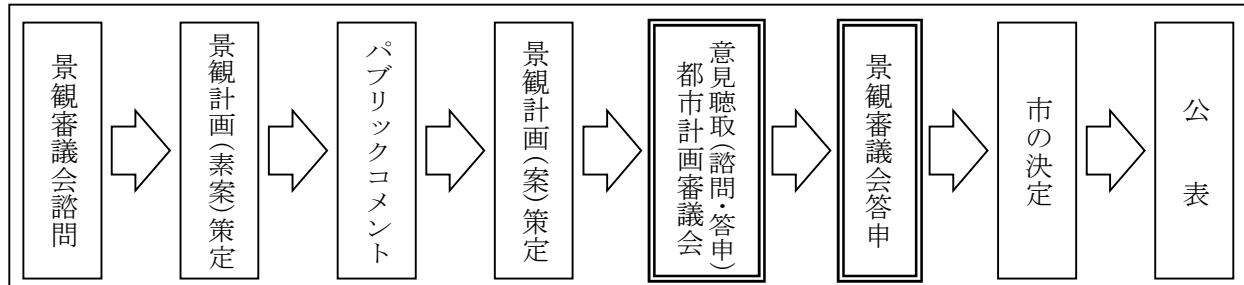
区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	0件
C	計画の参考とするもの	0件
D	計画に盛り込まないもの	0件
E	その他、要望・意見等	2件
計		2件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	E	JR宇都宮駅東口、東西自由通路の安全対策について、故障等の発生時にエスカレーター、エレベーターが使用不能となるため、階段の増設が必要	JR宇都宮駅東口東西自由通路につきましては、駅東口の各施設への円滑な移動が可能となるよう、バス等の各レーンに、階段と合わせてエレベーターなどを設置することにより、各種交通機関への乗り換えがスムーズにできるよう整備しておりますが、新たに階段を増設する計画はありませんが、今後予定している宇都宮駅東口地区整備に当たっては、東西自由通路から直接つながる交流広場の整備に伴う階段の設置につきまして計画してまいります。
2	E	南大通り1・2丁目は田川の洪水想定区域にあり、東部への避難に当たっては現在横断箇所が北側(ペデストリアンデッキ)のみのため、南側にも必要	当該区域から東部へは、築瀬アンダーの側道など、横断可能な既存の道路で避難いただくこととなっております。

## 2 「宇都宮市景観計画」（改定案）に関する宇都宮市都市計画審議会への意見聴取について

### （1）都市計画審議会における意見聴取の必要性

景観法第8条に基づく「景観計画」で定める良好な景観の形成に関する内容は、土地利用等に関する制限等、都市計画にも関係することから、景観法第9条において、景観計画を策定または変更するときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされている。



### （2）都市計画審議会における主な意見等と、その対応について

都市計画審議会（平成31年2月28日開催）からの答申（参考2）に対して、別紙1のとおり対応を取りまとめた。

## 都市計画審議会(平成31年2月28日開催)における主な意見とその対応等

No.		主な意見	意見への対応	反映した計画書の項目
1	計画に 盛り込む もの	計画書16ページの「ウ 宇都宮城址公園とその周辺」において、「奥州街道（現在の大通り）」とあるが、全てが現在の大通りではないため、表記を正しくしてほしい。	下記（下線部）のとおり修正する。 ⇒奥州街道（現在の大通りの一部）	第2章 【計画書16ページ】 1宇都宮市の景観特性 (2)郷土 1)史跡
2		LRT沿線における景観形成において、清原工業団地は素晴らしい景観を有する地域であるため、計画書30ページの「5)都市の魅力・象徴の創造に資する、LRT沿線の魅力的な景観形成」に『工業団地』の表記も加えてほしい。	下記（下線部）のとおり修正する。 ⇒LRTは、都心、田園、河川、 <u>工業団地</u> 、住宅地など、多様な土地利用の変化の中を走行します。 (以下、省略)	第2章 【計画書30ページ】 2これまでの景観施策の現状と課題 (4)新たな魅力ある景観の創出 5)都市の魅力・象徴の創造に資する、LRT沿線の魅力的な景観形成
3		大谷石建築物の保全・活用において、「石蔵」「大谷石蔵」が混在している。統一を検討してほしい。	「地域別の景観形成方針」において、各地域のゾーン別方針に「石蔵」と「大谷石蔵」の表記が混在しているため、 <u>「大谷石建築物」</u> に統一する。	第3章 【計画書37～42ページ】 2市全域における景観形成の基本方針 (3)地域別の景観形成方針 1)北西部地域 2)北東部地域
4		八幡山公園は、二荒の杜と合わせて、市民の心のふるさとである。写真や文言の記載をお願いしたい。	「地域別の景観形成方針」のうち、中央地域の景観類型図に <u>「八幡山公園」</u> の写真を追加する。 なお、中央地域のゾーン別方針には、すでに「八幡山などの丘陵の緑景観の保全」として盛り込み済みである。	第3章 【計画書43ページ】 2市全域における景観形成の基本方針 (3)地域別の景観形成方針 3)中央地域

No.		主な意見	意見に対する考え方	該当する計画書の項目
5	計画に盛り込み済みと考えるものの の	大谷石建築物の保全・活用について、建築物のほかに塀や擁壁も景観的に重要なため、保全を合わせて検討してほしい。	石蔵のほか石塀などを始め、大谷石による風景は本市ならではの景観特性として盛り込み済みであるほか、大谷石建築物等の保全・活用の推進による魅力的な景観形成について、すでに位置付けている。	第2章 【計画書15ページ】 1 宇都宮市の景観特性 (2)郷土 第4章 【計画書59ページ】 4 宇都宮市らしい景観づくりの推進 (1)特徴的な景観の保全・活用 1)大谷石建築物等の保全・活用
6		景観を形成する重要な大谷石の建物である松が峰教会の周辺には、東武鉄道の大谷石擁壁も広範囲に存在している。是非、景観形成重点地区の指定等、大谷石の景観の形成に向けた手立てを検討してほしい。	カトリック松が峰教会周辺については、大谷石擁壁も主な景観資源とし、大谷石建築物を活かした魅力的な景観を目指す地域として、すでに景観形成重点地区の候補に位置付けている。 なお、関連事業との整合を図りながら、本市ならではの魅力的な景観形成を推進する。	第4章 【計画書55ページ】 3 規制・誘導による景観形成 (1)良好な景観形成のための行為の制限 3)景観形成重点地区の指定方針
7		LRTが鬼怒川を渡る風景は宇都宮のもう一つの顔となるため、走る姿のPRなど、まちづくりの中でLRTを活かすと良い。	LRTが走行する風景、LRTから眺める風景は、本市を印象付ける代表的な景観となることから、魅力的なLRTの沿線景観の創出について、すでに位置付けている。	第4章 【計画書60ページ】 4 宇都宮市らしい景観づくりの推進 (2)景観に関わる施策事業等との連携 2) LRT整備と連携した景観まちづくり
8	施策推進に当たり参考とするもの	大谷石塀については、景観的に重要な一方、市で撤去費の助成をしている。その整合を含め、府内でよく議論してほしい。	石蔵などの大谷石建築物の保全・活用に取り組む中で、今後、大谷石塀について保全を図るなど検討し、本市ならではの魅力的な景観形成を推進する。	—
9		太陽光発電施設は、高さによって発電能力に差が出るため、景観への配慮に当たっては、技術的な部分も含めて検討した方が良い。	太陽光発電施設については、周辺地域に対する景観面での影響が懸念されることから、今後、ご意見を踏まえ、景観への配慮について検討する。	—

## 第1章 景観計画の背景・目的・位置付け

### 1 景観計画策定の背景と目的【P1】

#### (1) 景観計画策定の背景

##### 【国の動き】

・観光振興の観点からの、地域の景観資源を活かしたまちづくりを推進している。  
【市の動き】  
・第6次総合計画及び第3次都市マス等が目指す将来のまちづくりとの整合を図りながら、都市機能が集積した地域拠点等の形成や、LRT整備に伴う新たな街並みの形成、大谷地域における地域振興及び歴史・文化を活かしたまちづくりの推進など、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

⇒本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められている  
(2) 景観計画の目的

- ・本市独自の景観を保全・活用・創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進する。
- ・市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資する。

#### (3) 景観計画の位置付け

- ・景観法の規定に基づく「良好な景観の形成に関する計画」
- ・都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策を推進
- ・第6次総合計画における基本施策を実現するための計画

(4) 計画期間：平成31年度から平成40年度までの10年間

(5) 景観計画の対象区域：宇都宮市全域

### 2 景観計画の性格と役割【P7】

景観法に基づく法定計画であり、本市における景観形成の基本的な方針や新たな施策展開を示した計画である。

## 第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

### 1 宇都宮市の景観特性【P9】

景観形成に向けた理念や方針、その実現に向けた取組等を定める前提として、本市の景観特性を「自然」「郷土」「都市」の観点から整理

### 2 これまでの景観施策の現状と課題【P27】

#### (1) 市民・事業者の景観意識の高揚

【現状】・市民参加型の取組、官民連携による広報活動により意識高揚の機会が充実  
・参加者の年代に偏りがあり、特に若年層に対する意識高揚が不十分

【課題】・若年層を対象とした景観に関する意識付けや高揚をより一層図る必要がある

#### (2) 市民主体・市民協働の景観形成

【現状】・景観整備機構等の住民組織と連携した景観づくりや普及啓発等の取組が充実  
・市民主体の活動に関し、顕彰制度の拡充や周知機会の創出を図ったが不十分

【課題】・市民協働により地域資源を活かした地域ならではの景観形成が求められる

#### (3) 規制・誘導による景観形成

【現状】・景観形成重点地区等を指定し景観形成が図られつつあるが、当初想定していないかった工作物等に対する規制・誘導は不十分な点が見受けられる

・本市の魅力を享受できる、良好な眺めの確保には取り組めていない

【課題】・地域拠点等における景観形成やLRT整備・大谷地域振興などと連携した取組が求められる

・新たな課題に対する街並み景観への配慮に向けた検討を行う必要がある

#### (4) 新たな魅力ある景観の創出

【課題】・本市らしい、新たな魅力ある景観の創出に向けて、LRT沿線や大谷地域等における景観まちづくりを推進する必要がある

### 1 良好的な景観形成に向けた理念【P31】

#### 宇都宮らしい美しい都市景観の形成 一豊かな風土に育まれたうつくしの都(美しい宇都宮)づくり

### 2 市全域における景観形成の基本方針【P32】

#### (1) 協働による景観形成の方針

市民や事業者が主体的かつ積極的に良好な景観形成に努めることや、市が各種制度の活用による施策の実効性を高めるよう努めるとともに、普及啓発・意識高揚を図るなど、本市らしい景観の形成に向けて、市民や事業者、市が、それぞれの役割のもと相互に連携・協働して取り組んでいく。

#### (2) 都市景観形成の方針

景観特性を整理した「自然」「郷土」「都市」に基づく、「緑」「水辺」「歴史・文化」の保全・活用、及び「街並み」「道路・広場」の調和を図り、美しく魅力ある景観を保全・活用・創出

#### 1) やすらぎのある景観の保全・活用・創出

- ・緑の軸の保全及び緑空間としての活用を図るとともに、自然との調和が実感できる眺望景観の確保に努める。
- ・市街地内においては緑を質的に充実を図り、都市の快適性の確保に努める。

#### 2) うるおいのある水景観の保全・活用・創出

- ・河川の水辺空間等の保全・整備を図るとともに、都市空間における水と関わりのある生活風景の保全・創出に努める。

#### 3) 風格ある歴史文化景観の保全・活用・創出

- ・歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、景観資源、観光資源として活用し、本市ならではの魅力的な景観の形成を推進する。

#### 4) 調和のある街並み景観の保全・活用・創出

- ・大谷地域における観光拠点としての魅力向上や、LRTと沿線の街並み等が調和した景観形成を促進する。
- ・景観特性に応じた統一性と変化の均衡のとれた整備の誘導などにより、メリハリのある良好な都市空間を形成する。

#### 5) 快適な道路・広場景観の保全・活用・創出

- ・街路樹などによる安全・安心で、うるおいのある道路空間の確保や市街地内の緑の拠点等として公園・広場の確保に努める。
- ・本市の魅力的な眺めが得られる場所について、眺望の保全向上に努める。

### 3 地域別の景観形成方針

区分した5地域ごとに景観形成方針を掲げるとともに、景観特性に係る深い「土地利用」の状況などから類型化した5つのゾーンごとに景観形成の方向を示す。

景観ゾーン	主な景観形成の方向
1 北西部地域	【景観形成方針】優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指す】
山地丘陵景観	山並みの稜線や緑景観の保全のための無秩序な樹木の伐採等の抑制や建築物や太陽光発電施設等への配慮に努める
田園集落景観	大谷らしい景観の保全・創出のため大谷石建築物等の保全・活用や楽しみながら回遊できる夜間景観創出・眺望景観保全に取り組む
住宅地景観	落ち着きのある住宅地の景観形成のため道路に面する部分の季節感を感じさせる植栽の設置による快適な街並み形成に取り組む
2 北東部地域	【景観形成方針】豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指す】
山地丘陵景観	羽黒山における楽しみながら山並みを回遊できる、のどかさなどを感じさせる沿道の景観づくりに努める
田園集落景観	歴史・文化を感じさせる岡本家住宅等の周辺緑地の保全や集落群などの大谷石建築物等の保全・活用に取り組む
住宅地景観	地域拠点としての岡本駅周辺における魅力ある街並みや快適な街路空間の整備に取り組む
工業流通景観	工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努める
3 中央地域	【景観形成方針】自然と文化の調和を図りながら、憩いや安らぎを感じ、歩いて楽しめる景観を目指す】
山地丘陵景観	建築物等について八幡山などの丘陵の景観への配慮に努める
田園集落景観	休耕田やあぜ道などにおける植栽による沿道の魅力創出や耕作放棄地の適正な維持管理に努める
住宅地景観	小幡・清住の旧街道の歴史と新たな街並みが調和した良好な住宅地景観、街路景観を形成する
都心・景観	県都の玄関口、LRTの起点にふさわしい本市の「顔」としての魅力ある景観形成に取り組む
工業流通景観	工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努める
4 東部地域	【景観形成方針】鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指す】
田園集落景観	建築物や屋外広告物等についてLRTの車窓から眺める田園・山地、河川などの広がりを感じる眺望景観への配慮に努める
住宅地景観	LRT沿線における東側に広がる田園及び鬼怒川に配慮した沿線景観を形成する
工業流通景観	地域拠点・産業拠点であるテクノポリスセンター地区における自然環境と調和した快適で潤いのある街並み景観を形成する
5 南部地域	【景観形成方針】のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指す】
田園集落景観	田川や姿川及び周辺の緑地の保全や、河川・河川岸の適正な維持管理に取り組む
住宅地景観	雀宮宿や芦谷家などの歴史・文化を感じさせる景観の保全に取り組む
工業流通景観	産業拠点であるインターパーク地区における自然環境と調和した快適で潤いのある街並み景観を形成する

## 第4章 良好的な景観形成に向けた取組

### 1 景観形成に対する意識醸成【P50】

良好的な景観形成に向けた取組を広げていくため、市民一人ひとりの景観に対する関心を高め、理解を得ることが大切であるため、様々な機会を捉えた意識醸成の取組を推進する。

### 2 市民、事業者、市の協働による景観づくり【P51】

景観形成の促進に向けた支援を図りながら、市民参加による景観づくりや、(仮称)市民遺産制度等と連携した市民主体・市民協働による景観づくりの促進に取り組む。

### 3 規制・誘導による景観形成【P52】

良好的な景観を形成し、街並みや周辺景観に調和した整備の誘導を図るため、規制・誘導（行為の制限）や景観形成重点地区指定の考え方等を定めるとともに、景観に配慮した公共施設の整備等に取り組む。

#### ・ 良好的な景観形成のための行為の制限

##### 1) 行為の制限に関する基本的な考え方

建築物等の意匠・色彩など、届出対象行為ごとに必要な規制・誘導（行為の制限）を定める。

##### 2) 景観形成重点地区等の指定の考え方

- ・特に良好な景観形成を図る必要がある地域を景観形成重点地区として指定し、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図る。
- ・関連する法制度の活用による特徴的な景観形成に取り組む。
- ・地域住民自ら景観形成に取り組む地域を景観形成推進地区として指定し、市民主体の景観づくりを促進する。

##### 3) 景観形成重点地区的指定方針

下記に掲げる本市の誇れる景観として特徴的な箇所を、候補地域に盛り込み指定に取り組む。

###### ア個性ある景観

：歴史、風土特性が育んできた景観で、本市にしかない個性が光る景観  
→大谷地域、日光街道

###### イ郷土の景観

：地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、ふるさととして市民に親しまれている景観  
→二荒の杜、鬼怒川の自然、清住町通り・本郷町通り《新規》など

###### ウまちのシンボル景観

：これまでのまちづくりにおいて形成されてきた本市の顔となる景観  
→釜川周辺、J R 宇都宮駅周辺、L R T 沿線《新規》など

### 4 宇都宮市らしい景観づくりの推進【P59】

#### (1) 特徴的な景観の保全・活用

##### 1) 大谷石建築物等の保全・活用

市民協働により保全・活用を推進し、「石の街うつのみや」としての魅力的な景観形成を図る。

##### 2) 眺望景観の保全・活用

観光振興、地域振興に向けた眺望景観の保全について取り組む。

##### 3) 夜間景観の創出

本市のさらなる魅力や回遊性の向上、にぎわいの創出つながる、良好な夜間景観形成を促進する。

##### 4) 緑景観の保全・創出

山並みや河岸段丘などの郊外部の豊かな緑の保全や、都心部の街並みを彩る緑景観の創出を図る。

#### (2) 景観に関わる施設事業等との連携

##### 1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり

関連計画等との整合を図りながら、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討する。

##### 2) L R T 整備と連携した景観まちづくり

各地域の特性に応じた良好な景観の形成や、屋外広告物に係る新たな規制・誘導によるL R T と調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組む。

##### 3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり

今後の更なる魅力向上のため、地域振興、観光振興、及び日本遺産などの文化振興との連携を図りながら、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進する。

## 第5章 計画の推進にあたって

### ○ 計画の進行管理【P63】

- ・定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と、以下の評価指標などを基に計画の評価を実施  
：景観形成重点地区等の指定数／景観啓発の参加者数／景観が良くなつたと感じる市民の割合／街並みがきれいだと感じる来訪者の割合

## 【基準編】

### 第1章 市全域の行為の制限【P1】

- 1 届出対象となる行為
- 2 行為の制限

### 第2章 景観形成重点地区等の行為の制限【P3】

#### 1 景観形成重点地区

- (1) 宇都宮駅東口地区
- (2) 大通り地区
- (3) 白沢地区
- (4) 雀宮駅周辺地区
- (5) 岡本駅周辺地区

#### 2 景観形成推進地区

- (1) 中里原地区

### 第3章 景観重要公共施設【P35】

#### 1 景観重要道路

- (1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路
- (2) 大通り

### 第4章 景観整備機構【P41】

- (1) 一般社団法人 栃木県建築士会
- (2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会

# 宇都宮市景観計画

(改定案)

【本編】

平成31年〇月

宇都宮市

## 一 目 次 一

第1章 景観計画の背景・目的・位置付け	1
1 景観計画策定の背景と目的	1
(1) 景観計画策定の背景	1
(2) 景観計画の目的	2
(3) 景観計画の位置付け	2
(4) 計画期間	3
(5) 景観計画の対象区域	4
(6) 景観計画の構成	5
2 景観計画の性格と役割	7
(1) 景観計画の性格	7
(2) 景観計画の役割	7
第2章 宇都宮市の景観の現状と課題	9
1 宇都宮市の景観特性	9
(1) 自然	9
(2) 郷土	15
(3) 都市	19
2 これまでの景観施策の現状と課題	27
(1) 市民・事業者の景観意識の高揚	27
(2) 市民主体・市民協働の景観形成	28
(3) 規制・誘導による景観形成	29
(4) 新たな魅力ある景観の創出	30
第3章 良好的な景観形成に関する方針	31
1 良好的な景観形成に向けた理念	31
2 市全域における景観形成の基本方針	32
(1) 協働による景観形成の方針	32
(2) 都市景観形成の方針	33
(3) 地域別の景観形成方針	35
第4章 良好的な景観形成に向けた取組	50
1 景観形成に対する意識醸成	50
(1) 意識啓発の実施	50
(2) 次世代教育の実施	50
(3) 市民参加型の啓発イベントの開催	50
2 市民、事業者、市の協働による景観づくり	51
(1) 市民参加による景観づくりの促進	51
(2) 市民主体・市民協働による景観づくりの促進	51
(3) 景観形成の促進に向けた支援制度	51

3 規制・誘導による景観形成	52
(1) 良好的な景観形成のための行為の制限	52
(2) 良好的な屋外広告物景観の形成	58
(3) 公共施設における景観形成の考え方	58
4 宇都宮市らしい景観づくりの推進	59
(1) 特徴的な景観の保全・活用	59
(2) 景観に関わる施策事業等との連携	60
(3) 良好的な景観の形成に重要な建造物等の保全	61
 第5章 計画の推進にあたって	
1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

※景観計画区域である「市全域」や特に良好な景観形成を図る必要がある地域として指定した「景観形成重点地区」の行為の制限等は、別冊の【基準編】に掲載しています。

#### 【基準編 目次】

第1章 市全域の行為の制限	1
1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2
 第2章 景観形成重点地区等の行為の制限	3
1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
2 景観形成推進地区	31
(1) 中里原地区	31
 第3章 景観重要公共施設	35
1 景観重要道路	35
(1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路	35
(2) 大通り	38
 第4章 景観整備機構	41
(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	41
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	41

# 第1章 景観計画の背景・目的・位置付け

## 1 景観計画策定の背景と目的

### (1) 景観計画策定の背景

我が国のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性が優先され、美しさへの配慮が欠けてきた現状があります。しかしながら、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体においては、景観条例の制定を始めとした様々な取組がなされました。

本市においては、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定し、体系的・計画的に景観施策を展開するとともに、景観形成に係る規制・誘導については、地域のまちづくりのルールを定める「地区計画制度」の活用をはじめ、屋外広告物の規制や「大規模建築物等景観形成届出制度」など、条例や要綱に基づき実施してきました。

また、国において景観法が施行（2005（平成17）年6月）され、法に裏づけされた良好な景観形成※に関する規制・誘導の実現が可能となったことから、本市では「宇都宮市景観計画」を策定（2007（平成19）年9月）し、魅力的な景観の形成に向けて取り組んできたところです。

そのような中、国においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」において「景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上」が主要施策のひとつに位置付けられたことを受け、2017（平成29）年度には「景観まちづくり刷新支援事業」を創設し、地域の景観資源を活かしたまちづくりを推進しています。また、本市においては、「第6次宇都宮市総合計画」及び「第3次都市計画マスターplan」等が目指す将来のまちづくりとの整合を図りながら、「立地適正化計画」及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による都市機能が集積した地域拠点等の形成や、基幹公共交通であるLRT整備に伴う新たな街並みの形成、観光拠点である大谷地域における地域振興及び日本遺産・重要文化的景観に係る歴史・文化を活かしたまちづくりの推進など、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいるところであり、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められています。

本市において魅力ある景観形成が、都市の風格と魅力の創出、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために大きな役割を担うことから、景観法の制度を積極的に活用し、市民、事業者、市が一体となって、景観に配慮したまちづくりを推進していくことが必要となっています。

そこで、本計画について、景観関連計画との統合を図り、また上位・関連計画のまちづくり方針との連携を図りながら改定し、本市の良好な景観形成の実現に向けて、各種施策事業と連携した、都市の魅力をさらに高める景観づくりを計画的・効果的に推進してまいります。

### ※ 景観形成とは…

自然景観や歴史的・文化的景観など、本市独自の魅力ある景観を守り、育て、創ることをいう。

## (2) 景観計画の目的

本計画は、自然、歴史、文化、人々の生活の営みなどの、市民共有の豊かな景観資源を再認識した上で、魅力的な景観の保全と創出の実現に向けて、景観法の基本理念※を踏まえながら、市民、事業者、市が「景観」を通じたまちづくりに、適切な役割分担のもとで一体的に取り組むための景観形成における総合的な指針ともなるものです。

本計画に基づき、本市独自の景観を保全、活用、創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進し、市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資することを目的とします。

### <参考> 景観法（第2条関係）

#### （基本理念）

第二条 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

## (3) 景観計画の位置付け

ア 景観法第8条第1項の規定に基づく「良好な景観の形成に関する計画」として策定します。

イ 都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策の推進に取り組みます。

ウ 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画であり、都市計画マスターplanなどのまちづくりにおける計画との整合・連携を図ります。

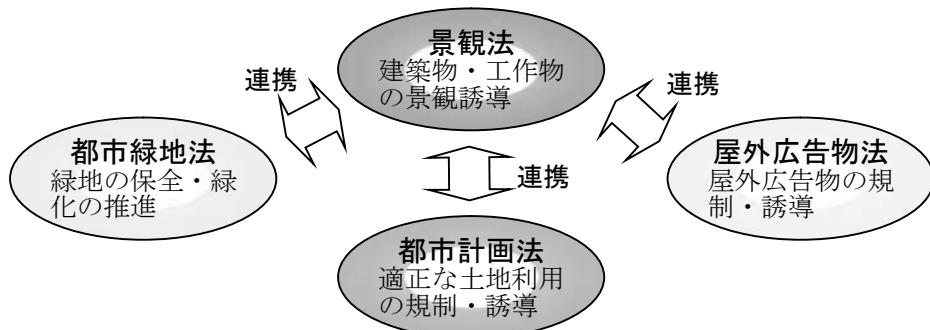


図1 関係法令関連図

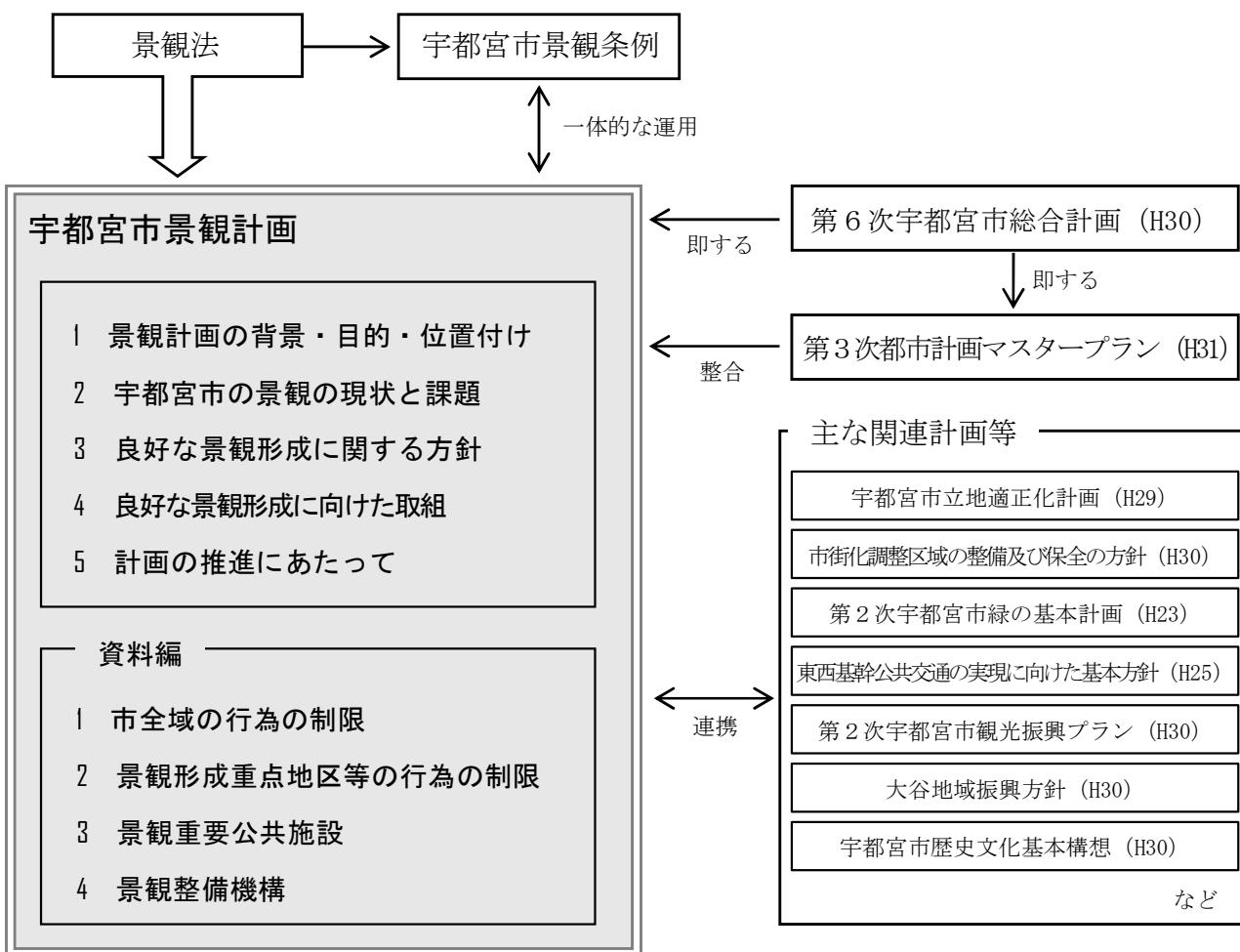


図2 景観計画の位置付

#### (4) 計画期間

2019（平成31）年度から2028（平成40）年度までの10年間とし、「第3次都市計画マスタープラン」が見通す2037（平成49）年度を見据えた計画とします。

## (5) 景観計画の対象区域

本市では、1991(平成3)年に「宇都宮市都市景観基本計画」を、2001(平成13)年には「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定するとともに、2007(平成19)年には、景観法に基づき「宇都宮市景観計画」を策定するなど、全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできたところです。また本市では現在、LRT整備や、ネットワーク型コンパクトシティの形成、地域資源である大谷石を活かした取組など、様々な景観形成や景観に関する施策事業が市全域で実施されています。

そのため、今後も引き続き、景観形成の取組を継続させ、宇都宮をさらに個性的で魅力ある都市に育て、次世代に引き継ぐため、宇都宮市全域を、景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画の区域とします。

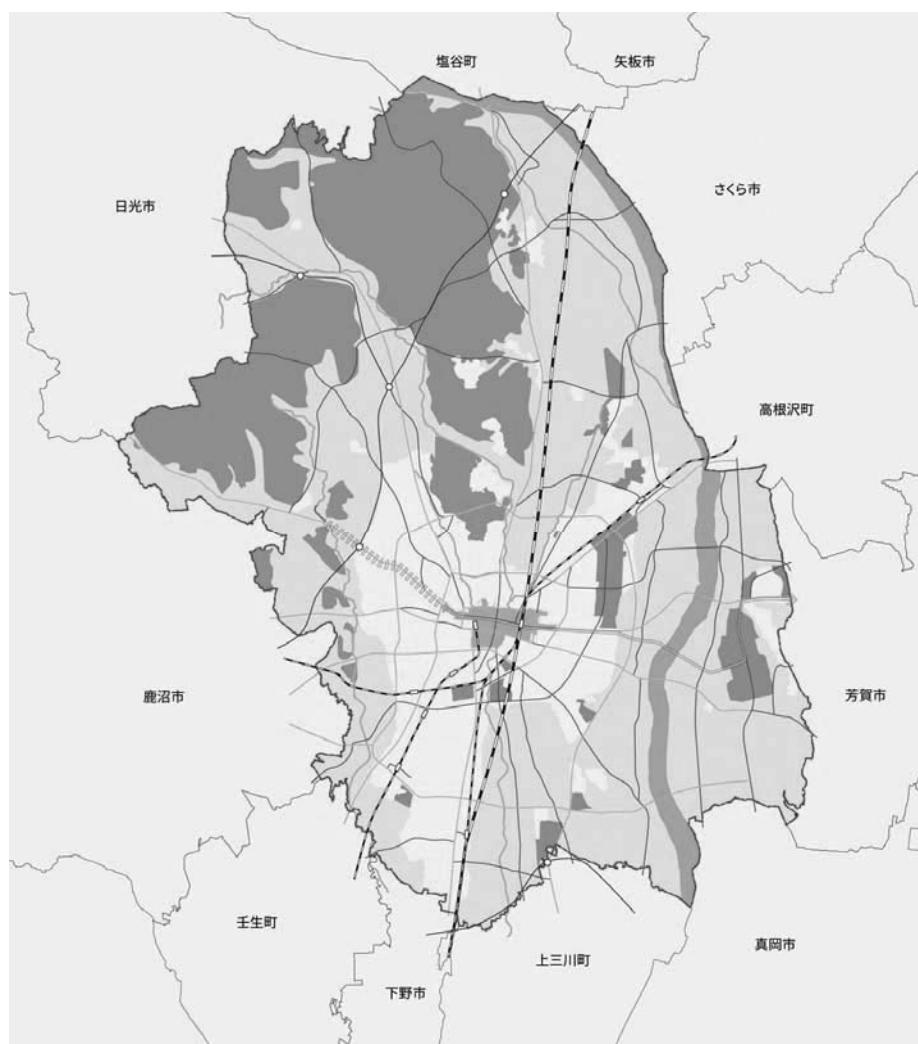


図3 景観計画区域図

## (6) 景観計画の構成

### 1) 景観計画の構成

「第1章 景観計画の背景・目的・位置付け」から「第5章 計画の推進にあたって」までの5つの章からなる計画書本編と、市全域や景観形成重点地区等における「行為の制限」や、景観法に基づき良好な景観形成に取り組む主体として指定した「景観整備機構」などの具体的な事項をまとめた基準編により構成しています。

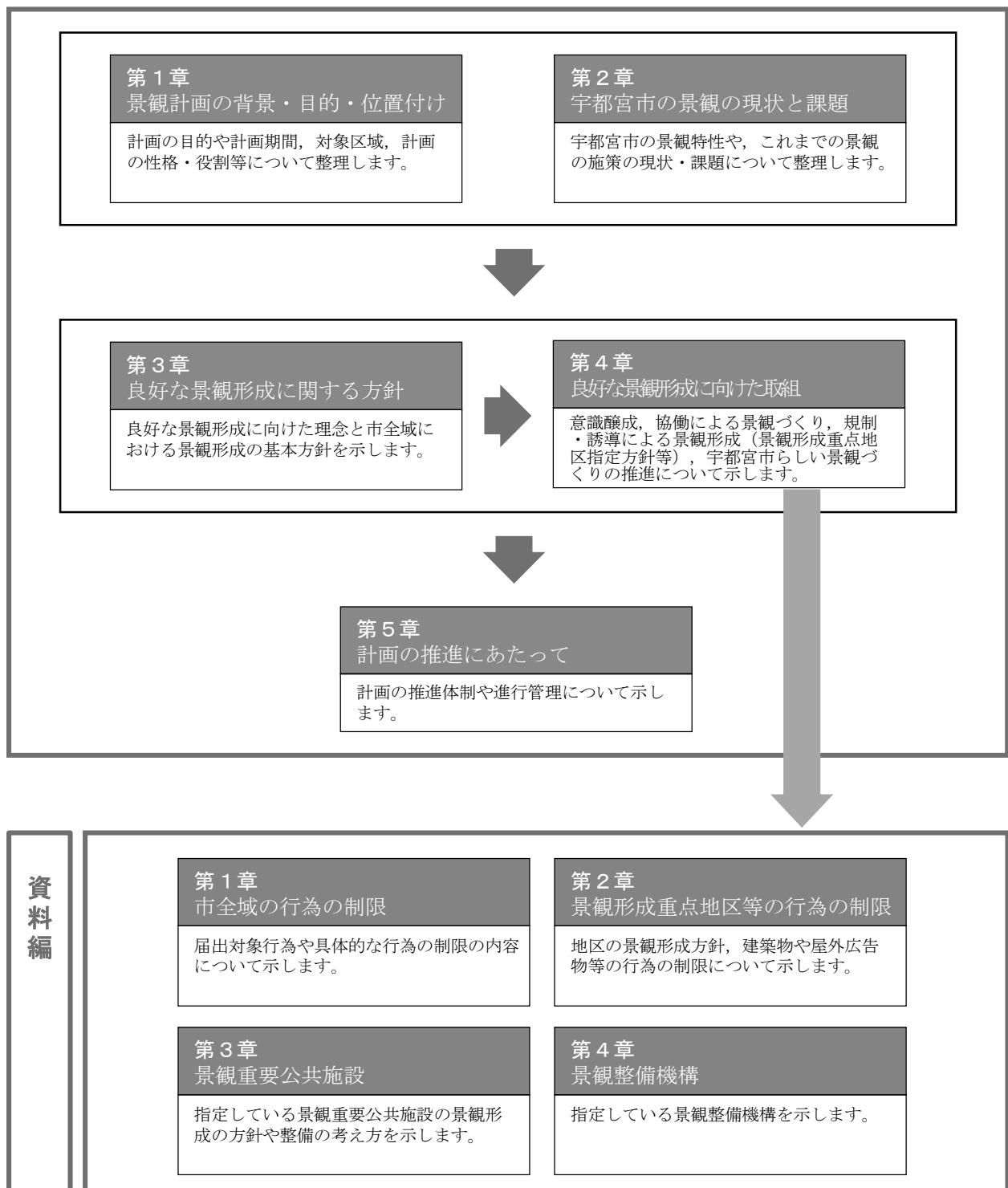


図4 景観計画の構成

## 2) 景観計画に定める事項

景観法では、景観計画に次の項目を定めることになっており、本市では以下のうち①から⑥について定めています。

<景観計画において定める項目（景観法第8条、第16条関係）>

必須事項	<p>① 景観計画区域</p> <p>② 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">必要に応じて 定める項目</td><td>(届出の対象)</td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・工作物の新設、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・都市計画法上の開発行為</li> </ul> <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の形態、意匠、色彩の制限</li> <li>・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度</li> <li>・壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度</li> </ul> </td></tr> </table> <p>③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</p>	必要に応じて 定める項目	(届出の対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・工作物の新設、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・都市計画法上の開発行為</li> </ul> <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の形態、意匠、色彩の制限</li> <li>・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度</li> <li>・壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度</li> </ul>	宇都宮市景観計画
必要に応じて 定める項目	(届出の対象)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・工作物の新設、増築、改築、外観の変更など</li> <li>・都市計画法上の開発行為</li> </ul> <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の形態、意匠、色彩の制限</li> <li>・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度</li> <li>・壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度</li> </ul>				
定め 望ましい こと が ある 事項	④ 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針				
選択事項	<p>⑤ 屋外広告物の表示・掲出に係る行為の制限に関する事項</p> <p>⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>⑧ 自然公園法の許可の基準</p>				

## 2 景観計画の性格と役割

### (1) 景観計画の性格

景観計画は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、良好な景観形成に関する方針を定め、建築物や工作物等に対して、届出・勧告などの緩やかな規制を行うものです。また、都市計画法や屋外広告物法などのそれぞれの領域に対して、横断・連携による良好な景観形成への取組が可能となります。

### (2) 景観計画の役割

本計画は、景観法に基づき、2007（平成19）年に策定した「宇都宮市景観計画」と、景観法制定以前から、本市独自に景観行政を推進してきた「宇都宮市都市景観基本計画」等の関連計画を統合したもので、景観法に掲げた基本理念を踏まえながら、本市における景観形成の基本的な方針や、新たな施策展開を示した計画です。

また、景観法による様々な制度を有効に活用しながら、策定後も景観を取り巻く社会情勢の変化や地域の景観特性に的確に対応するため、計画期間を設け、適切な進行管理のもと、本計画の着実な推進を図ります。

さらには、本計画の策定における透明性の確保や本市独自の景観施策を実行するため、景観条例との一体的運用を図ってまいります。

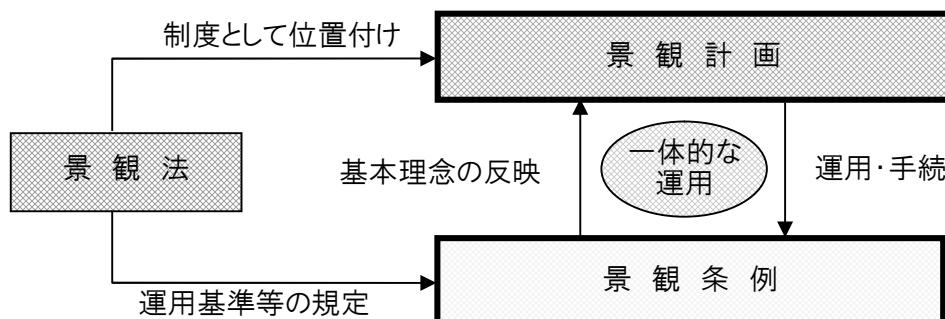


図5 景観計画と景観条例の関連図

### 1) 景観形成を進めるためのガイドライン

本計画は、継続性のある本市の良好な景観形成に向けて、今後の景観施策の重要な柱となるものであり、都市の風格と自然環境への配慮や各種まちづくりの総合調整、大谷石建築物などの本市固有の景観資源の保全・活用など、大きな役割を担うものです。

そのため、景観形成の第1ステップとして市全体の景観形成の方向性を示し、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成や中心市街地活性化、LRT等の公共交通ネットワーク形成、大谷地域における地域振興や観光振興など、本市における各種まちづくりや施策事業との整合を図り、これまで以上に実効性を持たせた景観形成に関するガイドラインとして、魅力ある景観形成を進めるための計画とします。

## 2) 重点的な景観形成施策の展開

LRT沿線や大谷地域など、新たな宇都宮の街のイメージとなる地域等において、重点的な景観形成に取り組んでいくこととします。

そのためには、市民や来訪者にとってより実感ができるよう景観形成を進める必要があるため、市民の自発的な景観形成が進められるよう支援、誘導しながら景観づくりに取り組んでいきます。

また、本市ならではの街並み景観を形成している大谷石建築物等の保全・活用に取り組むなど、宇都宮らしい景観の保全・創出に努めるものとします。

## 3) 市民、事業者、市の意識共有による景観形成

景観は、人々の生活様式や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組によって創り出されることから、個性と魅力ある景観はそれらを尊重し、全体として調和のある景観形成を長期的視点に立って進めていくことが求められます。

このため、市民、事業者、市が、地域の景観に対する共通認識を深め、各々が果たすべき役割を担い、対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観形成に努めることで、調和が図られた、後世に伝えるべき、宇都宮らしい景観形成が図られることになります。それによって、市民のみならず、来訪者、ひいては全国に誇れる宇都宮らしい景観の創出につながります。

本計画は、各主体が共有する目標を掲げ、市民や事業者、市の目指すべき方向を示すことにより、各主体がともに行動して目標の実現を目指す計画とします。

## 第2章 宇都宮市の景観の現状と課題

### 1 宇都宮市の景観特性

景観形成に向けた理念や方針、その実現に向けた取組等を定める前提として、宇都宮市の景観特性を「自然」、「郷土」、「都市」の3つの観点から整理します。

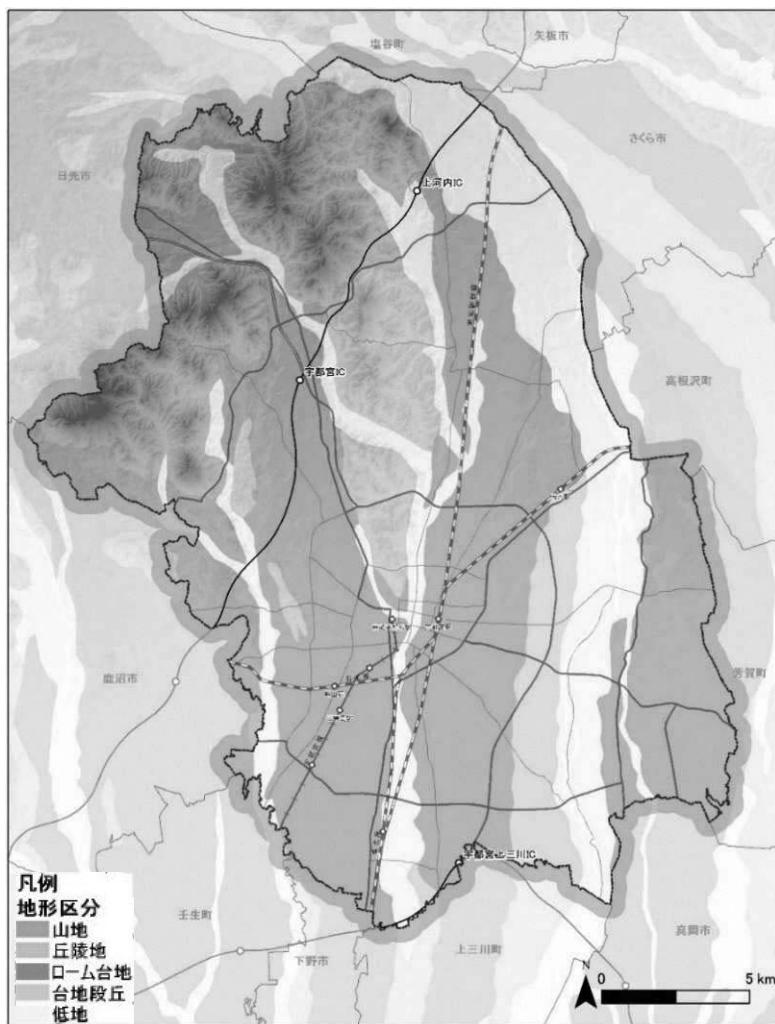
#### (1) 自然

##### 1) 宇都宮市の地理的な特性

宇都宮市は、奥羽山脈の南西端と関東平野の北端に位置し、南北に楔状に伸びる宇都宮丘陵と台地、および鬼怒川、田川、姿川によって形成された低地によって構成されています。市街地は、古くから宇都宮丘陵の南端に位置する八幡山・二荒山神社を中心として、宇都宮西台地の上に発展してきており、北および北西を山々に囲まれ南東から南西に開けた地形になっています。

市街地からは本市の北西部の本山、鞍掛山、古賀志山をはじめとする、山々の稜線や斜面を背景として眺望することができます。

また、宇都宮丘陵は楔を打ち込むように市の中心部に伸びており、宇都宮の景観的特徴の一つとなっています。



<広域地形図>

## ア 山地

本市では北西部を中心として、男体山や女峰山などからなる日光連山や羽黒山、古賀志山など多くの山が見られます。日光連山は栃木県日光市に位置していますが、市街地の高所だけでなく、環状道路や橋の上、鉄道の車窓など、市内の様々な場所から見られます。宇都宮市東部の低地を流れる鬼怒川からは羽黒山が見えるほか、北西部郊外に位置する古賀志山は低山であるものの、郊外であれば道路等から見ることができます。また、栃木県庁や宇都宮市役所の展望ロビーなどからは富士山も望めます。



<農地と羽黒山の眺め>



<赤川ダムと背後の古賀志山>

## イ 台地

北西部の山地から次第に標高が減じ、台地と丘陵地が広がっており、台地上にJR宇都宮駅を中心とした市街地が広がっています。低地から台地へ上がる坂の上などからは、低地部を眼下に望むことができます。鬼怒川が流れる低地部に向けて、南東方向にゆるやかに標高が減じています。



<台地上に形成された大谷石奇岩群>



<台地上に広がる市街地>

## ウ 丘陵地

宇都宮丘陵は緑豊かな帯を形成しており、縁辺部では丘陵が遠方への眺めを遮ることにより、緑に囲まれた空間が広がっています。



<宇都宮の中心市街地に向けて楔を打ち込むように南北に伸びる宇都宮丘陵>

## エ 低地

低地部では、広がりのある農村景観が展開しており、遠方の山地が背景となっています。また、鬼怒川は南北方向に流れ、東側の台地との境に広がる河岸段丘の緑が望める風景が広がっています。



<前景に農地と集落、屋敷林、背景に日光連山>



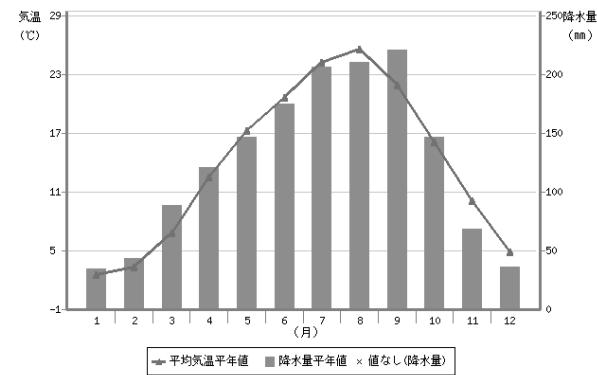
<広がりのある低地部の農村景観>



<鬼怒川と緑が広がる河岸段丘>

## 2) 気候・季節

本市の気候は、太平洋型気候ですが、内陸部に位置するため年間の気温差が大きく、夏の激しい雷雨は夏の風物詩になっています。季節の変化を象徴する景観としては、春には、日光街道や新川・釜川沿いの桜並木、八幡山や多気山の桜が彩りを添え、また秋には、紅葉の山々、低地に広がる水田の稻穂や市街地内のトチノキやイチョウの並木が色づき、冬には日光連山の雪化粧が遠望できる等、色彩豊かな風景を創り出しています。



<宇都宮市の気温と降水量>気象庁



<日光街道の桜並木>



<駅東公園のイチョウ並木>

### 3) 河川・川辺

#### ア 郊外を流れる河川

本市の水系は、東側の鬼怒川を経て直接利根川に流入する鬼怒川水系と、西側の思川、渡良瀬遊水池を経て利根川に至る巴波川・思川水系とに分けられます。鬼怒川や姿川は、水量も多く、水質も比較的よく、自然的河川の面影を残しています。また、鬼怒川は低地部を南北に流れ、周りには水田が広がっています。鬼怒川サイクリングロードや鬼怒川橋など様々な場所から眺めることができます。



<鬼怒川>



<姿川>

#### イ 市街地を流れる河川

中心市街地内には、田川や釜川、新川が流れしており、市民にとって潤いや憩いの場を提供しています。

田川はJR宇都宮駅西側にある宮の橋等から宇都宮市の市街地を背景に見ることができ、川沿いには桜並木が整備されています。

釜川には都市景観と調和した回遊庭園である釜川プロムナードが整備されており、しだれ桜など季節の草木に彩られています。

新川の宇都宮市西原から新町にかけては、川沿いが桜並木になっており、市内有数の桜の名所として知られています。



<田川と宇都宮丘陵>



<釜川プロムナード>



<新川の桜並木>

#### 4) 農村景観

本市の市街地は、国道4号、国道119号沿道及び東武宇都宮線沿いに延びており、その周辺に農村風景が広がるとともに、山地の縁辺部には樹林を背景とした山際の集落が点在し、昔ながらのどかな風景を残しています。

また、宇都宮環状道路や羽黒山からも見ることができる鬼怒川周辺の低地部には、段丘面の緑地を背景に田園風景が広がっており、点在する散居型の集落と田園が、昔ながらの集落景観を形成しているほか、筑波山や高原山を背景にした風景や、田園の中を新幹線やJR宇都宮線などの鉄道が走行している風景が見られます。



<豊郷地区の農地と丘陵の緑>



<羽黒山への眺め>



<新幹線の高架橋と田園風景>

#### 5) 宇都宮らしい街路樹

##### ア トチノキの並木

栃木県庁から宇都宮市役所を結ぶシンボルロードには、県木であるトチノキの並木が整備され、大通りから県庁へと向かう風格ある街並みを形成するとともに、歩道などに心地よい木陰をもたらしています。

##### イ イチョウの並木

シンボルロードの市役所前や中央図書館前、駅東公園には市木のイチョウの並木が整備され、新緑や紅葉の時期には特に印象的な街路景観を形成しています。

また、宇都宮城ゆかりの名木で市の天然記念物に指定された大イチョウは、長年市民に親しまれ、現在は復興のシンボルとして多くの人に愛されています。



<シンボルロードのトチノキの並木>



<旭町の大イチョウ>

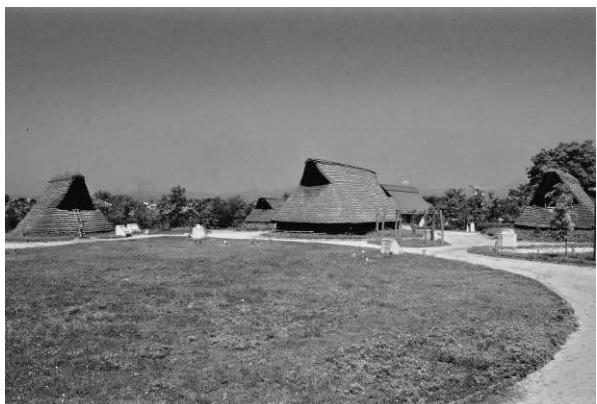
## (2) 郷土

本市には、鬼怒川左岸に位置する約3万年前の人々の生活を偲ばせる飛山の落とし穴、姿川西側に位置する縄文時代前期の大規模集落跡（根古谷台遺跡）など、河川沿いの段丘に数多くの古代の遺跡が発見されています。特に笹塚古墳、塚山古墳は大型の前方後円墳で、当時のこの地域の中心が宇都宮南部にあったことを示しています。

また、本市の中心市街地においては、平安時代から鎌倉時代にかけて、古代に成立した宇都宮明神（二荒山神社）の門前町として始まり、その後、宇都宮城及び町屋や宿場が形作られ、江戸時代に宇都宮城の西側の武家地が付加され、現在のまちの基盤が概ね成立しました。江戸時代の主要な道路線形や町割も現在に引き継がれています。

さらに、江戸時代以降、本市では大谷石の採石産業が確立しました。市の北西部に位置する大谷町を中心とした石切場である大谷地域では、今なお大谷石※が採石されており、地域内の姿川を挟んだ大谷景観公園対岸には、国の名勝指定を受けた大谷石の岩壁があり、迫力ある景観を創り出しているほか、住宅の石蔵や石塀、道祖神、カトリック松が峰教会や旧大谷公会堂等の石造建築など、市内の至る所で、大谷石による風景が展開しています。

※大谷地域に広く分布している緑色凝灰岩の総称



<根古谷台遺跡>



<二荒山神社（境内からの眺め）>



<国指定名勝御止山の岩肌>



<大谷石建築物>

## 1) 史跡

### ア 古墳

本市には塚山古墳をはじめ笹塚古墳や琴平塚古墳など多くの古墳や古墳群があります。なかでも塚山古墳は市花である、鮮やかなつつじが植えられています。

### イ 宿場町・街道

宇都宮市の北部に位置する白沢宿は、江戸時代から明治時代に栄えた奥州街道の宿場町です。現在は旧奥州街道沿道に用水が流れ、地域住民により水車が設けられており、当時の風情を彷彿とさせる街並みとなっています。一方で、中心市街地の西側に位置する清住町通り・本郷町通りは、日光街道と奥州街道の追分で、明治期から昭和初期に建てられた歴史的な町屋や大谷石建築物が残っています。

また、日光街道の杉・桜並木、街道沿いの歴史的な町家や一里塚、道標等が残されている地域もあります。

### ウ 宇都宮城址公園とその周辺

城下町・宿場町文化として、城郭や堀割は失われていますが、二荒山神社と宇都宮城址公園が向き合い、その間に奥州街道（現在の大通りの一部）と釜川があり、江戸時代に大きくつくりかえられた町割りは、現在の本市のベースとして受け継がれています。宇都宮城址公園は江戸時代中期の宇都宮城の一部が復元された公園で、夜間はライトアップしています。また、城下町としての街路形態や往時の町割を示す町名が残されています。



<塚山古墳のつつじ>



<宇都宮城址公園>



<白沢宿>



<清住町通り・本郷町通り>

## 2) 歴史的建築物

### ア 二荒山神社

本市には門前町文化があり、現在も中心市街地に鎮座している二荒山神社、バンバ、上町、下町といった名称に残されています。バンバ通りから見上げる二荒山神社の大鳥居と山門と二荒山の緑は、市民の生活の中心として、また信仰の聖なる場としての風景をつくっています。

二荒山神社の境内から見おろすバンバ通りは、現在も商業の中心として賑わいを見せてています。

二荒山神社は、春には桜が咲き、夜にはライトアップされ、人々の滞留や憩いの場となっているほか、祭りの時期には多くの人が賑わっています。

### イ カトリック松が峰教会

本市の中心部には大谷石造りの教会と聖堂であるカトリック松が峰教会が位置しています。現存する最大級の大谷石建築で国の登録有形文化財に登録され、中心市街地における大谷石の魅力を感じさせる本市のシンボル的な景観であり、ライトアップなどによる魅力ある夜間景観も創り出しています。



<二荒山神社>



<二荒山の緑>



<カトリック松が峰教会>



<カトリック松が峰教会（ライトアップ）>

## ウ 大谷石建築物

大谷石建築物は、本市の産業、文化、人々の生活に密接に関わっており、本市のイメージを印象付ける貴重な資源として、誇れる景観づくりにおいて非常に重要です。特に大谷石蔵などは、市内に数多く存在しており、本市らしい街並み景観を形成しています。

また、大谷石蔵などが集積した街並みを形成している徳次郎町（西根）・上田町・芦沼町などの大谷石建築物群における街並みは、「大谷石の文化」を象徴する、本市の中でも貴重な集落景観を形成しています。



<大谷石建築物>



<大谷石建築物群：徳次郎町（西根）>



<大谷石建築物群：上田町>



<大谷石建築物群：芦沼町>

### (3) 都市

本市の北西部は大半が山地の森林であり一部の範囲は農用地として利用されています。宇都宮駅およびその周辺、鬼怒川左岸側のテクノポリスセンター地区に建物用地（市街地）が広がっています。その市街地を取り囲むように、北東部ならびに南部の一部、鬼怒川右岸側を中心農用地が展開しています。

#### 1) 都市構造

##### ア 都心部景観

都心部は、旧城下町にコンパクトにまとまっています。こうした街並みは古賀志山や多気山など多くの山々や丘陵地のような高い位置から俯瞰することができます。

宇都宮のメインストリートである大通りは、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担っており、大通り沿いは、商業業務施設やマンションなどの中高層建築物が立地し、量感（ボリューム）や高さが周辺市街地から突出しています。そのような中、景観形成重点地区に指定した大通り地区については、「宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成」を目標に、都市拠点の中心として、多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間の形成を目指しています。低層階では賑わいを、中高層階では風格を、それぞれ創出するため、建築物に対する色彩やファサードの形態意匠の誘導、屋外広告物の規制・誘導を図っています。

また、JR宇都宮駅西口にはペデストリアンデッキが整備されており、西側に延びる大通りを眺められます。市街地は宇都宮タワーや栃木県庁の展望ロビーなどから眺められ、夜は宇都宮市の美しい夜景も見られるほか、県庁と市役所を結ぶシンボルロードは、ダイショウやトチノキの並木のある、風格ある街並みです。

東武宇都宮駅の西側にはユニオン通り、東側には約500mにわたるアーケード商店街のオリオン通りや南北に延びるバンバ通りが賑わいをみせています。オリオン通りの一角に整備されたオリオンスクエアでは、日常的にイベントが実施されるなど、さらなる賑わいや憩いの場が創出されています。



<JR 宇都宮駅西口から見た大通り>



<オリオン通り>

## イ 住宅地景観

都心部を取り囲む形で住宅地が広がっており、雀宮駅や岡本駅周辺、鶴田町など、土地区画整理事業により、魅力や拠点性、住民等の快適性を高める良好な景観形成が図られている地区や、豊郷台など、大規模な住宅地開発に伴い、無電柱化や、街路樹や生垣による、緑豊かで良好な街並みが創出されている地区があります。また、旧城下町の武士の居住区であった西二～三丁目や東武宇都宮線沿いの古い住宅地開発のなかには、区画道路は狭いものの敷地内の緑も多く、比較的良好な住宅地景観を呈している地区もあります。

## ウ 工業地景観

本市には、北東部から南部にかけて、宇都宮工業団地や清原工業団地に代表される大規模なものなど、7つの工業団地が整備されています。このうち、宇都宮工業団地や清原工業団地は、公園のほか、風格あるケヤキ並木などの木々も多く、市民の憩いの緑景観が広がっています。また、北東部や南部などの比較的規模の小さい工業団地では、住居系や商業系の景観も見られます。

## エ 交通の景観

鉄道は、JR宇都宮線、東武宇都宮線が南北方向に、またJR日光線が東西方向に延びているほか、幹線バス路線がJR宇都宮駅を中心に放射状に整備されています。

道路は、「都心環状線」「内環状線」「宇都宮環状線」の3環状道路と、都心部から郊外に延びる12放射道路で形成されています。

また、現在、基幹公共交通であるLRTの整備が進められています。

このように、都心部や田園、河川、住宅地などの多様な土地利用を縦断・横断する交通の景観が形成されています。



<JR宇都宮駅西側の大通り>

## 2) 活動（生活・文化）

中心市街地では、大通りを中心に多彩な催しが宇都宮の夜を飾る「ふるさと宮まつり」が開催され、街中がお祭り一色となり、大きな盛り上がりをみせているほか、新年の風物詩である初市や出初式などは、活気と伝統を感じさせる風景となっています。

一方、近年ではアジア最高位の自転車ロードレース「ジャパンカップ」が開催され、北西部の森林公園周回コースに加えて、大通りや公園などを走るコースもあり、国内外からの多くの来訪者で賑わっています。

また、宇都宮はカクテルやジャズの街として、「宇都宮カクテルカーニバル」や「ミヤ・ジャズイン」などのイベントが開催され、街の様々な場所で賑わいが創出されています。

地域住民による、魅力的な景観の保全・活用に向けた取組も様々行われています。河川や坂道に沿って植えられたコスモスやあじさいなどが丁寧に維持管理され、住民の愛着が感じられる風景も見られたり、釜川や大谷など、それぞれの魅力や特性を生かした活動が市民主体で行われている地区もあります。



<ジャパンカップ>



<釜川>



<田川コスモスロード>



<水室あじさい坂>

## 《景観形成基礎調査》

魅力ある都市景観形成に向け、本市の個性や魅力を活用した景観づくりに取り組むため、景観特性や固有の景観資源を新たに発掘または再検討することを目的に調査（2017（平成29）年度実施）

### 1 景観特性や景観資源の調査・分析

- ・宇都宮市の地域特性や景観資源の分布状況の調査・分析（自然的条件、社会的条件、法規制）
- ・関連計画等が示す宇都宮市の景観特性、景観資源の整理
- ・市内の学校校歌にみる地域の景観に関する調査・分析

#### 調査・分析結果

- ・本市は、南北方向に伸びる台地と低地、丘陵地が東西方向に交互に形成される変化に富んだ地形が景観の基盤となっています。
- ・うつのみや百景や市内の校歌において、山や河川などの地理的要素が多く出現し、市民の原風景となっています。

### 2 市民、来訪者ニーズ等の調査・分析

#### (1) 市民が守りたい景観資源等の調査・分析

市民にとっての大切な景観、来訪者に見てもらいたい景観について調査

##### 1) 住まいの周辺／宇都宮市全域における大切な景観、来訪者に見てもらいたい景観

#### 調査・分析結果

##### ア 自然に関する眺めについて

- ・眺めを構成する主たる景観資源を、自然、歴史・文化、市街地、都市施設に分類すると、自然に関する眺めが最も多く挙げられました。
- ・自然に関する眺めの視点場として、市内の様々な場所が挙げされました。
- ・日光連山、男体山や、鬼怒川、田川など、山や川を主とした自然景観を大切にしたいと感じている市民が多く、その中、日光連山や男体山など、遠方の山への眺めは、車窓や陸橋など、道路空間を視点場とするものが多く挙げられました。
- ・河川景観への眺めでは橋が視点場として多く挙げられ、視対象としては河川敷や遠方の山々など、河川が周辺や背後の自然環境と一体となった眺めが多く挙げられました。
- ・田園風景は、集落、新幹線、電車など、他の視対象の周辺景観として多く挙げられました。

##### イ 歴史・文化に関する眺めについて

- ・中心市街地や大谷地域の視点場が多く挙げられました。
- ・大谷に関する景観資源は、大谷景観公園から眺める大谷石、大谷資料館で見る採石場跡など、視点場、視対象ともに大谷地域内に多く位置していました。また、特定の岩や大谷石造りの建築物も挙げられました。
- ・大通りやオリオン通りなどから眺める二荒山神社の景観が、特に多く挙げられました。
- ・また、採石場跡を含む大谷資料館や二荒山神社、カトリック松が峰教会など、歴史・文化資源がライトアップされた状態への眺めも多く挙げられました。

#### ウ 市街地に関する眺めについて

- ・街並み、住宅地など、一団の建築物群への眺めが多く挙げられました。特に、山頂、宇都宮タワー、平和仏舎利塔、市役所の展望室などの高いところから見渡す街並みや夜景を挙げる人が多くありました。
- ・特定の建築物については、宇都宮駅や建築物がライトアップされた状態が挙げされました。

#### エ 都市施設に関する眺めについて

- ・鉄道が走行する風景が多く挙げられました。
- ・並木や文教施設、公園・緑地内の樹木、草花などの緑空間の景観が多く、特に、八幡山公園や田川、新川などの公園や河川沿いの桜並木、駅東公園付近のイチョウ並木、県庁前のトチノキ並木などの沿道の並木が多く挙げられました。
- ・また、川沿いの道や遊歩道などの細街路の眺めを挙げる人が多くありました。

#### 2) その他、宇都宮市の景観についての自由回答（良いところ、悪いところ、魅力向上に必要なこと、など）

##### 調査・分析結果

- ・自然に恵まれた環境であり、大切にしてほしいという意見が多くありました。
- ・一方、中心市街地において、街並みの雑然さが指摘されており、建物の高さや色彩、屋外広告物の色彩に関する規制が必要との意見が多く挙がりました。
- ・また、城下町としての歴史や、大谷石を活かした景観整備を求める意見が挙がりました。
- ・良好な景観形成に向けて、市民による清掃や、市民ボランティアへの支援など、市民による取組みが必要との指摘がありました。
- ・また、ビューポイントの整備や、歴史説明板の設置など、景観を見せる、伝えるための取組みが必要との意見も挙がりました。

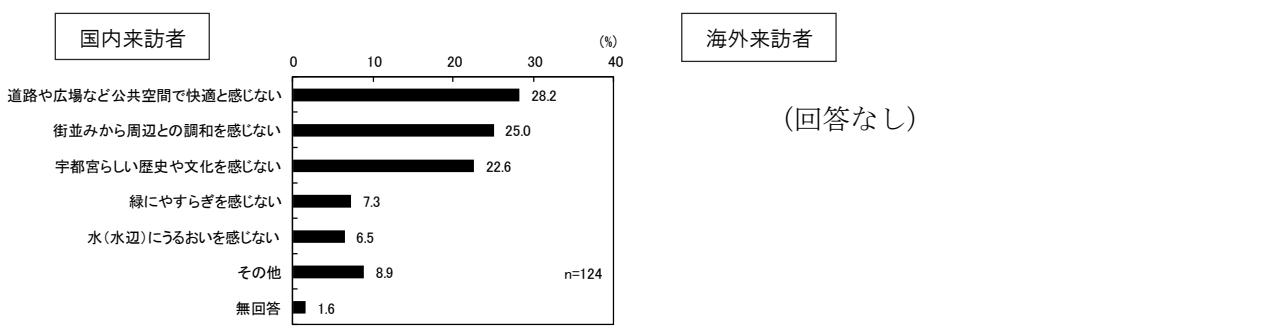
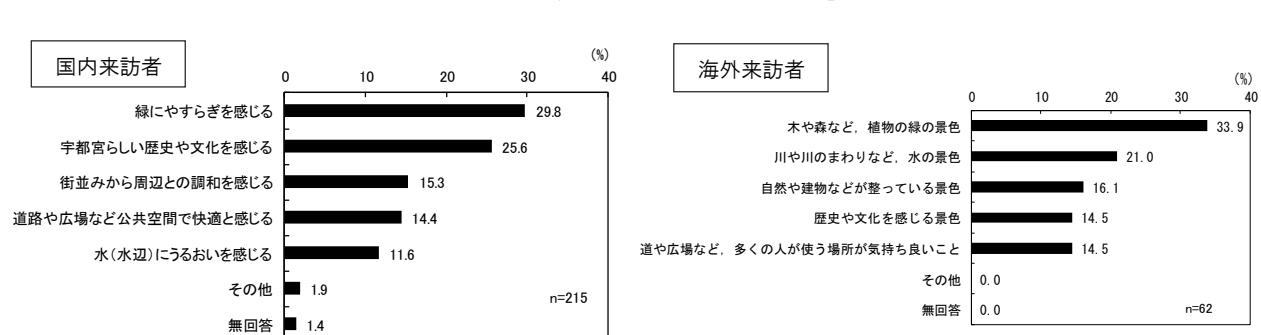
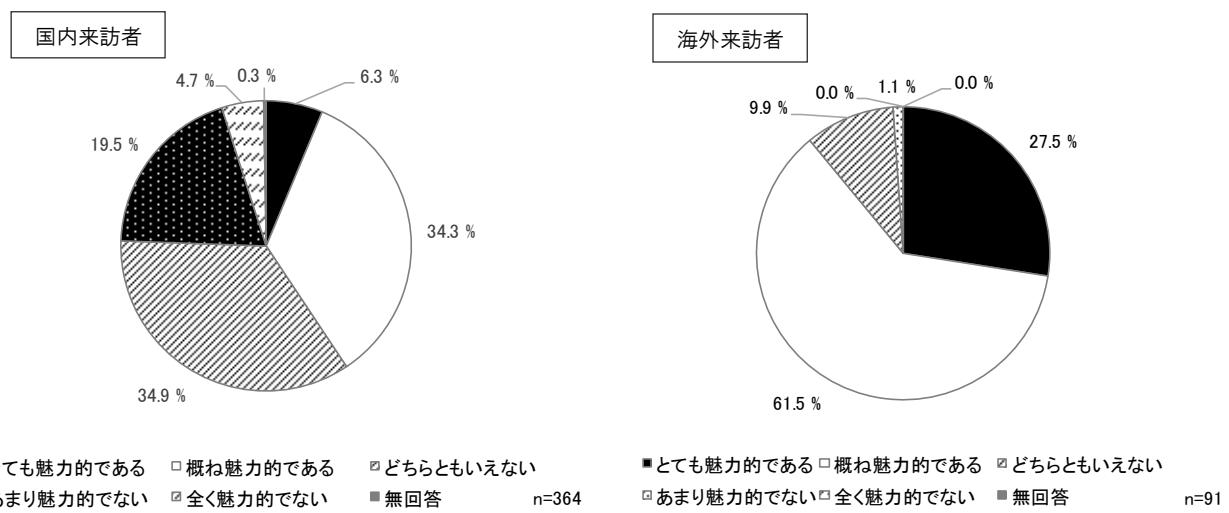
## (2) 来訪者（国内・海外）のニーズの調査・分析

国内の来訪者及び在住・滞在している外国人を対象に、魅力的だと感じる景観や、良好な都市景観の形成に必要なこと、重要だと感じる眺めの場所について調査

### 1) 宇都宮市の景観に対する所感

#### 調査・分析結果

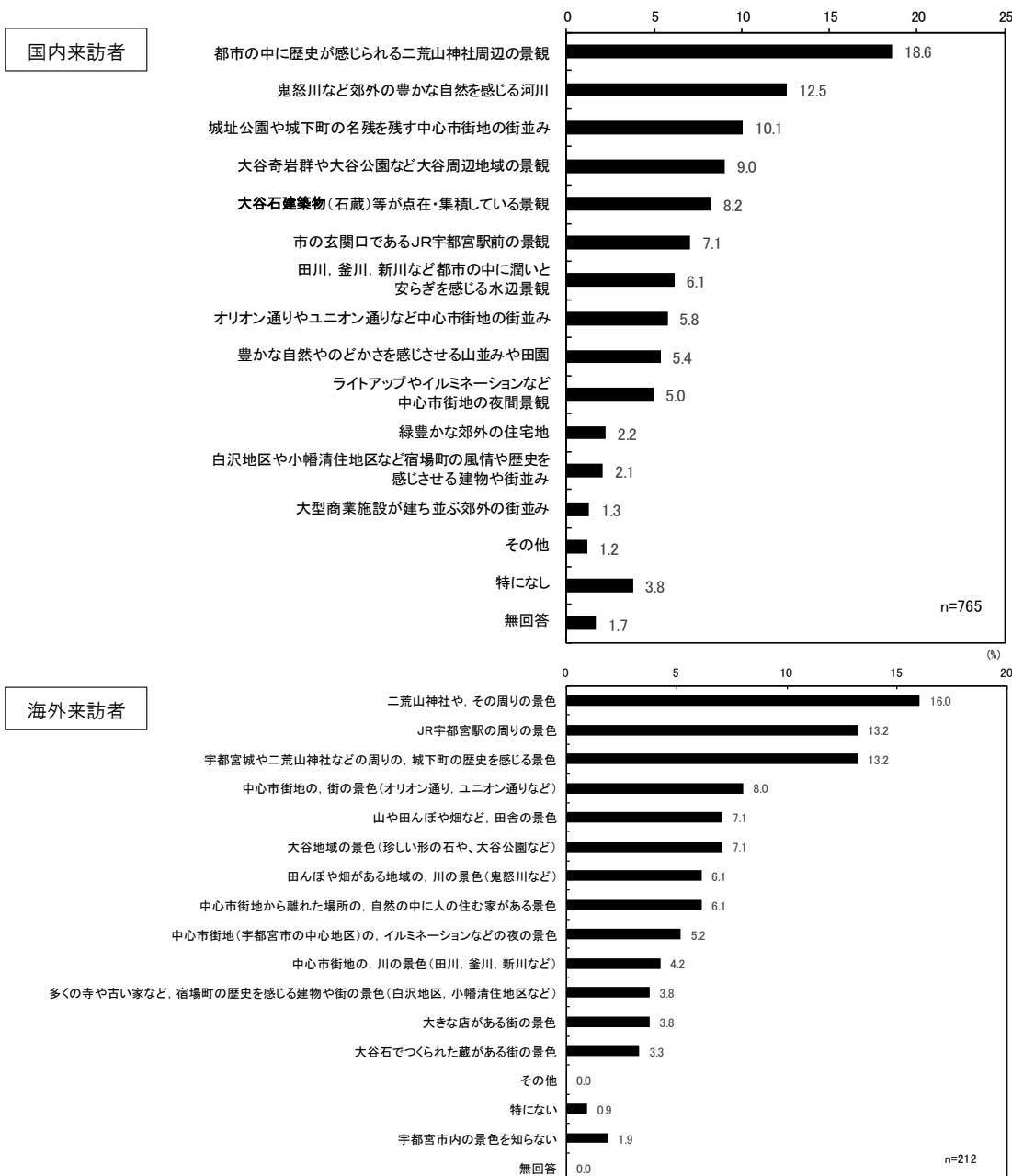
- ・国内の来訪者、外国人ともに、現在の宇都宮市の景観を魅力的と感じている人が多く、特に外国人は全体の約9割が魅力的と回答しています。
- ・魅力的と感じる理由として、「緑にやすらぎを感じる」が国内、海外ともに最も多く、外国人は「水（水辺）にうるおいを感じる」を次に多く挙げている一方、国内の来訪者は当回答が最も少なく、水辺における景観に対する評価に違いがみられました。
- ・魅力的でないと思う理由として、「道路や広場など公共空間で快適と感じない」、「街並みから周辺との調和を感じない」など、まちなかにおける景観について挙げられました。



## 2) 宇都宮市における魅力的な景観

### 調査・分析結果

- 市民が魅力的と感じている二荒山神社周辺の景観を、国内の来訪者、外国人も魅力的と感じています。
- 豊かな自然や山並み、田園について魅力的と感じている市民は多い一方、来訪者は少なかったです。
- 国内の来訪者は、鬼怒川など郊外の河川を多く挙げたほか、城址公園や城下町の名残、大谷周辺地域など、宇都宮市の歴史・文化があらわれた景観を魅力的としています。また、二荒山神社周辺の景観は、幅広い年代が魅力的と感じています。
- 外国人は、在住年数が短い人ほど、駅前の景観や中心市街地の街並みなど、中心市街地における景観を魅力的としています。一方、二荒山神社周辺の景観は、在住年数によらず、多くの外国人が魅力的と感じています。



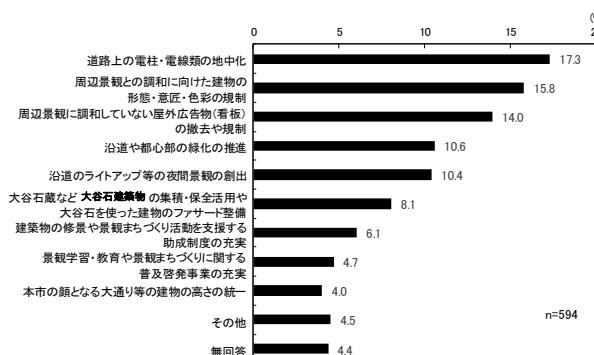
「宇都宮市内で魅力的と感じる景観は何ですか?」の回答

### 3) 良好的な景観形成に必要なこと

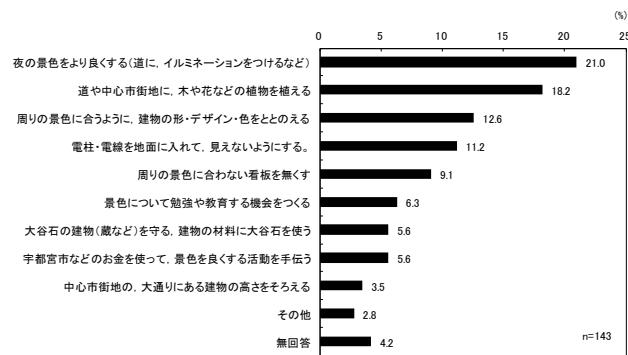
#### 調査・分析結果

- 沿道や都心部における緑化推進の必要性について、市民、国内外の来訪者が共通して多く回答されています。
- 市民及び国内の来訪者は、電柱・電線の地中化や、建築物の形態・意匠・色彩の規制、周辺景観と不調和の屋外広告物の撤去や規制など、良好な景観形成に向けて不必要的ものを除く方策を多く挙げています。
- 一方、外国人は、沿道のライトアップ等夜間景観の創出、緑化推進など、良好な景観形成に向けて新たな景観を創出する方策を多く挙げています。
- 国内来訪者、外国人ともに、20歳代以下の若い世代は、沿道のライトアップ等、夜間景観の創出が必要と考えています。

国内来訪者



海外来訪者



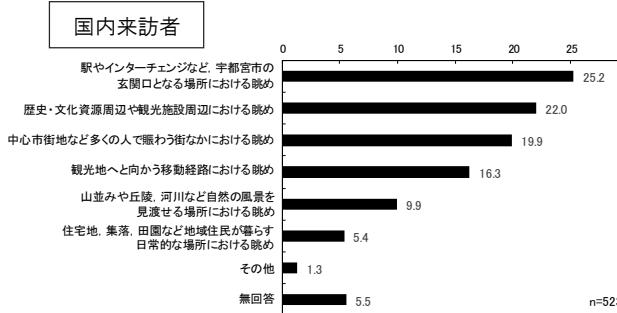
「良好な都市景観の形成に必要なことは何だと思いますか?」の回答

### 4) 宇都宮市における重要な眺め

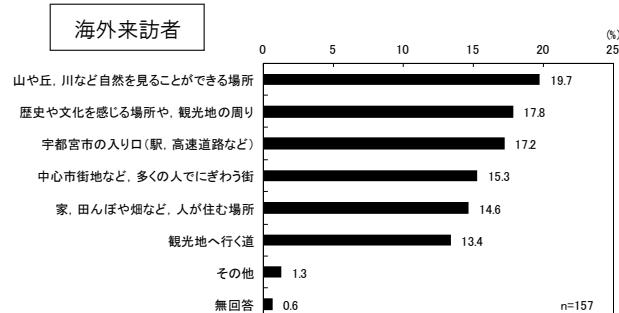
#### 調査・分析結果

- 国内の来訪者、外国人ともに駅やインターチェンジなど宇都宮市の玄関口となる場所、中心市街地など多くの人で賑わう街なか、歴史・文化資源周辺や観光施設周辺など、来訪者が滞留する場所における眺めを重要と考えています。
- 国内来訪者は、どの年代においても、歴史・文化資源周辺や観光施設周辺における眺めを重要と考えており、来訪経験が多いほど、中心市街地の多くの人で賑わう街なかの眺めを重要と回答しています。
- 自然の風景を見渡せる場所や、住宅地・集落・田園など地域住民が暮らす日常的な場所における眺めを重要とした回答は少なかったです。

国内来訪者



海外来訪者



「宇都宮市内のどのような場所における眺めが特に重要だと思いますか?」の回答

## 2 これまでの景観施策の現状と課題

「市民主体・市民協働の景観形成」、「市民・事業者の景観意識の高揚」、「規制誘導による景観形成」、に対して、これまでの景観施策の実績と課題を整理するとともに、本市らしい都市景観の形成に向けて「新たな魅力ある景観の創出」に関わる課題を示します。

### (1) 市民・事業者の景観意識の高揚

施策事業	主な取組
表彰事業の実施	・まちなみ景観賞(H4～)
事業者啓発の実施	・景観整備機構指定(2団体) ・団体会報への掲載(建築士会、大谷石研究会、屋外広告美術協同組合、商工会議所等) ・屋外広告タウンミーティング(H26～)
次世代教育の実施	・出前講座(H11～, 10回程度/年) ・高校生景観まち歩き(H27・28)
市民参加型の啓発イベントの開催	・講演会、シンポジウム(H25～) ・うつのみや百景ツアー(H20～, 9回/年)

#### 【現状】

- ・まちなみ景観賞やうつのみや百景ツアー、講演会など、市民参加型の取組や官民連携による広報活動の実施により、意識高揚の機会の充実が図られました。
- ・しかし、様々な啓発の取組における参加者の年代については、比較的中高年齢層が多くなっている現状があり、次代を担う若年層に対する意識高揚について、不十分な点が見受けられました。

#### 【課題】

- ・市民協働による景観づくりをさらに促進するためには、地域の景観資源を守り、伝えるとともに、幼少期から郷土愛を育むことが重要であるため、これまで様々な機会を捉えて取り組んできたところです。一方、各種啓発事業への参加者の年代に偏りがあるため、特に若年層を対象とした景観に関する意識付けや高揚をより一層図る必要があります。

## (2) 市民主体・市民協働の景観形成

施策事業	主な取組
地域の景観形成の推進 (景観形成重点地区等の指定)	宇都宮駅東口地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区、中里原地区
住民組織の育成 (景観づくり推進協議会の設立)	・景観づくり推進協議会(大通り地区、白沢地区、岡本駅周辺地区、大谷地区)
民間活力を生かした景観形成 (景観整備機構など)	・歴史的建造物の調査及び保全活用コンペティション(建築士会) ・大谷石建築物群の調査・研究、シンポジウム(大谷石研究会) ・うつのみや百景ツアーオンlineにおける連携(うつのみやシティガイド協会) ・市主催講演会における連携(H25~)
市民ボランティアの活動の促進	・まちなみ景観賞に景観づくり部門創設(表彰数4件) ・違反広告物除却ボランティア(12団体)
技術支援や助成制度の実施	・景観アドバイザー(H7~) ・景観づくり推進活動費交付金(H21~) ・景観づくり整備費補助金(H21~)

### 【現状】

- ・景観形成重点地区の指定に当たり、住民組織との連携による地域の景観づくりや、景観整備機構との連携による大谷石建築物等の保全・活用に係る普及啓発など、市民主体・市民協働による取組の充実が図られました。
- ・一方で、市民主体の活動について、市全体への波及や促進を図るため、顕彰制度の拡充や周知機会の創出を図ってきましたが、十分とは言えない状況です。

### 【課題】

- ・景観形成重点地区の指定など、地域特性に応じた景観づくりを推進してきましたが、今後さらに、市民協働による、地域資源を活かしたその地域ならではの都市景観の形成が求められます。
- ・これまで市民協働による様々な取組を行ってきましたが、特に景観形成重点地区の指定後における、地域住民等による主体的かつ継続的な活動が求められます。

### (3) 規制・誘導による景観形成

施策事業	主な取組
景観計画に基づく景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出制による規制・誘導(H20～)</li> <li>・色彩景観ガイドラインによる誘導(H20～)</li> <li>・景観形成重点地区等指定(7 地区)</li> </ul>
屋外広告物の適正な規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分や広告物景観形成地区等の設定(H20～)</li> <li>・違反広告物のは正指導強化(H24～)</li> <li>・優良広告物への誘導(まちなみ景観賞にサイン部門創設)</li> </ul>
景観アセスメントの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設デザイン調整(H20～)</li> </ul>

#### 【現状】

- ・中心市街地や地域拠点において、戦略的に景観形成重点地区等を7地区指定し、景観特性に応じたルールの設定による、各地区の目標・方針に基づいた景観形成が図られつつあります。
- ・しかし、景観形成重点地区などにおいて、当初想定していなかった工作物等に対する規制・誘導については、不十分な点が見受けられます。
- ・また、国内外の来訪者のさらなる増加が見込まれる中、本市の魅力を享受できる、良好な眺めの確保には取り組んでいません。

#### 【課題】

- ・地域拠点等における各地域の特性に応じた景観形成を図る必要があるほか、LRT整備や大谷地域振興方針、歴史文化基本構想などの各種まちづくりと連携した取組が求められます。
- ・きめ細かな景観形成と適正な規制・誘導を図つきましたが、近年、太陽光発電施設など周辺地域に対する景観面での影響が懸念される新たな課題に対して、街並み景観への配慮に向けた検討を行う必要があります。

#### (4) 新たな魅力ある景観の創出

##### 1) 大谷石建築物等の保全・活用による、本市ならではの魅力的な景観形成

歴史的建造物のうち、大谷石建築物等は、本市の産業・文化・人々の生活に密接に関わっており、本市のイメージを印象付ける貴重な資源であるとともに、誇れる景観づくりにおいて非常に重要です。特に大谷石蔵は、市内に数多く存在し、本市らしい街並み景観を形成していますが、適正に保全するための仕組みが確立しておらず、解体を余儀なくされているものも少なくありません。そのため、市・市民・事業者の連携・協働により、保全・活用を推進することが求められています。

##### 2) 中心市街地における良好な夜間景観の形成による魅力向上

二荒山神社やカトリック松が峰教会などの、本市を象徴する歴史文化的資源へのライトアップは重要な景観資源であり、周辺と一体となった夜間景観の創出を始め、建築物や橋（宮の橋や御橋など）へのライトアップ、街路樹などのイルミネーションなどにより、良好な夜間景観の形成を図り、本市の個性と魅力を高めていく必要があります。

##### 3) 良好的眺めの保全向上と視点場の保全

本市の魅力を享受できる良好的眺めを、人が滞在する場所において確保するほか、建築物の規制誘導等によって魅力的な景観資源への眺めを保全するとともに、快適に滞在できる視点場を整備する必要があります。

##### 4) ネットワーク型コンパクトシティ形成と連携した景観形成

ネットワーク型コンパクトシティの推進により、新たな拠点や軸の形成が図られ、都市の骨格が変容します。そのため、景観形成の方針や適切な規制誘導など、良好な景観形成に向けて推進していく必要があります。

##### 5) 都市の魅力・象徴の創造に資する、LRT沿線の魅力的な景観形成

LRTは、都心、田園、河川、工業団地、住宅地など、多様な土地利用の変化の中を走行します。この、LRTが走行する風景、また、LRTから眺める風景は、本市を印象付ける代表的な景観となります。そのため、新たに創出されるLRT沿線の景観に対する配慮や対策を推進していく必要があります。

##### 6) 大谷地域における、観光振興に繋がる良好な景観形成

本市において特徴的な景観を形成している大谷地域においては、大谷石の歴史・文化が形成した自然景観、産業景観、大谷石建築物といった観光に繋がる要素が多く存在しています。

そのため、今後のさらなる魅力向上を図るため、地域固有の景観資源の保全・活用を図りながら、観光振興施策と連携した景観まちづくりを推進していく必要があります。

## 第3章 良好的な景観形成に関する方針

市全域の良好な景観形成を図るため、本計画の理念や、市全域における景観形成の基本方針として都市景観形成や地域別の方針を示すことで、総合的な景観形成を着実に推進します。

### 1 良好的な景観形成に向けた理念

本市には、北部や北西部に連なる山並み、丘陵の緑、田川や鬼怒川の流れと河岸の緑、大谷地域、また市街地を囲む広がりのある農地等、自然の豊かさが残されています。これら自然的要素の織り成す四季折々の風景は、本市の景観を特徴づけるものであり、人々の生活に潤いと安らぎを与えてています。

また、本市には長い年月をかけて築き上げられた、多くの景観資源が残されており、これらの個性や、長い営みのなかで培われてきた風土を大切にし、人々が住みやすく、住み続けたくなり、また、行ってみたい、暮らしてみたくなる景観形成を実現することが、「宇都宮らしさ」の創出、我がまちという誇りにつながり、今後の宇都宮のまちづくりに重要です。

本市では、これら宇都宮を特徴づける豊かな風土、暮らしやすい生活環境、都会と農村の共存など、  
都市としての魅力を高め、うつくしの都（美しい宇都宮）の実現を目指します。

< 理念 >

#### 宇都宮らしい美しい都市景観の形成

— 豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくり —

## 2 市全域における景観形成の基本方針

良好な景観形成に向けた理念に基づき、関係者が一体となって本市らしい都市景観の形成に取り組むため、市民、事業者、市の連携・協働による景観形成の方針や、都市景観形成や地域別における景観形成の方向を示します。

### (1) 協働による景観形成の方針

宇都宮らしい景観を形成するため、景観に関心を持ち、景観形成に積極的な関わりを持つ市民や、事業活動に際して景観形成に努める事業者、景観形成に係る施策を実施する行政、それぞれの役割のもと、相互に連携・協働して、良好な景観の形成に取り組んでいきます。

#### 1) 市民の役割

- ア 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- イ 市民は、地域を構成する一員として、地域における良好な景観形成に向けた活動への積極的な参加に努めます。
- ウ 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

#### 2) 事業者の役割

- ア 事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- イ 事業者は、地域を構成する一員として、地域における良好な景観形成に向けた活動への積極的な参加に努めます。
- ウ 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

#### 3) 市の役割

- ア 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- イ 市は、景観法やその他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めます。
- ウ 市は、建築物の建築等及び道路、河川、公園、広場などの公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たします。
- エ 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じます。
- オ 市民、事業者との連携・協働した景観形成を実施するための体制を整備します。

## (2) 都市景観形成の方針

豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくりに向けては、第2章1「宇都宮市の景観特性」で整理した「自然」「郷土」「都市」に基づく、本市の景観を特徴づけている「緑」「水辺」「歴史・文化」を保全・活用していくとともに、「街並み」「道路・広場」を調和のあるものとしていくことが必要です。

そこで、美しく魅力ある景観を保全、活用、創出するため、これら5つの特徴ごとに都市景観形成の方針を示します。

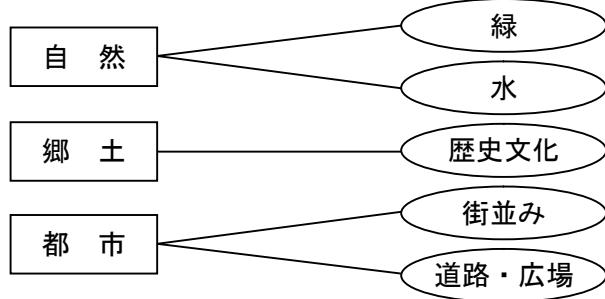


図6 景観特性と要素の関連図

### 1) やすらぎのある緑景観の保全・活用・創出

緑は都市の風格づくりや街の特徴として、魅力的な景観形成に重要であるとともに、人に安らぎや潤いを与えるものです。

羽黒山や古賀志山、大谷の特徴ある景観や長岡樹林地などの丘陵地を含む「緑の軸」を保全するとともに、市民が気軽に楽しめ、観光客の滞在を促す緑空間としての活用を図ります。また市街地の緑については、量だけでなく質的にも充実を図るため、それらを適切に維持管理し、都市の快適性の確保に努めます。さらに、農村風景や鬼怒川などの河岸段丘沿いに形成された緑の保全を図るなど、郷土を感じ、市民に安らぎを与える緑景観の形成に努めるとともに、自然と調和した都市を実感できるよう、地形の特性を活かした眺望景観の確保にも努めます。

### 2) うるおいのある水景観の保全・活用・創出

水は、人間の生活に欠かせないものであり、心理的にも潤いや豊かさを与えるものです。

鬼怒川を始めとする自然河川、都市河川の水辺空間や池沼周辺の保全・整備を図り、潤いのある水辺景観の形成に努めます。また、都市生活の中において水辺は、市民や来訪者等に対して潤いや安らぎなどをもたらす重要な空間となるものです。そのため、水資源を都市空間の中に活かすなど、水と関わりのある生活風景の保全・創出に努めます。

### 3) 風格ある歴史文化景観の保全・活用・創出

まちの歴史や文化は、目に見える形態として、あるいはまちの雰囲気として、さらには祭りなどの「晴れの場」として、都市に深みを与えるものであり、地域の個性の原点となるものです。

宇都宮らしい、深みのある景観を形成するためには、二荒の杜の風致や、商家・町屋、大谷石建築物などの歴史的建造物、さらには、城下町の風情が残る小幡・清住地区や、宿場町の趣きが残る白沢宿、日光街道の並木など、旧街道沿いなどにある街並みを保全するとともに、市内に点在している歴史的資源を活かした、風格ある歴史文化景観の形成に努めます。

また、大谷石建築物を始めとした歴史的建造物等、本市に残された歴史・文化的資源を都市空間

にとどめ、景観資源、観光資源として活用することで、新たな宇都宮の都市文化を創造し、本市ならではの魅力的な景観の形成を推進します。

#### 4) 調和のある街並み景観の保全・活用・創出

大通りやその周辺などの都心部における賑わいのある商業空間や夜間景観の創出、地域拠点であるＪＲ雀宮駅や岡本駅などの鉄道駅周辺における都市の顔づくり、緑豊かな住宅地や秩序ある工業団地の街並みづくりなど、地域の特性に応じて、調和のとれた良好な景観形成に努めます。

また、大谷地域における、大谷石のある風景に配慮した建物、工作物等の誘導、来訪者が滞在を楽しむことのできる空間の形成により、本市の観光拠点としての魅力向上に努めるとともに、本市の玄関口であるＪＲ宇都宮駅周辺や、新たな交通軸となるＬＲＴ沿線では、展開する多様な景観の特性に応じた、賑わいや落ち着きのある空間の形成を図り、本市の都市文化を象徴する、魅力と風格ある新たな顔づくりに向け、ＬＲＴと沿線の街並み等が調和した景観形成を促進します。

さらに、道路などの公共施設のみならず、個々の建築物はもとより、建物の連続する街並みについて、地区の景観特性に応じた統一性と変化の均衡のとれた整備の誘導や、公開空地・オープンスペースの確保等により、メリハリのある良好な都市空間の形成、電柱・電線類や屋外広告物などの景観を阻害する要素の改善に努めます。

#### 5) 快適な道路・広場景観の保全・活用・創出

魅力的な景観を形成するためには、市が先導的に道路や公園・広場などの公共空間を整ったものにしていくことが重要です。公共空間は、都市空間の中に占める割合が高く、市民の利用頻度からも、その整備効果が高いものです。

そのため、道路については、電線類地中化や街路樹など、路線の特性に応じた整備を行い、安全・安心で、うるおいのある道路空間の確保に努めます。公園・広場は人々の出会いの場、憩いの場となるため、市街地内のオープンスペースや緑の拠点としての確保に努めます。

また、市民や来訪者が滞留し、宇都宮市の魅力的な眺めが得られる場所では、眺望の保全向上と快適な視点場の創出に努めます。

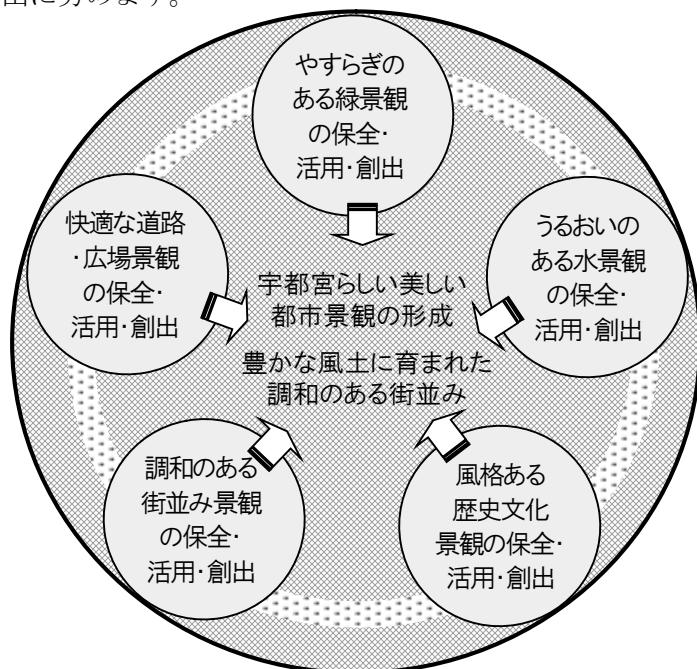


図7 都市景観形成概念図

### (3) 地域別の景観形成方針

地域の特徴である景観資源を活かした景観形成を推進するため、都市計画マスタープランにおける地域別計画の地域区分である「北西部地域」「北東部地域」「中央地域」「東部地域」「南部地域」の5地域に区分し、景観特性に関係の深い「土地利用」の状況などから類型化した5つのゾーンである、「山地丘陵景観ゾーン」「田園集落景観ゾーン」「住宅地景観ゾーン」「都心景観ゾーン」「工業流通景観ゾーン」に分け、景観形成の方針を示します。

表1 地域に含まれる景観ゾーン

地 域	山地丘陵 景観ゾーン	田園集落 景観ゾーン	住宅地 景観ゾーン	都心 景観ゾーン	工業流通 景観ゾーン
北西部地域	○	○	○		
北東部地域	○	○	○		○
中央地域	○	○	○	○	○
東部地域		○	○		○
南部地域		○	○		○

表2 ゾーン別の景観特性

ゾーン別	景 観 特 性
山地丘陵景観ゾーン	北部北西部の山々と、山並みが市街地に伸びた宇都宮丘陵からなるゾーンで、本市の北面の山並みや市街地の緑の景観を形成するゾーン
田園集落景観ゾーン	鬼怒川、田川、姿川の周囲に広がる田園、鬼怒川東側や北西部山並みのすそ野に広がる田畠・果樹園、北西部地域の山あいに広がる田園からなるゾーンで、田園風景の中に集落や平地林が点在するゾーン
住宅地景観ゾーン	主に市街化区域内のゾーンで、住宅地又は住宅と店舗等との混在するゾーン
都心景観ゾーン	都心環状線の内側のゾーンで、古くから宇都宮市の中心として栄え、JR宇都宮駅等の市の玄関口を有し、また、商業・業務の中核をなすゾーン
工業流通景観ゾーン	大規模な工業団地やまとまった工場群、宇都宮市中央卸売市場が立地する地区及びテクノポリスセンター地区・インターパーク地区からなるゾーン

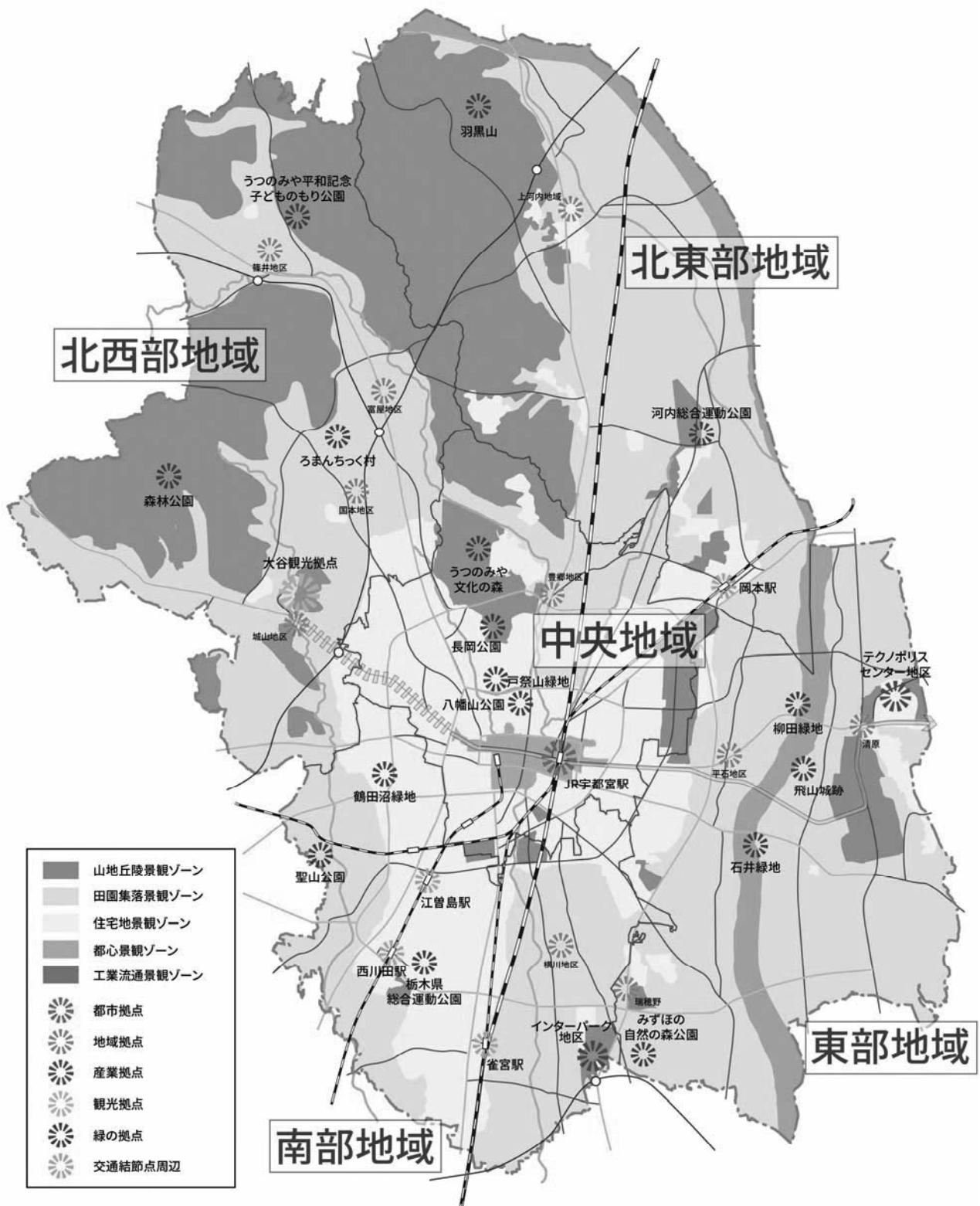


図8 地域別の景観類型図

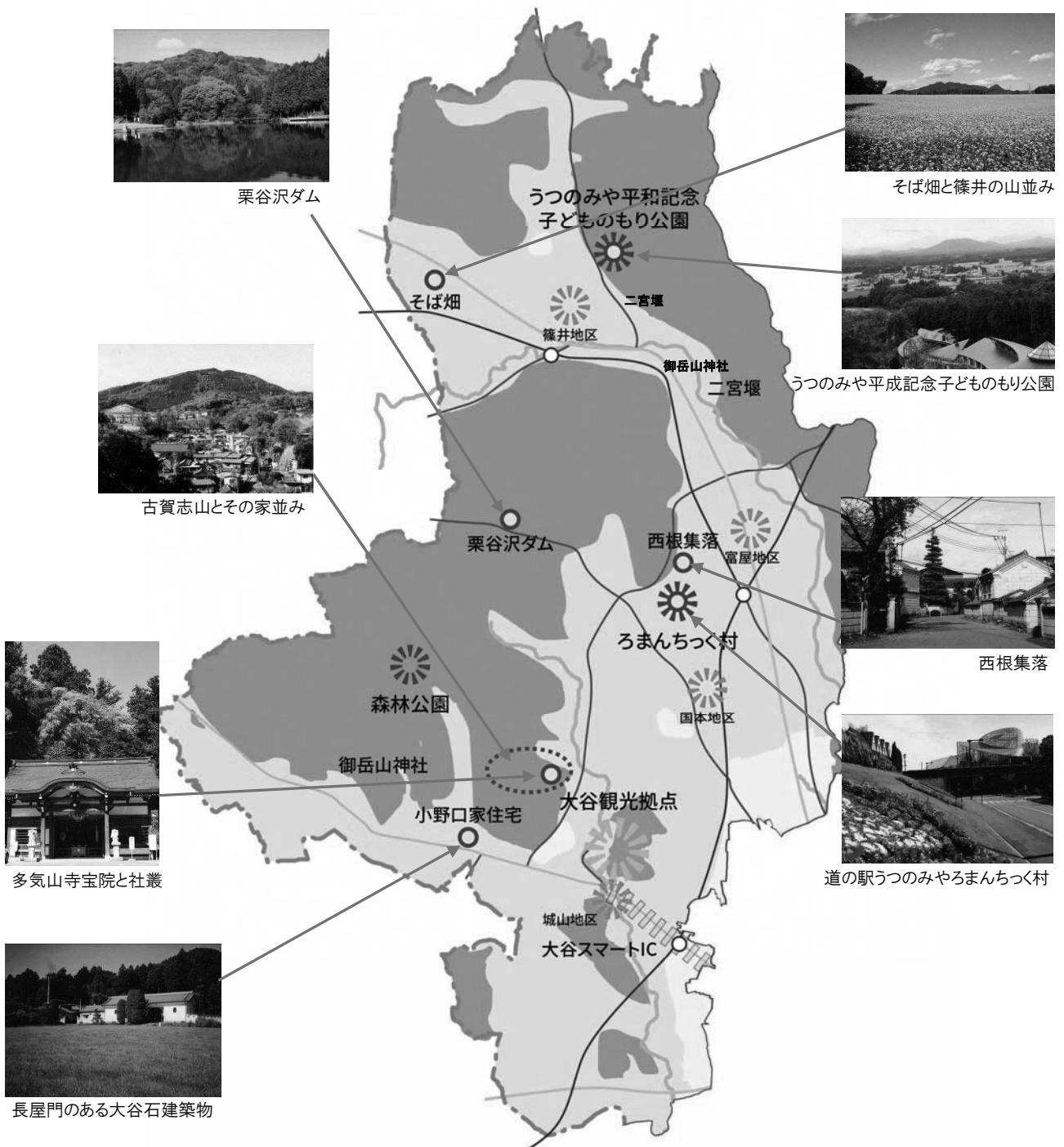
## 1) 北西部地域（篠井・富屋・城山・国本）

北西部地域では、日光那須連山の最南端の山並みを有しています。また、田川と姿川が山並みの合間を縫って流れ、その周辺には田園や果樹園が広がっています。またこれらの優れた自然景観を生かした「うつのみや平成記念子どものもり公園」や「道の駅うつのみやろまんちっく村」など自然を身近に感じ楽しめる施設も存在しています。

北西部地域の大谷地域は、本市の景観を特徴付ける大谷石の採掘跡や岩肌、大谷石を活用した建物及び集落が多く見られ、観光拠点として位置付けています。

### 【北西部地域の景観形成方針】

優れた自然景観や観光資源を保全・活用し、身近な自然と親しめる景観を目指します。



## 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
自然と親しめる 山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多気山や古賀志山などの山並みの稜線や緑景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→無秩序な樹木の伐採や宅地開発、山並みの稜線を阻害する造成を抑制するとともに、裸地や造成地での植林に努めます。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、山並みの稜線や緑景観への配慮に努めます。</li> </ul> </li> <li>・古賀志山や森林公园、うつのみや平成記念子どものもり公園などから自然や山並み景観を楽しめる仕掛けづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>→のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりに努めます。</li> </ul> </li> </ul>
のどかさや特徴的な大谷 石の景観が感じられる 田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古賀志山や篠井の山並みの稜線や緑の景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、山並みの稜線や緑景観への配慮に努めます。</li> </ul> </li> <li>・魅力的な田園集落景観の保全・創出           <ul style="list-style-type: none"> <li>→山際に点在する昔ながらの農家集落や長屋門など、伝統的な建造物を保全します。</li> <li>→休耕田や用水路、あぜ道等において四季折々の花や緑が彩る沿道の魅力創出に努めるとともに、耕作放棄地の適正な維持管理に努めます。</li> <li>→釜川の源流である弁天沼やその周囲の緑地など貴重な自然地の保全に努めます。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、田園集落景観の眺望への配慮に努めます。</li> </ul> </li> <li>・宇都宮インターチェンジ周辺における良好な景観の保全・創出           <ul style="list-style-type: none"> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、来訪者を意識した良好な景観形成に努めます。</li> </ul> </li> <li>・特徴的な景観である「石の里・大谷」らしい景観の保全・創出           <ul style="list-style-type: none"> <li>→歴史・文化を感じさせる、自然造形や採掘跡として評価の高い岩肌や、大谷石建築物が集積する西根集落を始めとした、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、大谷地域固有の景観への配慮に努めます。</li> </ul> </li> <li>・観光拠点「大谷」における、楽しみながら回遊することなどによる賑わいづくり、景観づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>→来訪者が大谷地域の魅力を享受できる、夜間景観などの沿道の景観づくりや、眺望景観の保全に取り組みます。</li> <li>→大谷の入り口が感じられるサインなどの整備に取り組みます。</li> <li>→大谷地域のセンターコアまでの大谷街道やスマートインターチェンジからの街並みや連続して移り変わる景観の保全に取り組みます。</li> </ul> </li> </ul>

<p>身近に緑があふれる 住宅地景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落着きのある住宅地の景観形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>→建築物, 工作物, 広告物及び太陽光発電施設の高さ, 色, デザインについて, 街並みの景観への配慮に努めます。</li> <li>→敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる快適な街並み形成に取り組みます。</li> <li>→夜間は交通や安全面に配慮した街路灯や門灯を設置するなど, 落ち着きのある住宅地の夜間景観の創出に努めます。</li> </ul> </li> <li>・「旧街道」の趣を感じさせる景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→杉並木, 一里塚, 桜並木などを保全します。</li> <li>→建築物, 工作物, 広告物及び太陽光発電施設の高さ, 色, デザインについて, 街道の景観への配慮に努めます。</li> </ul> </li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>・市街地に残された平地林や都市農地を保全します。</li> </ul>
-------------------------------	---

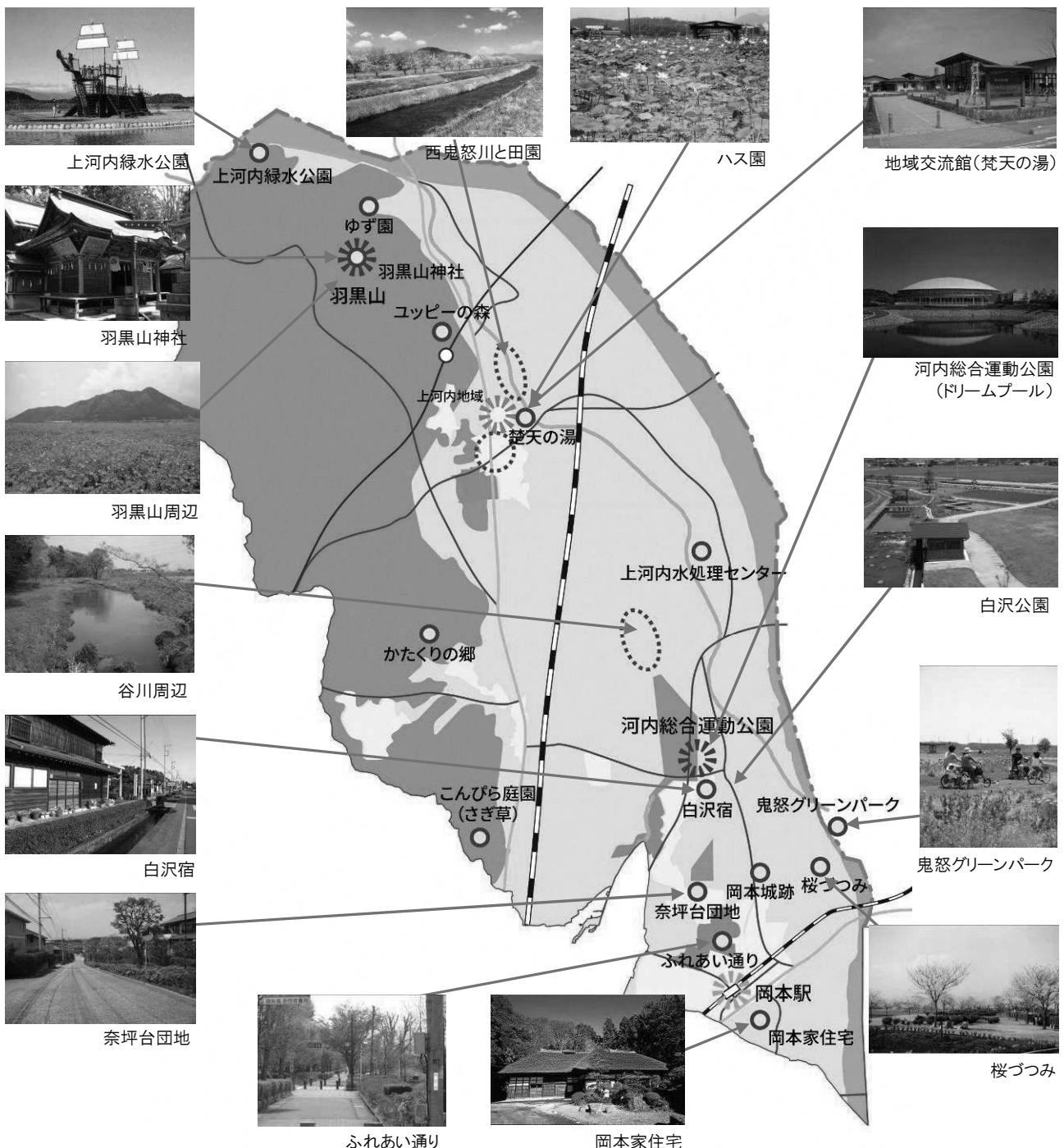
## 2) 北東部地域（上河内・河内）

北東部地域には奥州街道の宿場町である白沢宿があり、歴史を感じる街並み景観が形成されています。地域の東側には鬼怒川が流れ、市民にとっての憩いの場となっています。

また地域交流館や河内総合運動公園など市民が集い、活動する施設も多く存在しています。

### 【北東部地域の景観形成方針】

豊かな自然景観や田園景観、文化資源を保全・活用し、ひと・まち・自然が調和した景観を目指します。



## 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
豊かな水と緑があふれる山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽黒山の山並みの稜線や緑景観の保全 →無秩序な樹木の伐採や宅地開発、山並みの稜線を阻害する造成を抑制するとともに、裸地や造成地での植林に努めます。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、山並みの稜線や緑景観への配慮に努めます。</li> <li>・羽黒山における、楽しみながら山並みを回遊できる仕掛けづくり →のどかさや懐かしさを感じさせる沿道の景観づくりに努めます。</li> <li>・西部丘陵の緑景観の保全 →地域の資源である柚やさぎ草や、残された平地林を保全します。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、丘陵の緑や眺望景観への配慮に努めます。</li> <li>・河川景観の保全 →上河内緑水公園などの適正な維持管理に努めます。</li> <li>・道路などからの眺望景観の保全 →沿道の斜面地や擁壁の緑化に取り組みます。</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 →羽黒山神社やその周辺の緑地を保全します。</li> </ul>
のどかさを感じさせる田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の保全・創出 →昔ながらの農家集落や長屋門など、伝統的な建造物を保全します。</li> <li>→休耕田や用水路、あぜ道等において四季折々の花や緑が彩る沿道の魅力創出に努めるとともに、耕作放棄地の適正な維持管理に努めます。</li> <li>→残された平地林や都市農地を保全します。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、田園集落景観の眺望への配慮に努めます。</li> <li>・河川景観の保全 →鬼怒グリーンパークや桜づつみなど、河川や河川岸の適正な維持管理に努めます。</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 →社寺や岡本家住宅、岡本城跡等の周辺緑地を保全します。</li> <li>→大谷石蔵が集積する上田、芦沼集落を始めとした、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> </ul>
ゆとりと潤いを感じさせる住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、街並みの景観への配慮に努めます。</li> <li>→敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる快適な街並み形成に取り組みます。</li> </ul>

	<p>→夜間は交通や安全面に配慮した街路灯や門灯を設置するなど、落ち着きのある住宅地の夜間景観の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北東部地域の玄関口である岡本駅周辺の良好な景観形成           <p>→地域拠点として魅力ある街並み、快適な遊歩道や街路樹などの街路空間の整備に取り組みます。</p> <p>→地域拠点として、駅周辺施設の景観を保全・活用しながら、それらと調和した賑わいと駅東西のつながりが感じられる、魅力的な駅周辺の街並み景観の形成に取り組みます。</p> <p>→潤いある駅前景観の形成のため、緑化に取り組みます。</p> </li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全           <p>→社寺や白沢宿、及びその周辺の緑地を保全します。</p> </li> </ul>
緑豊かな 工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全           <p>→工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努めます。</p> </li> </ul>

### 3) 中央地域（本庁・宝木・豊郷）

中央地域の街並みは二荒山神社の門前町や宇都宮城の城下町の都市骨格を残しつつ、中心市街地を形成し、その付近にJR宇都宮駅や東武宇都宮駅が存在しています。

また中心市街地の周辺には、豊郷台団地や戸祭台団地などの住宅地が多く形成されています。

#### 【中央地域の景観形成方針】

自然と文化の調和を図りながら、憩いや安らぎを感じ、歩いて楽しめる景観を目指します。



#### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方針
宇都宮丘陵の山地丘陵景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>八幡山などの丘陵の緑景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、丘陵の景観への配慮に努めます。</li> <li>丘陵の緑に配慮し、敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる緑化に取り組みます。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路などからの眺望景観の保全 →沿道の斜面地や擁壁の緑化に取り組みます。</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 →長岡百穴古墳や瓦塚古墳等、及びその周辺の緑地を保全します。</li> </ul>
豊郷の田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の保全・創出 →昔ながらの農家集落や長屋門など、伝統的な建造物を保全するとともに、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。 →休耕田や用水路、あぜ道等において四季折々の花や緑が彩る沿道の魅力創出に努めるとともに、耕作放棄地の適正な維持管理に努めます。 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、宇都宮丘陵への眺望や田園景観への配慮に努めます。</li> </ul>
快適な市街地の住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、街並みの景観への配慮に努めるとともに、敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる快適な街並み形成に取り組みます。 →夜間は交通や安全面に配慮した街路灯や門灯を設置するなど、落ち着きのある住宅地の夜間景観の創出に努めます。</li> <li>・主要な幹線道路沿いの街並み景観形成 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、街並みの景観への配慮に努めるとともに、大規模商業施設の駐車場や、その周囲の緑化に取り組みます。</li> <li>・土地区画整理事業に合わせた、歴史・文化の保全と新たな住宅地景観の形成 →小幡・清住の旧街道の歴史と新たな街並みが調和した、良好な住宅地景観、街路景観を形成します。</li> <li>・河川景観を楽しめる景観の保全 →駒生川など、親水性のある水辺景観の維持管理に努めます。</li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 →点在する社寺の保全や、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> <li>・LRT沿線の景観づくり →郊外の住宅地にふさわしい、落ち着きのある沿線景観を形成します。 →東側に広がる田園及び鬼怒川に配慮した沿線景観を形成します。</li> </ul>
宇都宮の「顔」となっている都心景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県都の玄関口としてふさわしい良好な駅前景観の形成 →JR宇都宮駅周辺において、本市の「顔」としての魅力ある景観形成に取り組みます。 →広告物について、駅前の風格と美観に配慮した、デザイン、色彩、形状による整備、及び適正な維持管理に取り組みます。</li> <li>・大通りなどにおける、風格や美しさ、賑わいを感じさせる歩いて楽しい沿道景観の保全・創出</li> </ul>

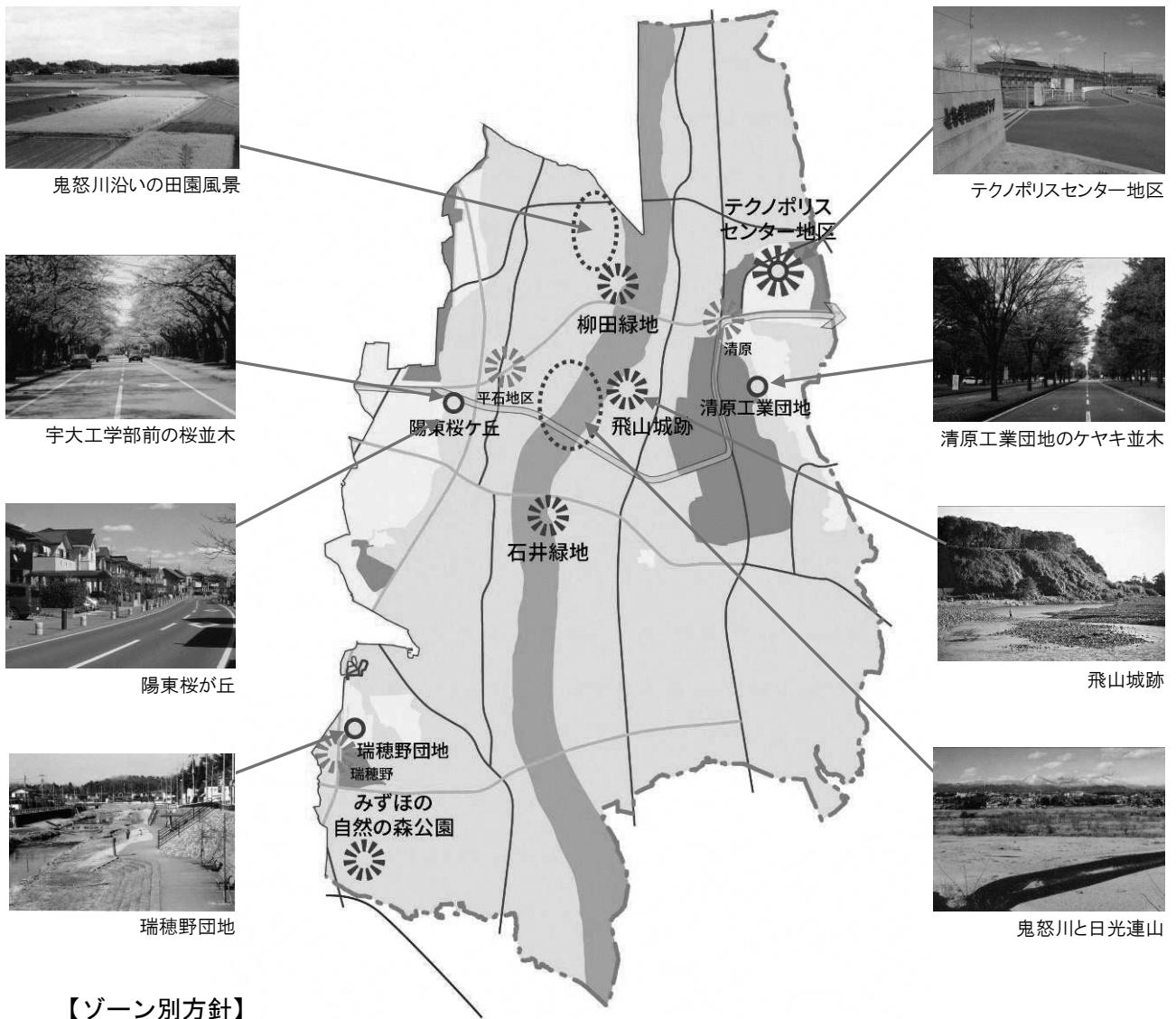
	<p>→沿道商業施設の魅力と個性が感じられる街並みを形成します。</p> <p>→安全で快適な歩行空間を形成します。</p> <p>→建築物、工作物、広告物の高さ、色、デザインについて、沿道景観への配慮に努めます。</p> <p>→大通りに面する建築物の低層階や、広場、街路樹などのライトアップ等により、温かみや賑わいを感じる夜間景観の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二荒の杜からの大通りや歴史軸の歴史と風格ある眺望の保全</li> </ul> <p>→建築物、工作物、広告物の高さ、色、デザインについて、二荒の杜を中心とした、眺望景観・歴史景観への配慮に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カトリック松が峰教会の周辺（東武宇都宮駅周辺）における景観の保全</li> </ul> <p>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、教会や東武鉄道の大谷石擁壁の景観への配慮に努めます。</p> <p>→空き地や駐車場などの低・未利用地の利活用促進とオープンスペースの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いを感じさせる緑化の促進</li> </ul> <p>→建築物や駐車場等、及びその敷地内の道路に面する部分、道路等への緑化に取り組み、都心部の緑景観を形成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかの貴重な親水空間としての釜川や釜川沿道の景観づくり</li> </ul> <p>→自然や歴史などの釜川の魅力と調和した景観づくりに取り組み、地域住民や来訪者が憩い・集い・行き交う、水と緑が豊かなプロムナードを形成します。</p> <p>→建築物、工作物、広告物の高さ、色、デザインについて、釜川の景観や釜川プロムナード沿道の街並みへの配慮に努めます。</p> <p>→安らぎと潤いが感じられるよう、適正な維持管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全</li> </ul> <p>→社寺、旧家、天然記念物の保全や、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LRT沿線の景観づくり</li> </ul> <p>→県都の玄関口、LRTの起点にふさわしい、風格ある道路空間を形成します。</p> <p>→LRTとその背景の街並みが一体となって、調和や賑わいを感じさせる沿道景観を形成します。</p> <p>→建築物、工作物、広告物の高さ、色、デザインについて、LRTの車窓からの眺めへの配慮に努めます。</p> <p>→停留場や軌道などについて、街並みと調和した整備に取り組みます。</p>
宇都宮の産業を支える 工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな工場の景観の保全</li> </ul> <p>→工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努めます。</p>

#### 4) 東部地域（清原・平石・瑞穂野）

東部地域の中央には、広大な河川敷を持つ鬼怒川があり、田園風景や日光連山などを眺めることができます。またテクノポリスセンター地区や清原工業団地の内陸型の工業団地があり、その周辺を取り囲む形で住宅地も形成されています。

##### 【東部地域の景観形成方針】

鬼怒川を中心に広がる田園景観を保全し、産・学・住が調和した景観を目指します。



##### 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
鬼怒川の豊かな恵みをうける田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の保全・創出</li> <li>→昔ながらの農家集落や長屋門など、伝統的な建造物を保全します。</li> <li>→休耕田や用水路、あぜ道等において四季折々の花や緑が彩る沿道の魅力創出に努めるとともに、耕作放棄地の適正な維持管理に努めます。</li> <li>→残された平地林や都市農地を保全します。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、田園集落景観の眺望への配慮に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全 →社寺を取り囲む杜や飛山城跡などの保全や、大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> <li>・河川景観の保全 →河川敷、河岸段丘、緑地、平地林などを保全します。 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、河川の自然景観や眺望景観への配慮に努めます。</li> <li>・LRT沿線の景観づくり →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、LRTの車窓から眺める田園、山地、河川などの広がりを感じる眺望景観への配慮に努めます。 →停留場や軌道などについて、街並みと調和した整備に取り組みます。</li> </ul>
東部の良好な住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、街並みの景観への配慮に努めるとともに、敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる快適な街並み形成に取り組みます。 →夜間は交通や安全面に配慮した街路灯や門灯を設置するなど、落ち着きのある住宅地の夜間景観の創出に努めます。 →点在する社寺の保全や、大谷石建築物等の保全・活用に取り組み、歴史を感じさせる街並みを保全します。</li> <li>・LRT沿線の景観づくり →郊外の住宅地にふさわしい、落ち着きのある沿線景観を形成します。 →東側に広がる田園及び鬼怒川に配慮した沿線景観を形成します。 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、LRTの車窓からの眺めへの配慮に努めます。 →停留場や軌道などについて、街並みと調和した整備に取り組みます。</li> </ul>
緑あふれる工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点かつ産業拠点であるテクノポリスセンター地区の景観形成 →緑あふれる自然環境と調和した、快適で潤いのある街並み景観を形成します。</li> <li>・緑豊かな工場の景観の保全 →工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努めます。</li> <li>・LRT沿線の景観づくり →LRTの車窓からの眺めに配慮し、緑豊かで、開放的な、また清涼感のある工場群の沿線景観を形成します。 →建ち並ぶ商業施設の連続性に配慮した、賑わいのある沿線景観を形成します。 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、LRTの車窓からの眺めへの配慮に努めます。 →停留場や軌道などについて、街並みと調和した整備に取り組みます。</li> </ul>

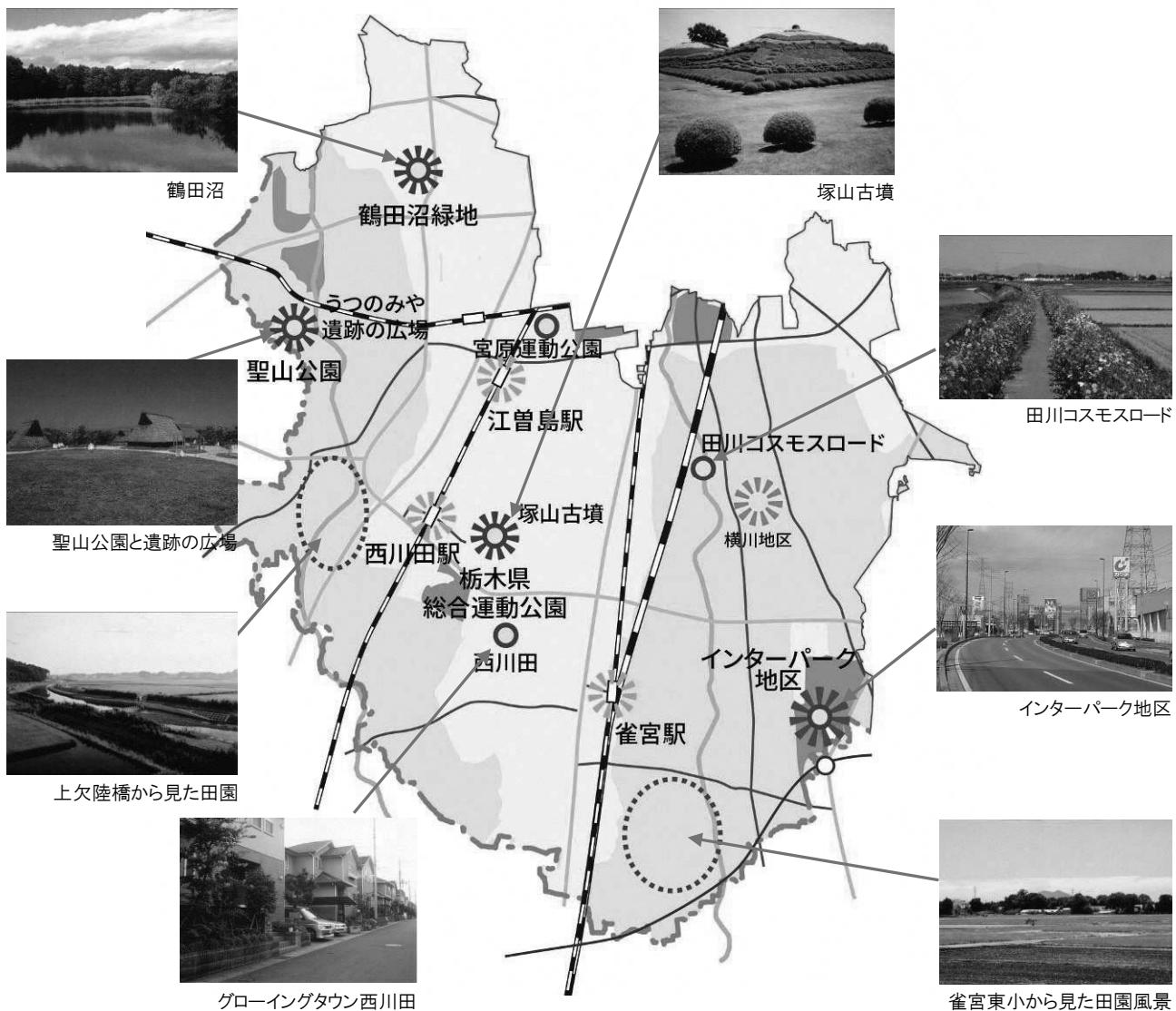
## 5) 南部地域（姿川・陽南・横川・雀宮）

南部地域は田川や姿川により開削された低地が広がっており、農業が盛んな地域でのどかな田園景観を形成しています。また国道沿いを中心に住宅地や店舗が混在する地区が形成され、北関東自動車道のインターチェンジがあることから、本市の南の玄関口となっています。

また、河川周囲を中心に縄文時代から人の営みがあったことから、多くの古墳や遺跡が存在します。

### 【南部地域の景観形成方針】

のどかさを感じさせる田園景観を保全し、立地の良さを活かした快適で活力のある景観を目指します。



## 【ゾーン別方針】

ゾーン	景観形成の方向
田川、姿川沿いに広がる 田園集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な田園景観の保全・創出           <ul style="list-style-type: none"> <li>→昔ながらの農家集落や長屋門など、伝統的な建造物を保全します。</li> <li>→休耕田や用水路、あぜ道等において四季折々の花や緑が彩る沿道の魅力創出に努めるとともに、耕作放棄地の適正な維持管理に努めます。</li> <li>→残された平地林や都市農地を保全します。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、田園景観の眺望への配慮に努めます。</li> <li>→社寺を取り囲む杜や聖山公園などの保全や、大谷石建築物等の保全・活用に取り組み、歴史を感じさせる街並み景観を形成します。</li> </ul> </li> <li>・河川景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→田川や姿川、及びその周辺の緑地を保全するとともに、河川や河川岸の適正な維持管理に取り組みます。</li> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、河川景観への配慮に努めます。</li> </ul> </li> </ul>
南部の快適な 住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きのある住宅地の景観形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>→建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、街並みの景観への配慮に努めるとともに、敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる快適な街並み形成に取り組みます。</li> <li>→夜間は交通や安全面に配慮した街路灯や門灯を設置するなど、落ち着きのある住宅地の夜間景観の創出に努めます。</li> </ul> </li> <li>・市街地の緑の景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→鶴田沼や栃木県総合運動公園、宮原運動公園など、都市における貴重な緑空間の保全に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>・南部地域の玄関口である雀宮駅周辺の良好な景観形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>→地域拠点として、文教施設等の公共施設の景観を保全・活用しながら、それらと調和した安らぎと賑わいが感じられる、魅力的な駅周辺の街並み景観の形成に取り組みます。</li> <li>→潤いある駅前景観の形成のため、緑化に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>・歴史・文化を感じさせる景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→雀宮宿や、その名残を残す芦谷家、点在する社寺、塚山古墳などの保全、及び大谷石建築物等の保全・活用に取り組みます。</li> </ul> </li> </ul>
南部地域の 工業流通景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業拠点であるインターパーク地区の景観形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>→緑あふれる自然環境と調和した、快適で潤いのある街並み景観を形成します。</li> </ul> </li> <li>・緑豊かな工場の景観の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>→工場内における緑地の適正な維持管理と植栽による緑化に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

## 第4章 良好的な景観形成に向けた取組

前章までの内容を踏まえ、市民・事業者・行政が本計画の理念を共有し、それぞれの責務を果たし、良好な景観の形成に向けた取組を進めるため、景観の保全・創出に係る手法として、「景観形成に対する意識醸成」、「市民・事業者・市の協働による景観づくり」、「規制・誘導による景観形成」、「宇都宮市らしい景観づくりの推進」の4つの柱で整理します。

### 1 景観形成に対する意識醸成

景観とは人々の環境への様々な働きかけの積み重ねとして生み出されるもので、市民の生活や環境に対する意識、文化的成熟度が都市景観の質を大きく左右します。そこで、良好な景観形成に向けた取組を広げていくためには、市民一人ひとりの景観に対する関心を高め、理解を得ることが大切であることから、様々な機会を捉えた意識醸成の取組を進めます。

#### (1) 意識啓発の実施

良好な景観形成の実現は、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を市民、事業者、行政が持つて初めて可能になります。また、建築物の建築や屋外広告物の掲出等、事業者の活動が景観形成の重要な役割を担うものになります。

そのため、自分たちの住むまちの環境や景観に関する具体的な取組などについて広く周知することにより、事業者や市民に対するさらなる景観意識の高揚を図っていきます。

##### 《主な取組》

- 「うつのみや百景」などの本市らしい景観資源を活用した事業の推進
- シンポジウム、出前講座等の実施拡充
- 広報紙やホームページ、SNS等、各種広報媒体の活用による効果的な情報発信の推進

#### (2) 次世代教育の実施

良好な景観形成のためには、活動の継続的な積み重ねや、長期的な取組が必要です。

そのため、将来の景観形成を担う次世代の子どもたちに、景観に対する意識をもってもらうことが重要であることから、本市の景観について学び、考え、景観に対する関心を高める機会として、小学生向け景観出前講座の中・高校生向けへの拡充や、授業のなかで景観づくりの大切さを学ぶ景観学習を実施します。

##### 《主な取組》

- 若年層を対象にした景観学習の実施など、景観教育の拡充
- 地域の景観形成を担うリーダー等の育成

#### (3) 市民参加型の啓発イベントの開催

幅広い世代に対する、具体的な景観づくりに向けた市民意識の醸成を促し、まちへの愛着や景観に対する意識向上を図るため、多くの市民が参加できる景観シンポジウムなどの啓発イベントを開催します。また、民間団体（景観整備機構など）の主催イベントに協力・支援を実施し、さらなる意識高揚を図ります。

##### 《主な取組》

- 景観パネル展の実施拡充
- 景観シンポジウムの実施拡充

## 2 市民、事業者、市の協働による景観づくり

魅力ある景観形成は個々が主体的に活動するだけで創出することができるものではなく、市民や事業者、市が連携・協働する仕組みづくりが重要です。

### (1) 市民参加による景観づくりの促進

良好な景観形成を進めるためには、市民の生活や企業活動など、普段からの景観形成に対する参加意識が不可欠であり、景観のルールづくりの必要性を主体的に考える機会が必要です。また、公共的な事業など、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる各種の事業に市民が加わっていくことも必要です。

こうしたことから、ワークショップ等による景観形成に関するルールづくりを行うなど、市民が実際に景観まちづくりに携わるなど、地域の良好な景観の保全・創出を図るため、問題意識を共有し、景観づくりのアイデア等を出し合う機会を増やしていきます。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定に向けた、景観形成のルールづくりを行うワークショップ等の開催
- 多様な主体の参加により幅広い内容について協議する機会の創出

### (2) 市民主体・市民協働による景観づくりの促進

良好な景観は、そこで生活する人たちにとって、まちへの愛着や誇り、心の豊かさに繋がるものであり、地域のまちづくりと一体的に取り組むことによって、まちの魅力や価値が高まるところから、まちづくりや景観づくりの目標を共有し、景観形成を推進していく必要があります。

そのためには、市民の発意による景観づくりの取組を大切にし、地域の良好な景観形成に向けた目標の設定やルールづくりなどに協働で取り組み、それを「景観形成推進地区」の指定へと結実させていきます。

さらに、地域で活動するN P O法人や公益法人などで、良好な景観形成に取り組む主体となる景観整備機構との連携を図りながら、市民協働による良好な景観形成に取り組みます。

また、本市ならではの魅力的な景観の形成に向けて、大谷石建築物などの本市固有の景観資源について、「(仮称) 宇都宮市民遺産制度」等との連携を図りながら、市民協働により守り、伝える取組を推進します。

《主な取組》

- 景観整備機構（景観法第92条関係）との連携・協働
- 違反広告物除却ボランティア制度、美化活動の推進
- 「(仮称) 宇都宮市民遺産制度」等との連携による景観資源の保全・活用

### (3) 景観形成の促進に向けた支援制度

市民主体・市民協働による魅力ある街並みと活力ある地域社会の実現に資するため、景観づくり活動を行う団体等に支援を行います。

《主な取組》

- 景観形成重点地区等における地域の景観づくり活動への支援（交付金）
- 景観形成重点地区における建築物等の修景への支援（補助金）
- 宇都宮市景観アドバイザーの派遣による技術支援

### 3 規制・誘導による景観形成

本市は様々な特徴的な景観を有しております。今後、LRT整備やネットワーク型コンパクトシティ形成の推進により、都市景観の構成が変動し、大規模な開発や建築行為等が予想され、これらにより本市の都市景観にそぐわない形態意匠の建築物や工作物、広告物等の乱立、混在等の景観の悪化に備えることが必要となっています。

そのため、景観計画における規制・誘導（行為の制限）は、本市の良好な景観を形成し、街並みや周辺景観に調和した整備の誘導を図るために必要な事項を定めました。

#### （1）良好な景観形成のための行為の制限

##### 1) 行為の制限に関する基本的な考え方

景観計画では対象区域内の建築物・工作物の建築や、開発行為等の、届出を必要とする行為に対して、良好な景観形成のための規制・誘導を行います。

行為の制限としては、建築物、工作物等の外部空間の意匠等の制限、屋根や壁面などの色彩など、届出対象行為ごとに良好な景観形成のために必要な規制・誘導を定め、市全域における行為の制限と、特に良好な景観形成を図る必要がある地域として指定した景観形成重点地区等における行為の制限をそれぞれ定めています。

なお、景観形成重点地区等における届出の対象となる行為及び行為の制限の内容については、各地区的特性に応じて、地区ごとに定めています。

※「行為の制限」については、【基準編】のとおり定めます。

##### 2) 景観形成重点地区等の指定の考え方

市全域での景観形成とは別に、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力ある街並みを形成すべき地域に対して、重点的に景観形成を推進していく必要があります。

そのため、景観計画区域のうち、地域の特性を踏まえて特に良好な景観形成を図る必要がある地域を景観形成重点地区として指定します。

その指定にあたっては、地域住民等の意見を聴き、また、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標や、景観形成の方針、行為の制限（色彩、デザイン、緑化などの具体的な基準）を定め、地域特性に応じたきめ細かな景観の形成を図ります。

また、景観法のほか、都市計画法など、関連する法制度の活用による特徴的な景観形成に取り組むとともに、地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域については、景観形成推進地区として指定し、市民主体の景観づくりを促進します。

##### 3) 景観形成重点地区の指定方針

本市の誇れる代表的な景観として、次のアからウに掲げる地域について「景観形成重点地区」の指定に取り組んでいきます。

###### ア 特徴のある景観を有している地域

：宇都宮の歴史、風土特性が育んできた景観で、「宇都宮にしかない」個性が光る景観  
＝「個性ある景観」

###### イ 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域

：宇都宮の地形や歴史、風土のなかで重要な位置を占め、「ふるさと」として市民に親しまれている景観＝「郷土の景観」

###### ウ 魅力ある街並みの形成を目指す地域

：これまでの市のまちづくりにおいて形成してきた宇都宮の「顔」となる景観  
＝「まちのシンボル景観」

## ア 個性ある景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
大谷地域の景観	全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点としての景観を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露出した大谷石の岩肌や採掘跡</li> <li>・大谷景観公園からもみじ橋付近までの岩肌の景観</li> <li>・大谷寺</li> <li>・大谷資料館地下の採掘跡</li> <li>・国道 293 号から見える大谷石の岩肌</li> <li>・名勝指定を受けた御止山と越路岩</li> </ul>
日光街道の景観	風格ある「旧街道」の面影を感じさせる景観を目指します。	将軍が通った街道としての歴史的景観と長大な桜並木

## イ 郷土の景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
二荒の杜	歴史を感じさせる「宇都宮の顔」としての景観を目指します。	長い歴史を重ね、宇都宮の中心として市民に親しまれてきた、神社と一体となった二荒の杜
都心部に楔状に入り込んだ宇都宮丘陵	市街地に「潤い」を感じさせる緑のある景観を目指します。	市街地における数少ないまとまった緑の景観
古賀志山、多気山、鞍掛山の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	日光連山を背景に個性ある稜線を見せる山々
広大な空間を持った鬼怒川の自然景観	広大な水辺空間を活かして自然の豊かさを感じさせる景観を目指します。	16キロメートルにわたって1,600ヘクタールの広大な空間を持つ自然景観
榛名山、飯盛山に代表される篠井富屋地区の山並み	豊かな自然を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	「地域の山」として親しまれてきた自然豊かな山並み
田川・姿川の水景観	水の「安らぎ」「潤い」を感じさせる景観を目指します。	生活や農業に密着した親しみのある河川の景観
市街地周辺の広大な田園景観	自然の恵みと「のどかさ」を感じさせる景観を目指します。	人の営みと自然の恵みを感じさせる風景
羽黒山の杜	豊かな自然と歴史を感じさせ、親しめる緑のある景観を目指します。	「ふるさとの山」として市民に親しまれてきた羽黒山
清住町通り 本郷町通り	歴史性のある「趣き」を感じさせる景観を目指します。	旧街道の宿場街としての面影を残す街道筋

## 景観形成重点地区候補地域（個性ある景観、郷土の景観）



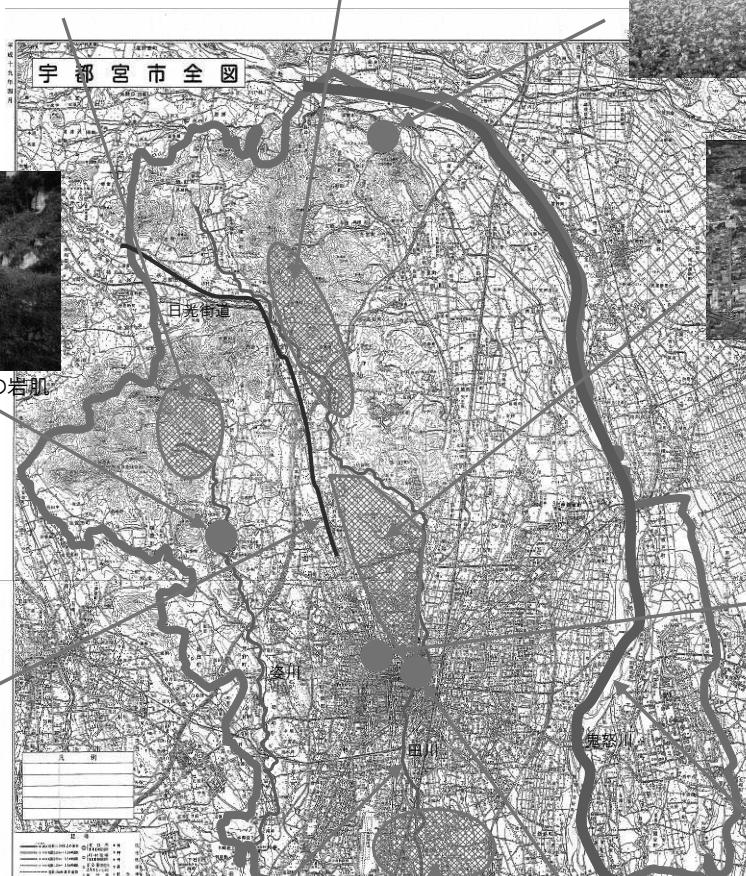
古賀志山



富屋地区の山並み



羽黒山



日光街道桜並木



清住町通り  
本郷町通り



田川コスモスロード



田園風景



鬼怒川と飛山城跡



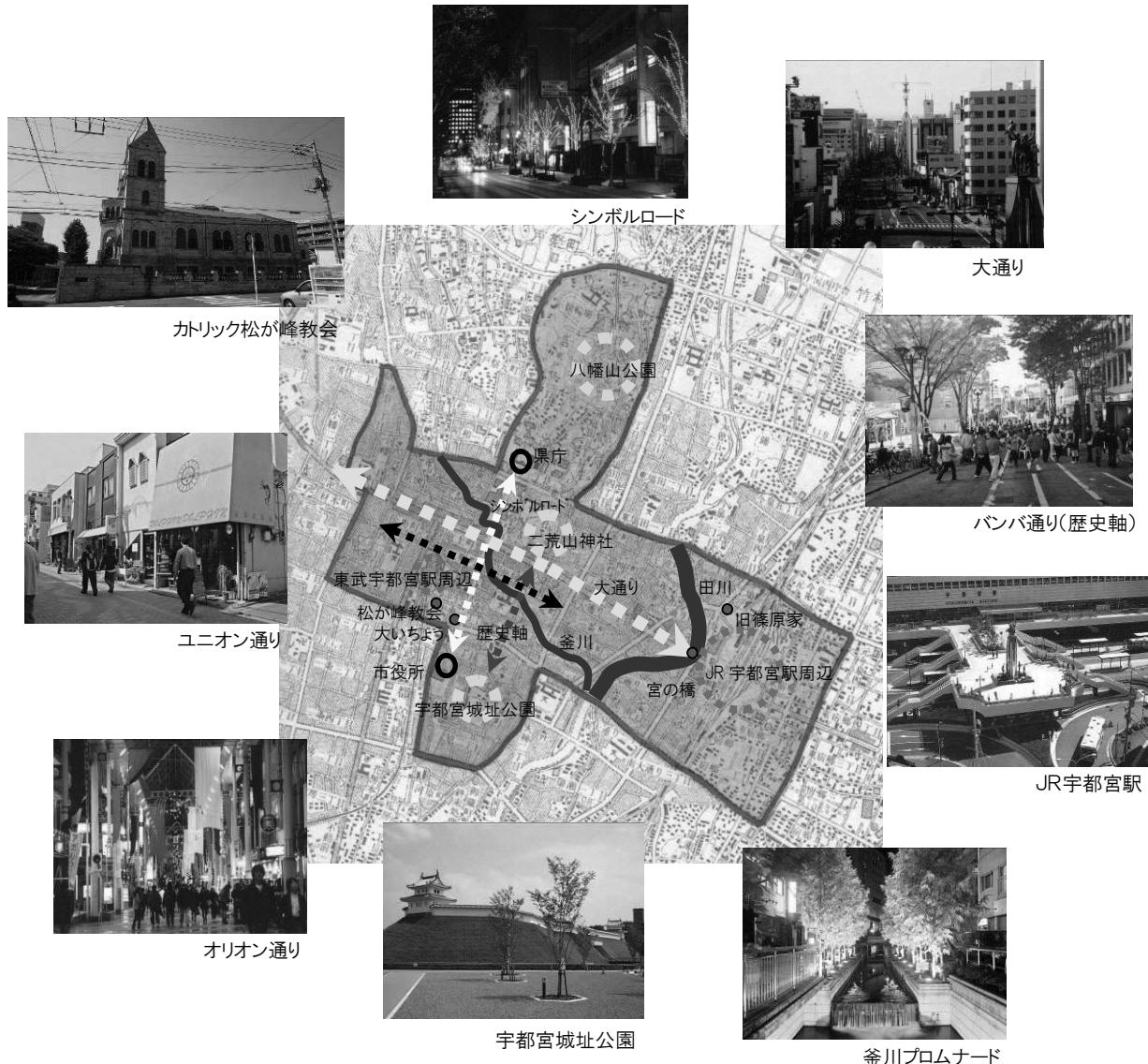
二荒山神社

## ウ まちのシンボル景観

景観形成重点地区 候補地域	景観形成の方向	主な景観資源
釜川周辺	自然や歴史などの釜川の魅力と調和した、人々が親しめる街並みの景観を目指します。	釜川の水と植栽、生物、橋、遊歩道、歴史、文化、イベント
シンボルロード	緑を感じさせ、風格のある街並み景観を目指します。	落ち着いた街並み、大イチョウ、トチノキ並木
オリオン通り	道路空間を活用したイベントやオープンカフェなど、新たな賑わいと憩いの空間が創出された景観を目指します。	賑わい、オープンカフェ
ユニオン通り	買い物客による賑わいと誰もが安心して楽しく歩ける街並み景観を目指します。	賑わい、景観舗装、電線類地中化
日野町通り	樹木や花が醸し出す、快適性に配慮した街並み景観を目指します。	歩行者優先道路、電線類地中化、街路樹
歴史軸	歴史性と文化の薫る都市軸が形成された景観を目指します。	二荒山神社、宇都宮城址公園、バンバ通り、御橋通り、下の宮、御橋、景観舗装
カトリック松が峰教会周辺(東武宇都宮駅周辺)	大谷石建築物等を活かした魅力的な景観を目指します。	カトリック松が峰教会、東武鉄道大谷石擁壁、おしゃらく
J R 宇都宮駅周辺	宇都宮の玄関口としてふさわしい駅周辺における風格ある景観を目指します。	駅前広場、田川、風格のある駅前空間
L R T沿線	都市や田園など、様々な移り変わりを楽しめる、各地域の特性に応じた景観を目指します。	車窓から望む連続し変化する街並み、人々の交流
地域拠点	地域の歴史文化を尊重した景観を目指します。	各地域の歴史・文化

※歴史軸：バンバ通り・御橋通りからなる、二荒の杜から宇都宮城址公園を結ぶ通りの総称

## 景観形成重点地区候補地域（まちのシンボル景観）



#### 4) 景観形成重点地区等の指定状況

景観形成重点地区等に、現在、指定している地区を以下に示します。  
なお、各地区の位置や区域、景観形成の目標、行為の制限については、【基準編】のとおり定めます。

##### 《景観形成重点地区》

地区名	施行日	景観形成重点地区等の指定概要
宇都宮駅東口地区	2008(平成 20)年 10月 1 日	新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため指定
大通り地区	2013(平成 25)年 1月 1 日 ※一部 2011年 7月 1 日	本市のメインストリートにふさわしい、風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するために指定
白沢地区	2012(平成 24)年 7月 1 日	宿場町としての歴史を生かした景観の創出を図り、歴史・自然・文化が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくために指定
雀宮駅周辺地区	2015(平成 27)年 4月 1 日 ※一部 2014年 7月 1 日	本市南部地域の拠点として新たに創出された景観を保全活用し、良好な駅前空間の形成を目指すために指定
岡本駅周辺地区	2017(平成 29)年 1月 1 日	本市北東部地域の拠点として新たに創出された景観を保全活用し、良好な駅前空間の形成を目指すために指定

##### 《景観形成推進地区》

地区名	施行日	景観形成重点地区等の指定概要
中里原地区	2010(平成 22)年 1月 1 日	「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観を実現するために指定

## (2) 良好な屋外広告物景観の形成

### 1) 屋外広告物の適正な表示・掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素の一つです。案内などの情報として有益なものであったり、まちに活気を与えるものですが、無秩序に氾濫することにより、自然の風致やまちの美観を損なうこととなるため、周囲の景観と調和した適正な表示・掲出が必要です。

### 2) 屋外広告物の表示・掲出に関する方針

屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき設置するものとし、良好な景観形成を図るため、その表示・掲出には十分な配慮を行う必要があります。

また、高さが10mを超えるもの及び建築物の屋上や外壁面に設置するもので、建築物との高さの合計が10mを超えるものについては、景観に与える影響が大きいことから、色彩やデザインなどについても配慮することとします。

なお、景観形成重点地区及び景観形成推進地区において、表示・掲出に関し行為の制限を行う場合は、その制限内容を宇都宮市屋外広告物条例に定め、本計画との連携を図り、取り組むものとします。

## (3) 公共施設における景観形成

### 1) 公共施設の景観配慮に関する基本的な考え方

建築物、道路、河川、公園等の公共施設は、市民を始めとした、不特定多数の人が利用する施設であり、景観の骨格をなし、街並みにおけるランドマークや、地域のシンボルとなるものであり、まちづくりや良好な景観形成における、先導的な役割を担っているものがあります。

そのため公共施設の整備にあたっては、周辺の魅力的な景観や資源を守り、または活かすとともに、整備の連続性に配慮しながら、構想や設計、施工、維持管理、更新と言った長いスパンに渡って、周辺景観に配慮した、地域の景観形成にふさわしい施設整備に取り組んでいきます。

なお、国や他の地方公共団体に対しても良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

### 2) 景観重要公共施設の指定方針

公共施設のうち、景観形成重点地区などにおいて、地域の良好な景観形成に係り特に重要な要素となる公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、本計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、積極的に周辺景観に配慮した取組を推進します。

景観重要公共施設は、管理者と協議の上、景観重要公共施設の整備に関する方針及び占用許可の基準等を示し、良好な景観形成の先導的な取組を行うものとします。

※指定済の「景観重要公共施設」については、【基準編】に記載しています。

## 4 宇都宮市らしい景観づくりの推進

### (1) 特徴的な景観の保全・活用

#### 1) 大谷石建築物等の保全・活用

大谷石による蔵や納屋などの大谷石建築物等は、本市ならではの街並みを形成する、貴重な景観資源です。また大谷石蔵が集積した集落群は、大谷石による連続的なファサードが形成された、本市においても特徴的な景観となっています。

そのため、市民協働による大谷石建築物等の保全・活用を推進することにより、「石の街うつのみや」としての魅力的な景観形成を図ります。

##### 《主な取組》

- 大谷石建築物等の重要性に係る機運の醸成
- 市民協働による大谷石建築物等の保全・活用
- 大谷石建築物の保全・活用に向けた支援に関する手法の検討
- 大谷石建築物群の保全

#### 2) 眺望景観の保全・活用

観光拠点等においては、地域の様々な資源を活かした景観形成の取組が求められています。

そのため、観光振興、地域振興等と連携を図りながら、来訪者が滞留等する場所における良好な眺めの保全や視点場としての魅力向上に取り組んでいきます。

##### 《主な取組》

- 魅力的な眺望景観の保全・活用の検討
- 良好的な眺めが得られる視点場の保全・活用の検討

#### 3) 夜間景観の創出

近年、建築物のライトアップや河川沿いのイルミネーションなどにより、夜間景観を楽しむ機会が多くなり、昼間と違った都市の魅力や印象を見出すことができるようになっています。

そのため、中心市街地や観光拠点である大谷地域などにおける、宇都宮を代表する景観資源のライトアップにより、本市のさらなる魅力や回遊性の向上、賑わいの創出に繋がる、良好な夜間景観の形成を促進します。また、安全性、快適性、美しさ、省エネルギーの観点も考慮のうえ、景観特性に応じた街全体の夜間景観を創出し、まちの賑わいやまちへの愛着を生み出します。

##### 《主な取組》

- 宇都宮らしさが実感できる景観資源へのライトアップ
- 魅力・回遊性向上や賑わい創出に繋がる夜間景観の創出

#### 4) 緑景観の保全・創出

山並みや丘陵地、河岸段丘に広がる自然や市街地近郊に残る里山・樹林地、都心部における街路樹や河川沿いなどの緑空間は、環境保全や防災などの面から重要であるとともに、本市の魅力的な資源として、市民に大切にされ、来訪者にとっても安らぎを感じる景観となっています。

そのため、郊外部や市街地とその周辺の豊かな緑を保全するとともに、花や緑で街並みを彩るなど中心市街地の身近な場所における緑景観の創出を図ります。また、公共施設や道路沿いの緑化に取り組むほか、花壇や植栽帯の設置による地域らしさの感じられる街並み景観を形成します。

##### 《主な取組》

- 都心部の魅せる緑の創出
- 里山・樹林地等の保全

## (2) 景観に関わる施策事業等との連携

### 1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり

本市では、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けて、中心市街地や各地域に機能の誘導・集約等を図るため、拠点（都市拠点、地域拠点、産業拠点、観光拠点）を形成することとしています。

そこで、関連計画等との整合を図りながら、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討する必要があります。

#### 《主な取組》

- 望ましい景観形成のあり方等の検討
- 景観形成重点地区等の制度の活用による景観形成

### 2) LRT整備と連携した景観まちづくり

東西基幹公共交通であるLRTの整備に伴い、軌道沿線や、トランジットセンター周辺などの新たな景観が創出されることになります。また、LRTは田園や鬼怒川など様々な景観資源や街並みといった変化に富んだ風景の中を走行することになります。

そのため、景観資源の保全・活用を図りながら、各地域の特性に応じた、魅力的な沿線景観の創出に取り組みます。特に屋外広告物については、新たな規制・誘導により、LRTと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組みます。

#### 《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物の設置に係る新たな基準の策定による規制・誘導の推進

### 3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり

「石の里」として、大谷石にまつわる歴史・文化や産業、豊かな自然環境など、特色ある景観資源を有する大谷地域は、本市の観光拠点であり、地域振興や認定された日本遺産に係るまちづくりが進められていることから、今後のさらなる魅力向上のため、特定の景観資源周辺や視点場の保全・創出のみならず、地域全体の面的な景観形成が求められています。

これらを踏まえ、地域振興、観光振興、及び日本遺産などの文化振興との連携を図りながら、大谷石の産業を感じられる自然景観や人工的な景観、及び大谷石建築物等の保全・活用、周辺景観に調和した建築物等の整備・誘導、地域固有の景観を阻害する要因の除却など、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進します。

#### 《主な取組》

- 景観形成重点地区等の指定による景観形成
- 屋外広告物制度と連携した規制・誘導の推進

### (3) 良好的な景観の形成に重要な建造物等の保全

#### 1) 景観重要建造物の指定方針

##### ア 景観重要建造物に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものであります。これらの建造物のうち、大谷石建築物など、本市ならではの景観形成に当たって特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要建造物として指定し、外観の変更等を制限するとともに、保全・活用のための支援を行うこととします。

##### イ 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている建造物において、次に示す項目に該当する建造物を所有者の同意を得ながら景観重要建造物として指定します。

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもの
- ・美しいデザインや魅力的な外観を有し、地域の良好な景観形成に寄与するもの
- ・地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・地域の自然、歴史、文化、生活などの地域性を感じられるもの
- ・周辺景観の核として、良好な街並みの雰囲気を醸し出しているもの

#### 2) 景観重要樹木の指定方針

##### ア 景観重要樹木に関する基本的な考え方

地域のシンボルのような市民に親しまれている樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものであります。これらの樹木のうち、良好な景観形成に対して、特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要樹木として指定することで、外観の変更等を制限し、保全・活用のための支援を行うこととします。

##### イ 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれ地域の景観資源となっている樹木において、次に示す項目に該当する樹木を所有者の同意を得ながら景観重要樹木として指定します。

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもの
- ・美しい樹姿（樹高や樹形）を有し、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
- ・地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・良好な景観を保全するために、必要があると認められるもの

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

良好な景観形成に向けて、都市計画や観光振興などの関係機関及び関連団体との連絡体制及び推進体制を整備し、まちづくりと一体的な景観形成を図ることとします。

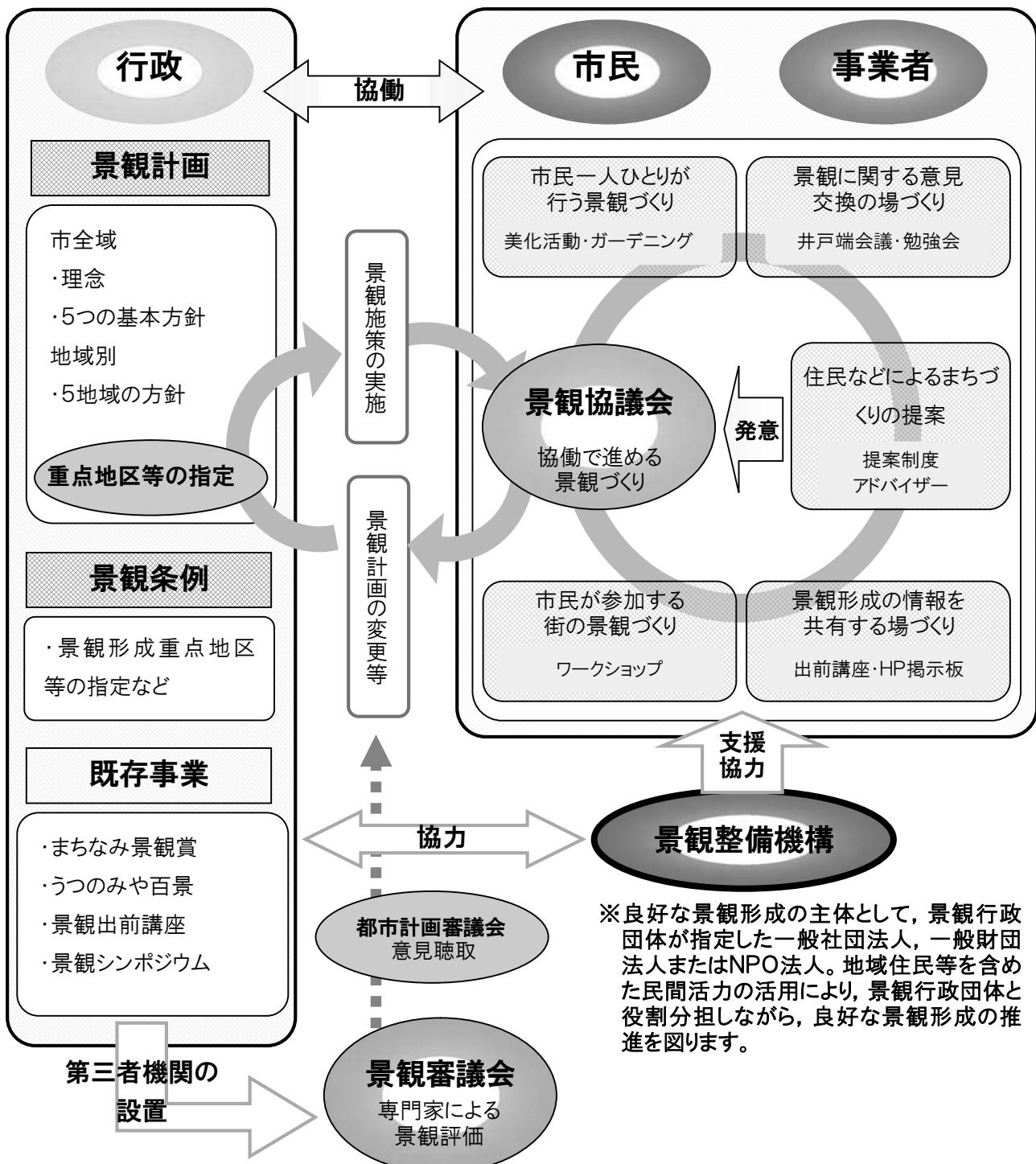


図9 都市景観形成概念図

## 2 計画の進行管理

本計画の目指す「豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくり」の実現を着実に進めていくため、定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と、概ね5年ごとに以下の評価指標などを基に計画の評価を行うとともに、景観審議会のご意見を伺いながら、効率的・効果的な景観まちづくりを推進します。

なお、計画の策定後においても、国の動向などの、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢等の変化を踏まえ、評価指標の充実を図っていきます。

また、社会環境の変化や総合計画、都市計画マスタープランなど関係計画の改定により、必要に応じて計画の見直しを行います。

表3 評価指標

	現状値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2028(平成40)年度)
景観啓発・景観学習の参加者数	471人	1,000人
景観形成重点地区等の指定数	7地区	12地区
景観が良くなつたと感じる市民の割合 (市政に関する世論調査)	48.1%	60.0%
街並みがきれいだと感じる来訪者の割合 (宇都宮市観光動態調査)	42.1%	50.0%

宇都宮市景観計画

【 基準編】

(改定案)

平成31年〇月

宇都宮市

## 一 目 次 一

第1章 市全域の行為の制限	.....	1
1 届出対象となる行為	.....	1
2 行為の制限	.....	2
第2章 景観形成重点地区等の行為の制限	.....	3
1 景観形成重点地区	.....	3
(1) 宇都宮駅東口地区	.....	3
(2) 大通り地区	.....	9
(3) 白沢地区	.....	15
(4) 雀宮駅周辺地区	.....	21
(5) 岡本駅周辺地区	.....	26
2 景観形成推進地区	.....	31
(1) 中里原地区	.....	31
第3章 景観重要公共施設	.....	35
1 景観重要道路	.....	35
(1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路	.....	35
(2) 大通り	.....	38
第4章 景観整備機構	.....	41
(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	.....	41
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	.....	41

# 第1章 市全域の行為の制限

【景観法第8条第2項第2号関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「行為の制限に関する基本的な考え方」に基づき、行為の制限を以下のとおり位置付けます。

## 1 届出対象となる行為

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。

表1 届出対象行為（市全域）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> （1ha）を超えるもの

- ※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の各立面において1/2（50%）以内であるものを除きます。
- ※ 高さは、建築基準法に基づく高さとします。
- ※ 広告塔、広告板等の屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可を受けた場合、届出対象から除外します。

表2 工作物の届出対象行為（市全域）

種別・内容	届出対象規模
① さく、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突、排気塔等	
③ 記念塔、電波塔、物見塔等	高さ10mを超えるもの
④ 高架水槽、冷却塔等	
⑤ 広告塔、広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 觀覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設等	
⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設等	高さ10mを超えるもの 又は 建築面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
⑨ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設等	

## 2 行為の制限

届出対象に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表3 行為の制限（市全域）

項目		制限
外部空間	エントランス	○ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	○ 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ○ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	○ 墁、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ○ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	○ 壁面後退ができるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	○ 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度※(3以下)を抑え落ち着きのあるものとする。
	外壁	○ 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周辺になじむよう彩度※(3以下)を抑えた色とする。
	外階段	○ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	○ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	○ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	○ 充分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ○ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	○ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	○ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ○ 住宅街等は落ち着きのある照明とする。
	屋内照明	○ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	○ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	○ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ○ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

※ 彩度：「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮明な色になります。彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の3／4（75%）以上の割合で使用する色彩とします。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指します。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱います。

## 第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

【景観法第8条第2項第2号関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観形成重点地区等の指定方針」に基づき、景観形成重点地区等を以下のとおり位置付けます。

なお、景観形成重点地区等における届出対象行為は、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とします。

### 1 景観形成重点地区

#### (1) 宇都宮駅東口地区

宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進する地区です。

当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、「景観形成重点地区」として指定します。

##### 1) 施行日

平成20年10月1日

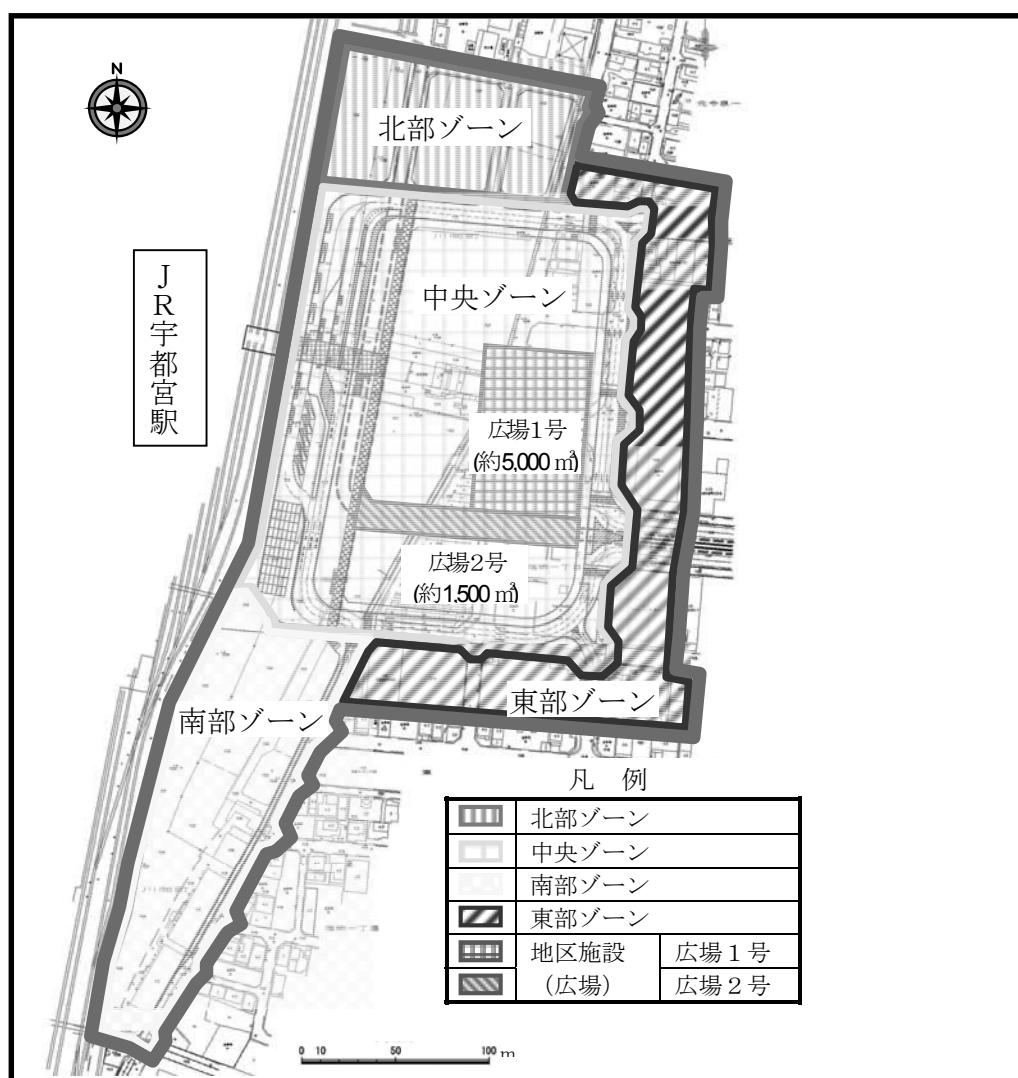


図1 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）

## 2) 位置及び区域

宇都宮市宮みらいの全部及び東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部であって、図1に示す地区とします。（面積約9.0ha）

## 3) 景観形成の方針

### 【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

### 【景観形成の基本方針】

- 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
- 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
- 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
- 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
- 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

### 【景観形成の基本的考え方】

- 本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうるおいのある景観を形成する。
- 歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

## 4) 建築物等に関する行為の制限

### ア 届出の対象となる行為

宇都宮駅東口地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表4 届出対象行為（宇都宮駅東口地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> （1ha）を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表5 建築物等の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		景 観 形 成 基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
建築物・工作物	建築物の高さの最低限度	○ 駅東口駅前広場に面する敷地のみ 12m	—	—	—
形態意匠	色彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。			○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、YR（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とする。 ○ 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。
	その他	○ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ○ 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 ○ できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。			
	建築物等の1階部分の配置・形態	○ 壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める ○ 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。			
駐車場	出入り口の位置	○ 駅東口広場通りに面して設置しないこと。ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難い場合は除く。			—
	形態・意匠・色彩	○ 通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 ○ 屋根・外壁の基調色は、別表1を基本とする。			—

	日よけテント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ 2.5 m以上、張り出しあは敷地境界から道路側に 1.5 m以内とする。</li> <li>② 道路上に支柱を設けない。</li> <li>③ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。</li> </ul> </li> </ul>
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。</li> </ul>
	自動販売機等の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。</li> <li>○ 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する</li> </ul>
	緑の保全・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。</li> <li>○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。</li> <li>○ 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。</li> <li>○ 既存樹木の伐採は避ける。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。</li> </ul>

別表1 建築物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
	R (赤)	6 以上	2 以下
	G (緑), G Y (緑黄)	7 以上	2 以下
	B (青), B G (青緑), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	7 以上	1 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の 1/4 (25%) の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

※ 無彩色については、明度 6 以上とします。

別表2 日よけテントの色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
日よけテント	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ 無彩色については、制限を設けません。

## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

宇都宮駅東口地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表6 屋外広告物の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意 匠 (形態、色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表3）ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない			
	配 置・位 置	○ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。ただし、東部ゾーンについては、建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	そ の 他	○ 窓面に屋外広告物を表示しない。（ただし、1、2階部分を除く。） ○ 広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅等しないものとする。			
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		○ 単色の箱文字（切文字）に限る。ただし、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。	
	突出広告物 (袖看板)	(1) 突出し幅は、建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し不可		(1) 突出し幅は、建築壁面より1.5m以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し幅1.0m以下	
	独立広告物	(1) 1敷地内の表示面積の合計は、20m <sup>2</sup> 以内とする。 (2) 1広告物の高さは、6m以下とする。（ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については、高さ10mまで可能とする。）			
	壁面広告物	(1) 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 表示面積の合計は、表示する3階床高さ以上の壁面積の1/10(10%)以内とする。</li><li>・ 建物名、事業所名、社章のみの表示とする。</li><li>・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。</li></ul> (2) 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の1/3以内とする。 (3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。（ただし、窓面は除く。）			

	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
--	---------	--

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表3 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6 以下
	B (青), BG (青緑)	—	4 以下

※ ただし、地色の 1 / 3 以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。



## (2) 大通り地区

大通り地区は、北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、日光連山から連なる八幡山丘陵の先端に位置し、宇都宮発祥の地である二荒の社とともに深い歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区です。

大通りは、江戸時代の町割りにより奥州街道として形成され、明治以降の直線化や拡幅、日本鉄道（現JR）と東武鉄道の両駅の配置等により交通の要衝として発展し、現在は、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担い、商業施設や業務施設等が集積するとともに、様々なイベントや祭りの舞台として、多くの市民や来訪者が訪れる本市の顔となっています。

今後、ネットワーク型コンパクトシティへの都市構造の転換を進める中で、大通り地区は都心拠点の中心として多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するため、「景観形成重点地区」として指定するものです。

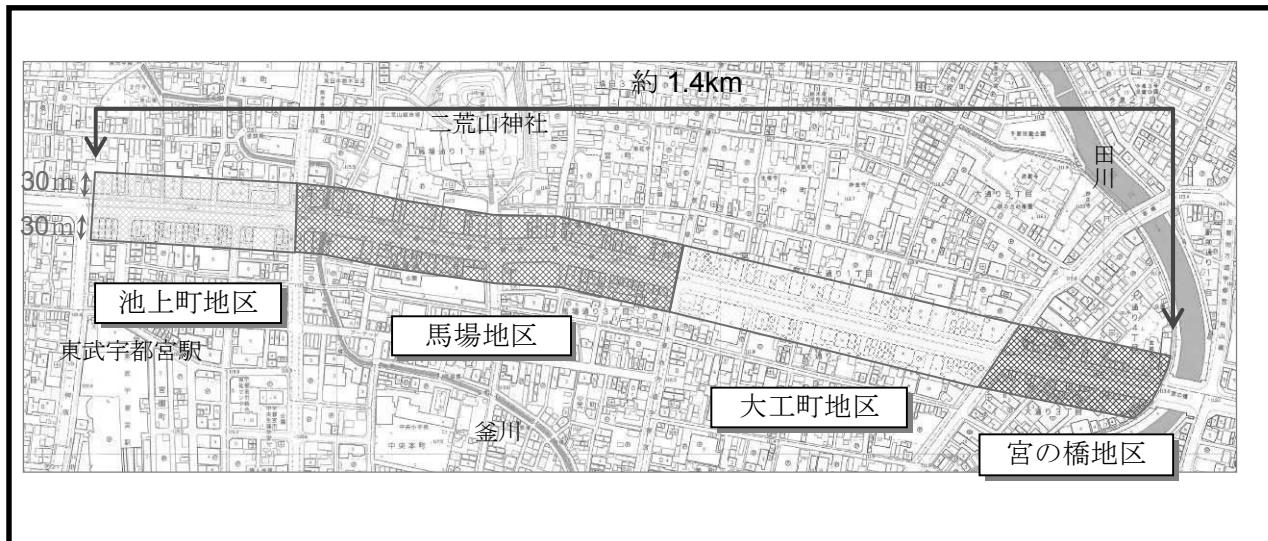
### 1) 施行日

平成25年1月1日（一部は平成23年7月1日）

### 2) 位置及び区域

宇都宮市池上町、泉町、本町、馬場通り1～4丁目、大通り1～4丁目の各一部であって、図2に示す地区とします。（面積約13ha）

（国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30mの範囲。ただし、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築面積の1/2（50%）以上が含まれる建築物を対象とします。）



池上町地区・・・国道119号（池上町交差点）から中央通り（本町交差点）までの区間

馬場地区・・・中央通り（本町交差点）から宇商通り（大通り一丁目交差点）までの区間

大工町地区・・・宇商通り（大通り一丁目交差点）から上河原通り（上河原交差点）までの区間

宮の橋地区・・・上河原通り（上河原交差点）から宮の橋までの区間

図2 景観形成重点地区（大通り地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

##### ■大通り共通の方針

- 宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(縛)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。
- 県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな、歩いて楽しい、賑わいのある街並みを形成する。
- 大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。

##### ■池上町地区の方針

- 懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区

##### ■馬場地区の方針

- 二荒山神社の門前にふさわしい、秩序ある賑わいが連続し、歩きたくなる街・馬場地区

##### ■大工町地区の方針

- 見通し景観に風格、歩行者に近い低層階に賑わい、親しみを感じる街・大工町地区

##### ■宮の橋地区

- 大通りの歴史、市民の生活を感じる身近な街・宮の橋地区

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

大通り地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表7 届出対象行為（大通り地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の1/2(50%)を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> (1ha)を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表8 建築物等の行為の制限（大通り地区）

項目	地区	景観形成基準			
		池上町	馬場	大工町	宮の橋
建築物・工作物	建築物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大通りに面する1階部分には、商業店舗やサービス施設、ショールーム等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。</li> <li>○ シャッターを設置する場合は、シースルーシャッターとするよう努める。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表4のとおりとする。 ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表5のとおりとする。 ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</li> </ul>		
	その他意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大通りに面する低層階（1～2階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。</li> <li>○ 大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 馬場通り交差点部の角地においては、賑わい空間の創出に努める。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 田川に面した建築物は、田川側の壁面のデザインを建築物の背面的なデザインとしないよう努め、田川沿いの魅力ある景観の形成に努める。</li> </ul>

建築物の壁面の位置	○ 大通りに面する1階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。 ○ 大通りに面する中高層階（3階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。	
日よけテント	○ 大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。	
照明	○ 大通りに面する低層階（1～2階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮した照明の設置に努める。	
設備機器	○ 室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。	○ 室外機等の設備機器は、大通り及び田川から直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。
平面駐車場	○ 大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。	
緑化	○ 大通りに面する1階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。	
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表4 建築物の色彩制限について（池上町地区）

区分	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	YR（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	R（赤）	—	2以下
基調色（外壁）	YR（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	YR（黄赤）、Y（黄）、R（赤）	—	8以下

別表5 建築物の色彩制限について（宮の橋地区、大工町地区、馬場地区）

区分	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	Y R（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	R（赤）、G Y（緑黄）、G（緑）	—	2以下
	B G（青緑）、B（青）、P（紫）、P B（紫青）、R P（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
	G Y（緑黄）、G（緑）	7以上	2以下
	B G（青緑）、B（青）、P（紫）、P B（紫青）、R P（赤紫）	7以上	1以下
準基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	8以下
	G Y（緑黄）、G（緑）	—	—
	B G（青緑）、B（青）、P（紫）、P B（紫青）、R P（赤紫）	—	6以下

- ※ 無彩色については、明度6以上とします。
- ※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。
- ※ 準基調色とは、外壁の1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。



## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

大通り地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表9 屋外広告物の行為の制限（大通り地区）

項目		基準
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	<p>低層階 (1～2階)</p> <p>○ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし、賑わいや活気を演出する。</p>
		<p>中高層階 (3階以上)</p> <p>○ 「地」の色は、高彩度色を使用しない。（別表6）</p> <p>○ 「図」の色は、過度な多色使いをしない。</p> <p>○ 過度な点滅は使用しない。</p>
種類別基準	屋上広告物	
	突出広告物 (袖看板)	
3階以上に掲出する 壁面広告物		<p>○ 3階以上に、突出広告は掲出しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。</p> <p>表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの</p>
その他の 壁面広告物		<p>○ 3階以上に掲出する</p> <p>(1) 表示内容は文字・記号とする。</p> <p>(2) 意匠は箱文字（切文字）とする。ただし、次に該当するものはこの限りではない。</p> <p>地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの</p>
その他		<p>○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。</p>

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表6 屋外広告物の色彩制限

	色相	明度	彩度
屋外広告物	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	—	8以下
	G（緑）、GY（緑黄）、P（紫）	—	6以下
	PB（紫青）、RP（赤紫）	—	
	B（青）、BG（青緑）	—	4以下

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。

### (3) 白沢地区

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいます。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、「景観形成重点地区」に指定するものです。

#### 1) 施行日

平成24年7月1日

#### 2) 位置及び区域

白沢町の一部であって、図3に示す地区とします。(面積約11ha)

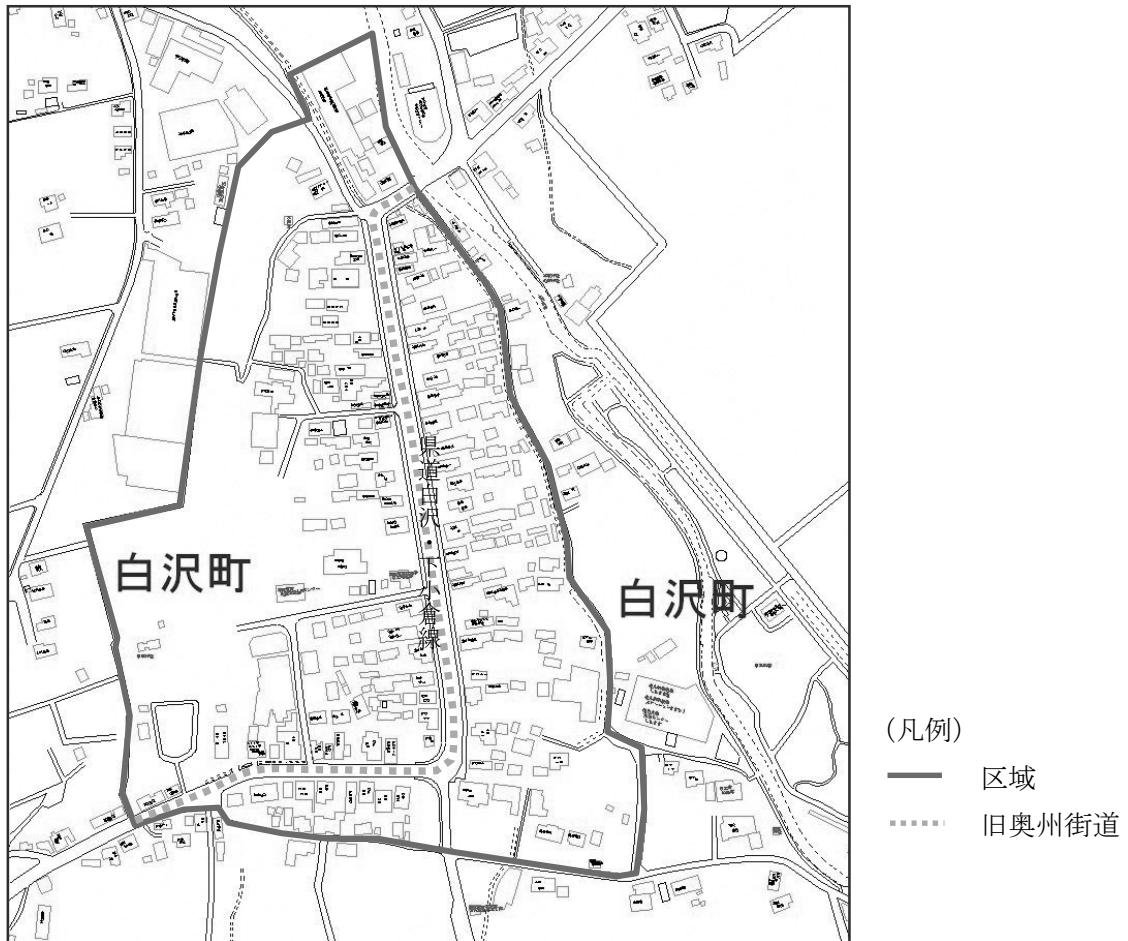


図3 景観形成重点地区（白沢地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出

#### 【景観形成の基本方針】

- ① 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。
- ② 繙承されてきた特徴ある敷地形状を守り、活かす。
- ③ 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。
- ④ 水と緑により、楽しく歩ける歩行空間を演出する。
- ⑤ 伝統ある文化の継承と、地域力を活用した賑わい景観を創出する。

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

白沢地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表10 届出対象行為（白沢地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の1/2(50%)を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> (1ha)を超えるもの

#### イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表11 建築物等の行為の制限（白沢地区）

項目	景観形成基準	
外部空間	規模・形状	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 繙承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状がつくりだすまちなみを維持するため、敷地形状の変更は行わないように努める。</li></ul>
	敷地の境界部	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 堀や柵は、生垣又は木材を使用したものとし、高さは視線の通る1.5m以下とする。</li><li>○ 旧奥州街道（※1）に面する境界部において、建築物が後退している場合や空地、駐車場とする場合は、まちなみの連続性に配慮し、堀や生垣等の設置に努める。</li></ul>

建築物・工作物等	建築物の高さ制限		○ 原則、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。
	形態意匠	形 態	○ 歴史的な風情を残す建築物の外観や、大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○ 宿場町の歴史的な趣きに配慮し、和風デザインを採用するなど、周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○ 木材や石材などの自然素材を効果的に使用し、宿場町の風情の演出に努める。 ○ 屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め、素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		色 彩	○ 外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし、基調色(※2)は別表7のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の1/20(5%)以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。
	照 明		○ 柔らかな光源色の落ち着きある照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。
	自動販売機		○ 旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は、周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。
	緑の保全・緑化等		○ 崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○ 通りを流れる掘割の適正な維持、管理をし、水と緑が調和した潤い景観形成に努める。 ○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには、良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。
	その他の		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

※1 旧奥州街道…図3「景観形成重点地区（白沢地区）」の区域図において凡例で示した道路を指します。

※2 基調色…建築物等の基本となる色彩であり、建築物等全体の大半を占める色彩。

別表7 建築物等の色彩制限 (マンセル値による)

区分	色 相		明 度	彩 度
外 壁	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
		R (赤)	6 以上	2 以下
	上記以外の色相は使用しない			
	無彩色	N (白~黒)	—	—
屋 根	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	5 以下	2 以下
	上記以外の色相		5 以下	1 以下
	無彩色	N (白~黒)	5 以下	—



## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

白沢地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1.2 屋外広告物の行為の制限（白沢地区）

項目		景観形成基準
共通基準	意匠 (形態・色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。</li> <li>○ 色彩は、地色（文字以外の部分）を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表8）ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。また、使用できる色彩数（地色を含む）は3色以内とする。</li> <li>○ 素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。</li> </ul>
	総表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1敷地内の表示面積の合計は6m<sup>2</sup>以内とする。</li> </ul>
	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。</li> <li>○ 道路上に張り出さない位置とする。</li> </ul>
	種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家用広告物のみとする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。</li> </ul>
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最上階の屋上には表示しない。</li> <li>○ 表示基數は1基までとする。</li> <li>○ 表示面積は、3m<sup>2</sup>以内とする。</li> </ul>
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示しない。</li> </ul>
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示基數は2基までとする。</li> <li>○ 表示面積の合計は、3m<sup>2</sup>以内でかつ壁面積の1/20(5%)以内とする。</li> <li>*ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。</li> </ul>
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とし、道路面への突き出し不可とする。</li> <li>○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。</li> <li>○ 表示基數は1基までとする。</li> <li>○ 表示面積は、1.5m<sup>2</sup>/面以内、3m<sup>2</sup>/基以内とする。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。</li> </ul>

備考：○ 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が2m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は適用しません。

○ 自治会や町内会が設置する地域の案内、歴史や文化の紹介をする案内板等については、この表の基準は適用しません。

別表8 屋外広告物の色彩制限 (マンセル値による)

	色 相		明 度	彩 度
地色部分	有彩色	Y R (黄赤)	—	6 以下
		R (赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
	上記以外の色相は使用しない			
	無彩色	N (白～黒)	—	—
表示部分	有彩色	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
		G (緑), G Y (黄緑), P (紫), R P (赤紫)	—	4 以下
		B G (青緑), B (青), P B (青紫)	—	2 以下
	無彩色	N (白～黒)	—	—

#### (4) 雀宮駅周辺地区

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域です。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

##### 1) 施行日

平成27年4月1日（一部は平成26年7月1日）

##### 2) 位置及び区域

宇都宮市雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部であって、図4に示す地区とします。

（面積約18ha）

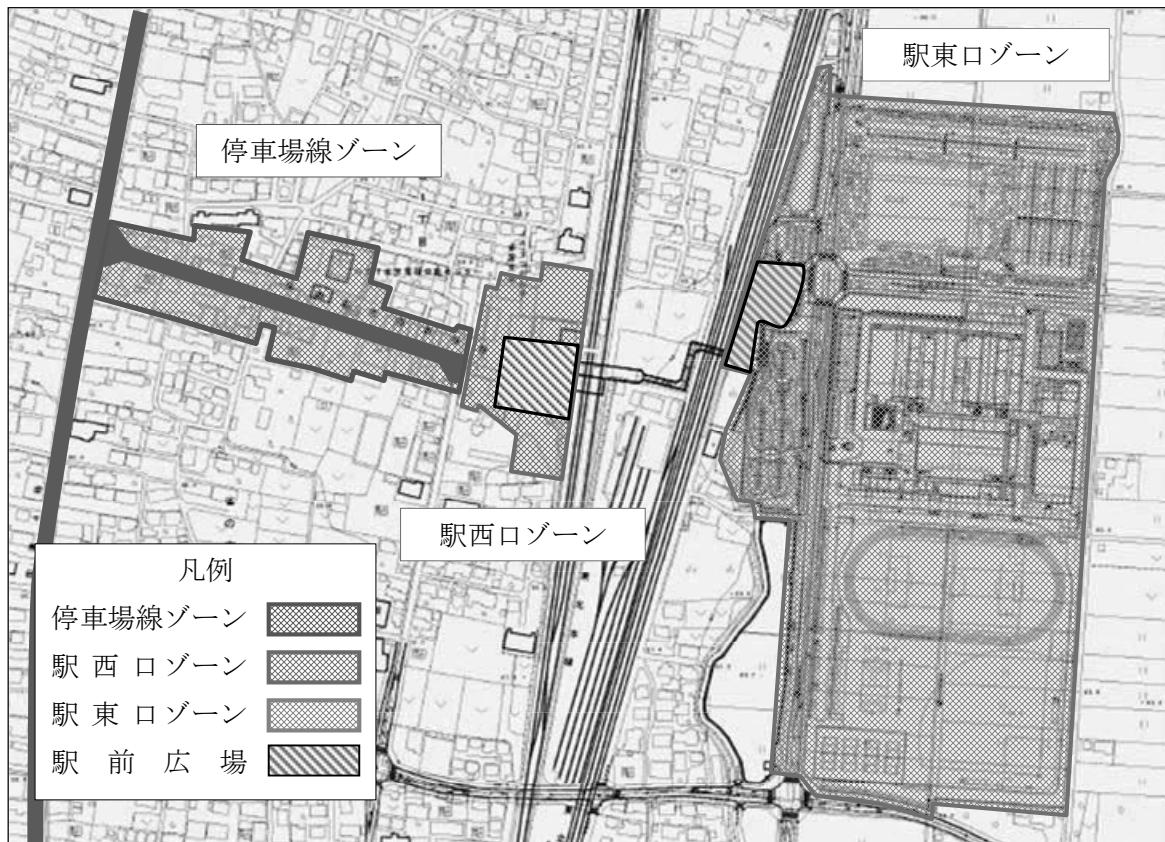


図4 景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

##### ■共通の方針

- 南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成

##### ■停車場線ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成

##### ■駅西ロゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成

##### ■駅東ロゾーンの方針

- 文教施設と田園風景が調和した景観の保全

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

雀宮駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 1.3 届出対象行為（雀宮駅周辺地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の 1 / 2 (50%) を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000 m <sup>2</sup> (1 ha) を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表14 建築物等の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項目		景観形成基準		
建築物・工作物	建築物の形態意匠	停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
		○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表9のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20(5%)の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。		○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表10のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20(5%)の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。
		○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。		
		○ 店舗やサービス施設等は、開放的な造りとし、敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど、快適な空間の創出に努める。		○ 建築物は、開放的な造りや道路境界からの後退などにより、ゆとりある空間を創出し、田園風景との調和に努める。
		○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。		
		○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。		○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。
		○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。		
		○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、うるおいを与える演出に努める。		
		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

別表9 建築物等の色彩制限（停車場線ゾーン、駅西口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑） B（青）、PB（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	—	2以下
基調色（外壁）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑） B（青）、PB（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	—	6以下
	GY（黄緑）、G（緑）	—	4以下
	BG（青緑）、B（青）、PB（紫青）、 P（紫）、RP（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については、明度6以上とします。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは、外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

別表10 建築物等の色彩制限（駅東口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	YR（黄赤）、Y（黄）	5以下	3以下
	R（赤）、GY（黄緑）、G（緑）	5以下	2以下
	BG（青緑）、B（青）、PB（紫青）、 P（紫）、RP（赤紫）	5以下	1以下
基調色（外壁）	YR（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）、GY（緑黄）、G（緑）	6以上	2以下
	BG（青緑）、B（青）、PB（紫青）、 P（紫）、RP（赤紫）	6以上	1以下

※ 無彩色については、明度6以上とします。

※ 基調色とは、屋根・外壁の概ね全体で使用する色彩とします。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。

## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

雀宮駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表15 屋外広告物の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項目	基 準		
	停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。</li> <li>○ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表11）ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。</li> </ul>	
	総表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1敷地内の表示面積の合計は、20m<sup>2</sup>以内とする。</li> </ul>	—
	種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家用広告物のみとする。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。</li> </ul>	
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示しない。</li> </ul>	
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示面積は10m<sup>2</sup>/面以内とする。</li> </ul>	
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示面積の合計は、10m<sup>2</sup>以内で、かつ壁面積の1/3以内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示面積の合計は、20m<sup>2</sup>以内で、かつ壁面積の1/3以内とする。</li> </ul>
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。</li> <li>○ 表示面積は、1.5m<sup>2</sup>/面以内、3m<sup>2</sup>/基以内とする。</li> <li>○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。</li> </ul>	
	上記の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に記載のない項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。</li> </ul>	
	その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。</li> </ul>	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は準用しません。

別表11 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	—	8以下
	GY(緑黄), G(緑), PB(紫青), P(紫), RP(赤紫)	—	6以下
	BG(青緑), B(青)	—	4以下

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を受けません。

## (5) 岡本駅周辺地区

岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われています。こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

### 1) 施行日

平成29年1月1日

### 2) 位置及び区域

下岡本町一部であって、図5に示す地区とします。(面積約4.7ha)

(東西駅前広場及び、東西駅前通りの道路境界から西口は両側25m、東口は両側20mの範囲。ただし、指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等については、その建築面積の1/2(50%)以上が指定区域に含まれる場合は届出の対象とします。)



図5 景観形成重点地区（岡本駅周辺地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

- ①岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出する。
- ②歩く楽しみやにぎわいのある駅前景観を形成する。
- ③周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する。

### 4) 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

#### ア 届出の対象となる行為

岡本駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表16 届出対象行為（岡本駅周辺地区）

種別	届出対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物、工作物の全体の1/2(50%)を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> (1ha)を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表17 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項目		景観形成基準
建築物・工作物	建築物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表12のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者にゆとりや開放感を与えるため、壁面は道路境界から1m以上後退するよう努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まとまりのある街並み景観を創出するため、統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努める。</li> </ul>
	その他の意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物や外構等、外観の一部に、地場産材である大谷石を効果的に使用するよう努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩の空間を創出するよう努める。また、住宅については庭先にベンチを設置するなど、交流できる空間を創出するよう努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間景観を演出するために、店舗やサービス施設には、間接照明やアプローチライト等を設置するよう努める。また、住宅についてはガーデンライトや門灯等の照明を設置するよう努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出してしない。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季節感のある花や緑により、彩りとうるおいを創出するため、空地部分、付属駐車場、敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行う。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。</li> </ul>

別表 12 建築物の色彩制限

区分	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	GY（绿黄）、G（绿）、BG（青绿）、B（青）、PB（紫青）、P（紫）、RP（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	5以上	3以下
	GY（绿黄）、G（绿）、BG（青绿）、B（青）、PB（紫青）、P（紫）、RP（赤紫）	5以上	1以下
準基調色（外壁）	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	—	6以下
	GY（绿黄）、G（绿）	—	4以下
	BG（青绿）、B（青）、PB（紫青）、P（紫）、RP（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については、明度5以上とします。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。

なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは、外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

岡本駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 18 屋外広告物の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項目		景観形成基準
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。</li> <li>○ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表13）</li> </ul>
	総表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1敷地内の表示面積の合計は20m<sup>2</sup>以内とする。</li> </ul>
	種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家用広告物のみとする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置を使用しないものとする。</li> </ul>
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示しない。</li> </ul>
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示面積は10m<sup>2</sup>/面以内とする。</li> </ul>
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示面積の合計は10m<sup>2</sup>以下で、かつ、壁面積の1/3以下とする。</li> </ul>
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。</li> <li>○ 表示面積は、1.5m<sup>2</sup>/面以内、3m<sup>2</sup>/基以内とする。</li> <li>○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。</li> </ul>
	上記の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に記載の無い項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。</li> </ul>
	その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記に記載の無い広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。</li> </ul>

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は準用しません。

別表13 屋外広告物の色彩制限

区分	色相	明度	彩度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G Y (緑黄), G (緑), P B (紫青), P (紫), R P (赤紫)	—	6以下
	B G (青緑), B (青)	—	4以下

※ 無彩色については、制限を受けません。

## 2 景観形成推進地区

### (1) 中里原地区

中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接しています。この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる地区です。

そこで、これらの実現のために街並みを構成する建物や緑、看板などについてルールを定め、「景観形成推進地区」に指定し、緑豊かな街並みを形成します。

#### 1) 施行日

平成22年1月1日

#### 2) 位置及び区域

宇都宮市中里町の一部であって、図6に示す地区とします。(面積約19ha)



図6 景観形成重点地区（中里原地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。

#### 【景観形成の基本方針】

住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
緑豊かな環境と調和した落ち着きのある住宅地の景観形成	周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

中里原地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表19 届出対象行為（中里原地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が、建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m <sup>2</sup> （1ha）を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表20 建築物等の行為の制限（中里原地区）

項目		景観形成基準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
建築物・ 工作物	形態意匠	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表14のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。	
緑化		○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ○ 緑地面積の敷地面積に対する割合（緑化率）を1/20(5%)以上確保することとする。	
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表14 建築物等の色彩制限

	色相	明度（外壁のみ）	彩度
建築物等の色彩	R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	上記以外の色相	6以上	2以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

中里原地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表21 屋外広告物の行為の制限（中里原地区）

項目	基 準	
	住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	<input type="radio"/> 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 <input type="radio"/> 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表15) ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。
	総表示面積	<input type="radio"/> 1敷地内の表示面積の合計は、 20m <sup>2</sup> 以内とする。
	配置・位置	<input type="radio"/> 道路上に張り出さない位置とする。
	種別	<input type="radio"/> 自家用広告物のみとする。
	その他	<input type="radio"/> 広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。
種類別基準	屋上広告物	<input type="radio"/> 表示しない。 <input type="radio"/> 高さ3m以下で、表示面積 40m <sup>2</sup> 以内とする。
	独立広告物	(1) 1敷地内の表示基数は、2基までとする。 (2) 高さ6m以下で、表示面積10m <sup>2</sup> 以内とする。
	壁面広告物	<input type="radio"/> 表示面積の合計は、10m <sup>2</sup> 以内 でかつ壁面積の1/10(10%)以内とする。
	その他の広告物	<input type="radio"/> 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表15 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	—	8以下
	G(緑), GY(緑黄), P(紫) PB(紫青), RP(赤紫)	—	6以下
	B(青), BG(青緑)	—	4以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。

## 第3章 景観重要公共施設

【景観法第8条第2項第4号ハ関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

### 1 景観重要道路

#### (1) 宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路

##### 1) 適用日

平成20年10月1日

##### 2) 施設の名称

宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路

##### 3) 位置

図7のとおり



図7 景観重要道路の位置（宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路）

#### 4) 整備に関する事項

##### ア 宇都宮駅東口駅前広場

###### 【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。</li> <li>○ 走行車線の混乱を防止するとともに、駅前広場の流れを創出するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。</li> <li>○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用する。</li> </ul>
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。</li> <li>○ 亂横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1mの横断防止柵を設置する。</li> <li>○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。</li> </ul>
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー構造（段差）を採用する。</li> <li>○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。</li> <li>○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。</li> </ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li> <li>○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。</li> <li>○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。</li> <li>○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。</li> </ul>

## イ 駅東口広場通り

### 【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整 備 の 内 容
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。</li><li>○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。</li></ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li><li>○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。</li><li>○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。</li></ul>

## ウ 東西自由通路（歩行者デッキ）

### 【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整 備 の 内 容
交流拠点への流れ・導入感を演出	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。</li></ul>
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式（薄い床板や屋根）。</li><li>○ 軽やかさを感じる庇の設置。</li></ul>
人々が安心して楽しく移動できる空間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置</li><li>○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字ブロックを手すり側に設置する。</li></ul>
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用</li><li>○ 豊かな光を感じるトップライトの設置</li></ul>

## 5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や廣告塔などの工作物（以下「工作物」という。）の道路占用の許可（道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。）を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。

## (2) 大通り

### 1) 適用日

平成23年7月1日

### 2) 施設の名称

大通り

### 3) 位置

主要地方道宇都宮・那須烏山線（区間：池上町交差点から大通り1丁目交差点まで）

主要地方道宇都宮・笠間線（区間：大通り1丁目交差点から宮の橋交差点まで）

（図8のとおり）

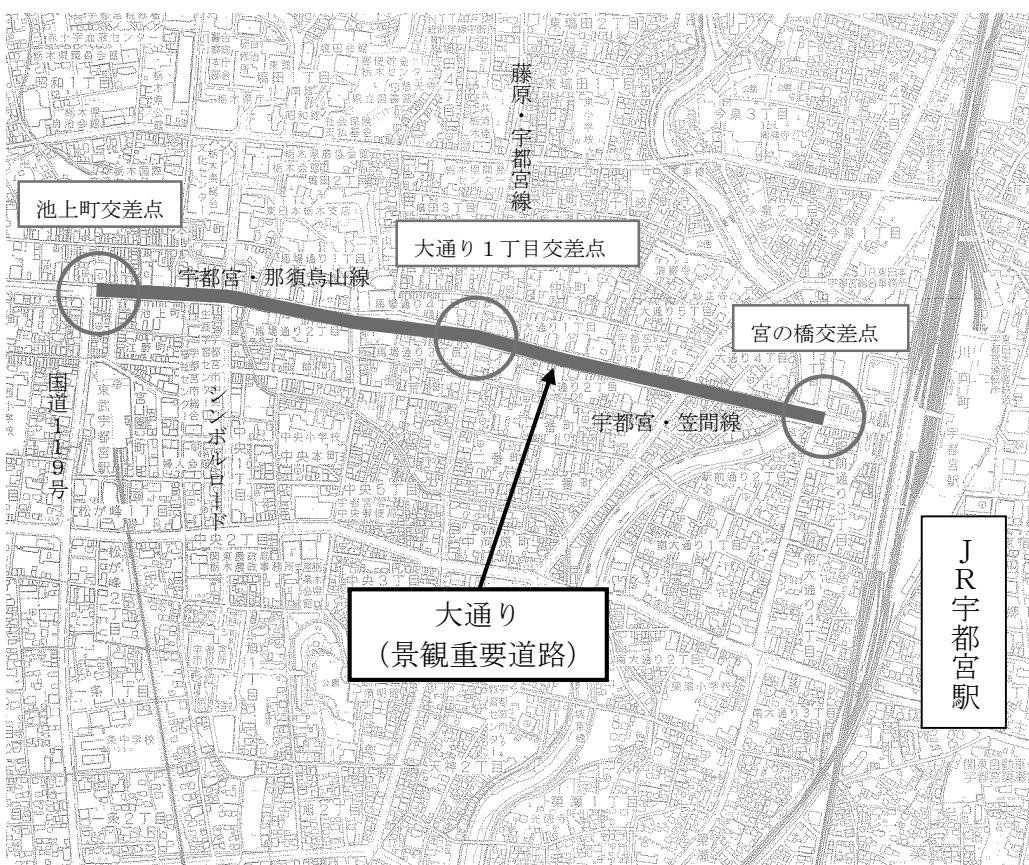


図8 景観重要道路の位置（大通り）

#### 4) 整備に関する事項

##### 【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮にふさわしい風格ある道路空間の形成
- ・ 個性と魅力を備えた宇都宮らしさの創出
- ・ みどり豊かで歩いて楽しく、賑わいのある道路景観の演出
- ・ おもてなしの心溢れる環境づくり

整備の考え方	整備の内容
落ち着きと、まとまりのある道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩道舗装は、沿道景観に配慮し、基本パターンや色合いを統一したものとする。</li> <li>○ 道路照明施設の形態意匠はデザイン性のあるもので統一する。色彩は周辺景観に調和し、一体感のある道路空間となるよう統一する。</li> <li>○ 地下道出入り口の上屋は、透過性のある素材の使用に努め、圧迫感がなく、周辺と調和のとれたデザインとする。</li> <li>○ 道路付属物は、その機能を損なわない範囲で、色彩の統一を図るとともに周辺と調和のとれたデザインとする。</li> </ul>
地場産材を生かした、個性と親しみある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に植栽枠、花壇、ベンチ、モニュメントは、大谷石を積極的に採用する。</li> </ul>
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩道部は、高木で並木を形成し、並木により、歩道が暗くならないよう、道路照明との関係に配慮するとともに、樹形を美しく整える。</li> <li>○ 並木の植樹枠内に常緑低木や花などの植栽に努め、中央分離帯にも植栽帯をできる限り設置する。</li> </ul>
賑わいと楽しさの演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路照明施設には、大通り全体にフラッグを連続して掲出できるよう、フラッグアームを設置する。</li> <li>○ 歩道側に連続して親子照明（歩車道兼用）を配置するとともに、夜間景観の演出に努める。</li> </ul>
安心で快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車道部は排水性、歩道部は透水性の高い舗装材を使用する。</li> <li>○ ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる。</li> </ul>

## 5) 占用許可の基準

当該施設において、工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

### 【共通事項】

- 工作物等の形態は、沿道景観とのバランスの取れたものとし、色彩は、道路の仕上げや周辺の道路付属物及び建築物と調和の取れたものとします。
- 工作物等に使用する素材には、宇都宮市の地場産材である大谷石の活用に努めるなど、宇都宮らしい景観を演出するデザインとします。

### 【個別事項】

- バス停の上屋は、壁材に透過性のある素材の使用に努めるなど、圧迫感がなく、周辺と調和の取れたデザインとします。
- フラッグ等は、宇都宮らしさや賑わいを感じさせるデザインとし、大通りに一体感をもたせるよう連続掲出に努めます。

## 第4章 景観整備機構

【景観法第92条関係】

宇都宮市景観整備機構を以下のとおり位置付けます。

### (1) 一般社団法人 栃木県建築士会

#### 1) 指定年月日

平成24年8月24日

#### 2) 指定番号

1

#### 3) 業務の内容

- ・ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと  
(景観法第93条第1号関係)
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと  
(景観法第93条第6号関係)
- ・ 上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと  
(景観法第93条第7号関係)

### (2) 特定非営利法人 大谷石研究会

#### 1) 指定年月日

平成24年8月24日

#### 2) 指定番号

2

#### 3) 業務の内容

- ・ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと  
(景観法第93条第1号関係)
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと  
(景観法第93条第6号関係)
- ・ 上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと  
(景観法第93条第7号関係)

<参考> 景観法（第92条、第93条関係）

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好的な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好的な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好的な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

## 景観審議会(平成31年1月16日開催)における主な意見と計画書への反映内容

No.	主な意見等	計画書への反映内容	反映した計画書の項目
1	計画書14ページの「5)宇都宮らしい街路樹」において、大イチョウは掲載されているが、同じシンボルロードの「イチョウ並木」も市の特徴として素晴らしいものである。並木も表現できると良い。	<p>「イチョウの並木」として、下記のとおり市内の並木の記載を追加した。また本市の景観資源として、県木のトチノキや市木のイチョウについての記載を合わせて見直した。</p> <p>⇒・ア トチノキの並木            栃木県庁から宇都宮市役所を結ぶシンボルロードには、県木であるトチノキの並木が整備され、<u>大通りから県庁へと向かう風格ある街並みを形成するとともに、歩道などに心地よい木陰をもたらしています。</u>            ・イ イチョウの並木  <u>シンボルロードの市役所前や中央図書館前、駅東公園には市木のイチョウの並木が整備され、新緑や紅葉の時期には特に印象的な街路景観を形成しています。</u>            また、宇都宮城ゆかりの名木で市の天然記念物に指定された大イチョウは、長年市民に親しまれ、現在は復興のシンボルとして多くの人に愛されています。</p>	第2章 【計画書14ページ】 1 宇都宮市の景観特性 (1)自然 5)宇都宮らしい街路樹
2	色彩の基準のうち、下記の点について確認・検討すること。 ・アクセントカラーの5%と1/20などの表記を統一した方が良い。 ・強調色とアクセントカラーは同じ意味であり、正しく変更した方が良い。	<p>【基準編】における、各景観形成重点地区等の該当箇所について、下記のとおり表記を修正した。</p> <p>⇒・表記が混在していた色彩の割合について、「<u>1/20 (5%)</u>」等の記載に統一する。            ・「強調色」を「準基調色」に変更する。            ※「基調色」及び「アクセントカラー」は変更なし。</p>	第1章 【基準編1~2ページ】 1 届出対象となる行為 2 行為の制限 第2章 【基準編3~34ページ】 1 景観形成重点地区 (1)~(5)の各地区 2 景観形成推進地区 (1)中里原地区

### 【No.2参考：色彩の定義について】

- ・基調色 …建築物の外壁や屋根の基本となる色彩で、景観形成重点地区等ごとに定める範囲内の色彩を使用することにより、良好な街並み景観を形成するもの
- ・準基調色 …基調色に準ずる色彩で、地区ごとに定める範囲内の色彩を外壁の1/4（25%）以下の割合で使用することが可能  
(元強調色)                   ※元の「強調色」としての考え方と変更はなし
- ・アクセントカラー …外壁のアクセントとして、視覚的な変化などのため効果的に使用することを想定し、1/20（5%）の範囲内で景観に配慮し使用することが可能

参考 2

宮都計審第6-2号

平成31年2月28日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市都市計画審議会

会長 大森 宣暉



「宇都宮市景観計画」の改定について（答申）

平成31年2月19日付け宮都第685号により諮問のあった標記の件につきまして、平成31年2月28日開催の第77回宇都宮市都市計画審議会において、意見聴取をした結果、別紙のとおりの意見がありましたので答申いたします。

別 紙

「宇都宮市景観計画の改定について」に関する主な意見等

	No.	主な意見等
2月28日 第77回	1	計画書16ページの「ウ 宇都宮城址公園とその周辺」において、「奥州街道（現在の大通り）」とあるが、全てが現在の大通りではないため、表記を正しくしてほしい。
	2	LRT沿線における景観形成において、清原工業団地は素晴らしい景観を有する地域であるため、計画書30ページの「5)都市の魅力・象徴の創造に資する、LRT沿線の魅力的な景観形成」に『工業団地』の表記も加えてほしい。
	3	大谷石建築物の保全・活用において、「石蔵」「大谷石蔵」が混在している。統一を検討してほしい。
	4	八幡山公園は、二荒の杜と合わせて、市民の心のふるさとである。写真や文言の記載をお願いしたい。
	5	大谷石建築物の保全・活用について、建築物のほかに塀や擁壁も景観的に重要であるため、保全を合わせて検討してほしい。
	6	景観を形成する重要な大谷石の建物である松が峰教会の周辺には、東武鉄道の大谷石擁壁も広範囲に存在している。是非、景観形成重点地区の指定等、大谷石の景観の形成に向けた手立てを検討してほしい。
	7	大谷石塀については、景観的に重要である一方、市で撤去費の助成をしている。その整合を含め、庁内でよく議論してほしい。
	8	LRTが鬼怒川を渡る風景は宇都宮のもう一つの顔となるため、走る姿のPRなど、まちづくりの中でLRTを活かすと良い。
	9	太陽光発電施設は、高さによって発電能力に差が出るため、景観への配慮に当たっては、技術的な部分も含めて検討した方が良い。